

平成 30 年度
包括外部監査結果報告書

テーマ

県税に関する財務事務の
執行及び管理について

平成 31 年 3 月
富山県包括外部監査人
布目 剛

目 次

第1. 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件を選定した理由.....	1
4. 外部監査の対象部署.....	2
5. 外部監査の対象期間.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	2
7. 外部監査の方法.....	2
8. 包括外部監査人及び補助者.....	2
9. 利害関係.....	2
10. 語句の説明.....	2
11. その他.....	3
第2. 監査対象の概要.....	4
1. 県の財政状況.....	4
2. 県税の概要及び税目ごとの県税収入の推移.....	6
(1) 県税の概要.....	6
(2) 税目ごとの県税収入の推移.....	7
(3) 監査対象部署の概要.....	8
(4) 各税目の制度概要.....	12
ア. 個人県民税.....	12
イ. 法人県民税.....	21
ウ. 県民税の利子割.....	29
エ. 県民税の配当割.....	31
オ. 県民税の株式等譲渡所得割.....	33
カ. 個人事業税.....	35
キ. 法人事業税.....	42
ク. 不動産取得税.....	46
ケ. 自動車取得税及び自動車税.....	60
コ. 県たばこ税.....	66
サ. 軽油引取税.....	69
(5) 徴収事務の制度概要.....	81
(6) 税務システム及び情報セキュリティの概要.....	102
(7) 税務行政に関連する各種指標の推移.....	108

第3. 包括外部監査の結果及び意見.....	111
I. 監査手続	111
II. 総括	112
1. 発見事項一覧.....	112
2. 主な指摘事項及び意見.....	113
3. その他の提言事項.....	118
III. 個別的事項	120
1. 法人県民税・事業税.....	120
2. 個人事業税	125
3. 不動産取得税.....	126
4. 自動車取得税・自動車税.....	132
5. 県たばこ税	133
6. 軽油引取税	133
7. 徴収	136
8. 税務システム及び情報セキュリティ.....	138
第4. 過年度指摘事項等のフォローの状況.....	140
1. 個人事業税	140
2. 不動産取得税.....	141
3. 軽油引取税	143
4. 徴収	145
5. 税務システム及び情報セキュリティ.....	152

第1．包括外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件

県税に関する財務事務の執行及び管理について

3．特定の事件を選定した理由

本県においては、三位一体改革の影響等もあって平成17年度予算編成前の段階で約400億円（一般会計当初予算ベース）と見込まれた構造的財源不足が、これまでの不断の行財政改革の甲斐もあって、平成28年度当初予算以降解消している。

しかし、更なる少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少が懸念されることなどから、本県の財政見通しは依然として予断を許さぬ状況にあるといえる。

そうした財政見通しの改善には、歳出の削減に加え自助努力による歳入増加が必要であるが、そのためには限られた職員定数の中で財務事務執行リスクを十分に低減し得る歳入管理体制の構築が不可欠である。かかる観点からは、内部統制を自主的に設計し得る歳入領域として、一般会計において県税の管理体制には特に注視すべきである。

折しも、平成29年の地方自治法改正により、平成32年度（2020年度）から都道府県にも内部統制制度が導入されることとなり、その中では財務等に関する内部統制の整備・運用状況を首長から議会に報告することが求められた。かかる点でも、内部統制を自主的に設計し得る歳入領域である県税は、各業務フローの的確な理解に基づき財務事務執行リスクの管理体制について評価・報告すべき最重要領域と考えられる。

また、本県としても、『平成30年度の行政改革の取組み』（富山県行政改革推進本部作成（事務局：人事課行政改革・経営班））の中で、「債権管理の適正化」を「県有資産の適正な管理と有効活用」のための重要施策と位置づけている。こうした本県の取り組みを第三者的視点から評価することにも一定の意義が認められる。

しかしながら、かかる県税の管理については、前回の包括外部監査においてテーマとして取り上げられてから現時点で既に10年以上が経過しており、このタイミングで再点検することには十分な意義が認められる。

以上の理由から、当年度の包括外部監査においては、県税に関する財務事務の執行及び管理について検討を行うことに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象部署

富山県経営管理部税務課及び富山県総合県税事務所

5. 外部監査の対象期間

原則として平成 29 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

6. 外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 20 日まで

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 県税の賦課及び徴収が条例等に従い行われているか。
- ② 県税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。
- ③ 県税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

また、内部統制制度上の財務事務執行リスクの有無についても留意した（補足事項参照）。

(2) 主な監査手続

県税に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、比率分析等の分析的手続、視察を中心として実施する。

8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	布目 剛	公認会計士
補助者	柴 義公	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	茶木 梨津子	公認会計士
補助者	林 伸一	公認会計士
補助者	山岡 輝之	公認会計士

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に記載すべき利害関係はない。

10. 語句の説明

当報告書に記載する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場

合（形式的な誤りを含む。）、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

また、報告書中、特に断りがない限り、「法」は地方税法を、「政令」は地方税法施行令を、「条例」は富山県税条例をさす。

11. その他

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

「第2. 監査対象の概要」の「2. (4)各税目の制度概要」及び「(5)徴収事務の制度概要」のフロー図に、一般に想定されるリスク例を記載しているが、指摘・意見となった点を除き、監査結果からは特記すべき事項は見受けられなかった。

（補足事項）内部統制制度について

内部統制とは、経営者が、経営上のリスクを一定水準に抑え、「業務の有効性と効率性」・「財務報告の信頼性」・「法令遵守」・「資産保全」の4つの目的を達成するために業務に組み込まれているものであり、内部管理体制に近い概念である。

2020年度から、地方公共団体における内部統制制度が導入され、長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することが求められる。

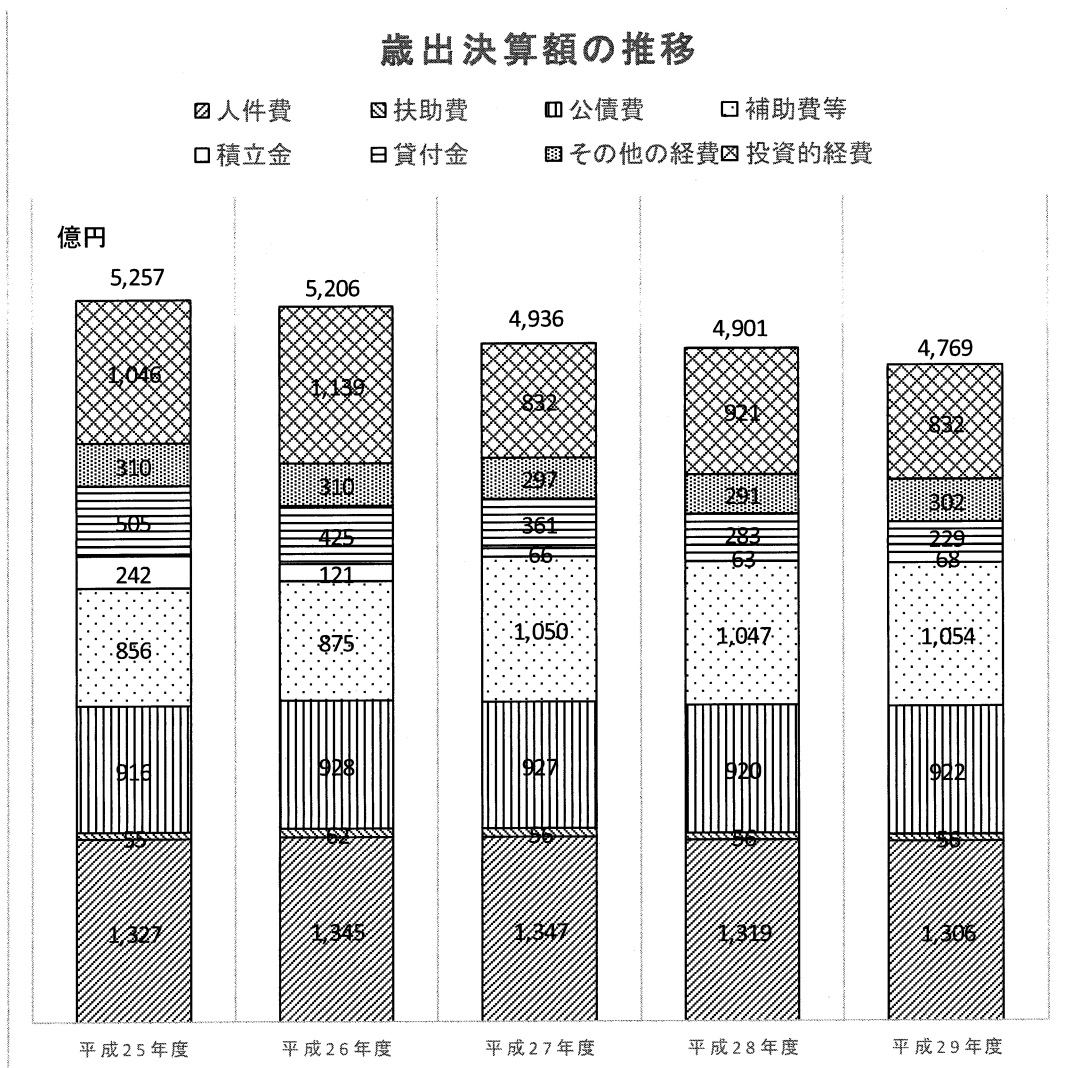
本監査では、こうした内部統制制度の導入をにらみつつ、民間企業において一般に想定される財務事務執行リスク例を参考にフロー図を試作し、県側の管理体制がかかるリスクに対応しているか検討した。監査の結果、リスクへの対応として不十分と認識された事項については、指摘または意見として整理した。

第2. 監査対象の概要

1. 県の財政状況

(1) 県の歳出額の推移

県は、最上位の行政計画である総合計画「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」を策定し、県民が、若者も高齢者も、男性も女性も、一人ひとりが高い志を胸に、未来に向け、夢と希望を持って、いきいきと働き暮らせる元気な県づくりを、県民参画のもとに進めていくこととしている。本県の一般会計の歳出額の推移は以下のとおりであり、年度ごとに変動はあるものの、全体としては、平成27年度以降は社会保障費の増嵩等により補助費等が高止まってはいるものの、事務の効率化等により各支出を抑制していることがうかがえる。



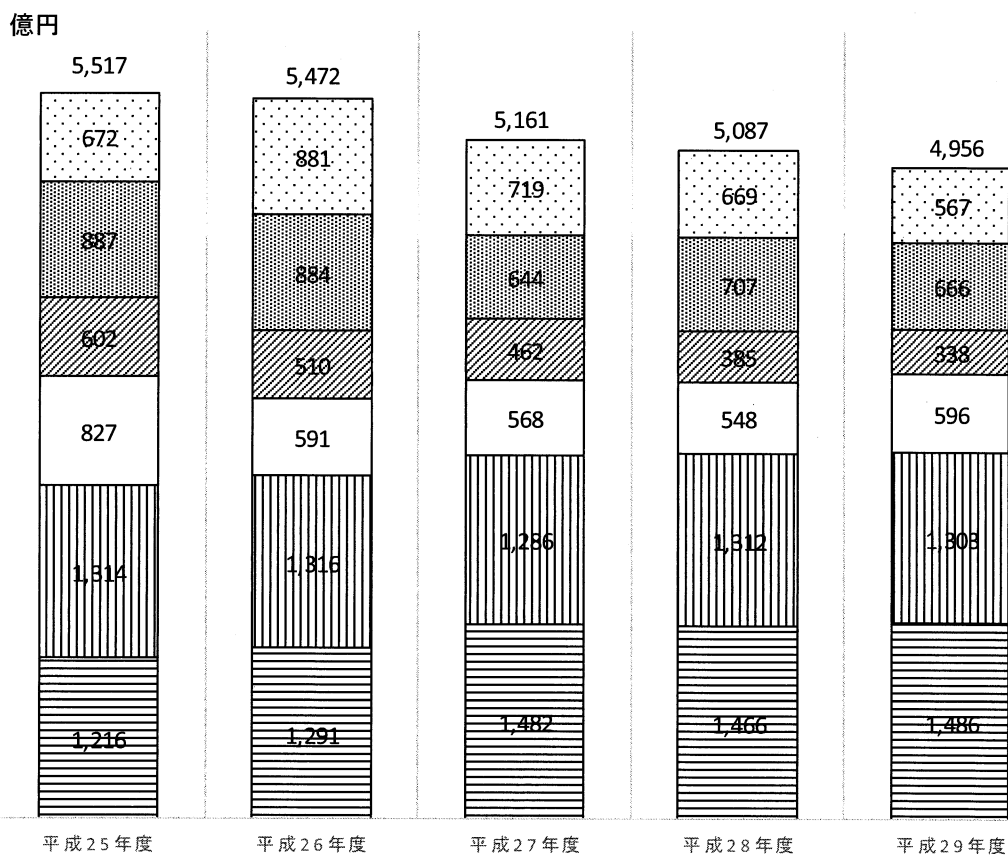
(出典：総務省HP「財政状況資料集」及び県から入手した資料により作成)

(2) 県の歳入額の推移

「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」の着実な遂行のためには安定的な歳入の確保が重要課題となる。歳入額の推移は以下のとおりであり、歳入額総額やその内訳については年度ごとに変動はあるものの、県債の発行抑制等により県税収入額の歳入額全体に占める割合は増加傾向にあり、平成25年度には約22%だった割合が平成29年度には約30%を占めるに至っている。施策を支える財源としての県税収入の重要性は、ますます高まってきているといえる。

歳入決算額の推移

□ 地方税 □ 地方交付税 □ 国庫支出金 ▨ 諸収入 ▩ 県債 □ その他



(出典：総務省HP「財政状況資料集」及び県から入手した資料により作成)

2. 県税の概要及び税目ごとの県税収入の推移

(1) 県税の概要

県において賦課徴収される税目及びその概要は以下のとおりである。県より各税目の概要を聴取した結果、包括外部監査の対象とする意義があると判断した以下の12種類の税目を対象とした。

税目			概要	監査 対象	
普通 税	直接税	県 民 税	個人県民税	県内に住所を有する個人に課税	○
			法人県民税	県内に事業所等を有する法人に課税	○
			県民税利子割	金融機関から利子等の支払を受けるときに課税	○
			県民税配当割	上場株式等の配当等の支払を受けるときに課税	○
			県民税株式等譲渡 所得割	特定口座内での上場株式等の譲渡所得等に課税	○
		事 業 税	個人事業税	県内で事業を行っている個人事業主の所得に応じて課税	○
			法人事業税	県内に事業所等を有する法人の所得等に応じて課税	○
			不動産取得税	不動産（土地・建物）を取得したときに課税	○
			自動車取得税	一定額を超える自動車（軽自動車を含む）を取得したときに課税	○
			自動車税	自動車（軽自動車を除く）の所有者に対して課税	○
		鉱区税	鉱業権を有する者に課税		
		県固定資産税	一定額を超える大規模固定資産（償却資産）について、一定額を超える部分に課税		
	間 接 税	地方消費税	消費税が課される取引に対して、国の消費税と併せて課税		
県たばこ税		製造たばこの売渡しをしたときに課税	○		
軽油引取税		軽油の引取り等をしたときに課税	○		
ゴルフ場利用税		ゴルフ場を利用したときに課税			
目 的 税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときに課税		

(2) 税目ごとの県税収入の推移

税目ごとの県税収入の推移は以下のとおりであり、県民税、事業税及び地方消費税の比率が高いことが分かる。また、税率引上げの影響により地方消費税の比率はさらに高まっており、平成 29 年度決算では、県民税、事業税及び地方消費税の 3 税で、税収のおよそ 3/4 を占めている。

なお、平成 29 年度においては、個人県民税や自動車取得税、軽油引取税などの税目で増収となったものの、地方消費税や法人事業税、不動産取得税などの税目で減収となった結果、税収総額は 2 年連続で減少となった。

(単位：百万円)

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県民税	法人	5,687	6,594	5,841	4,984	4,865
	個人	35,692	35,812	36,189	36,905	37,156
	利子割	777	713	602	373	566
	配当割	1,172	2,163	1,761	1,052	1,320
	株式等譲渡所得割	1,580	1,065	1,392	523	1,341
	計	44,908	46,347	45,785	43,837	45,248
事業税	法人	19,347	22,568	25,607	29,037	28,388
	個人	978	1,088	1,149	1,170	1,192
	計	20,325	23,656	26,756	30,207	29,580
地方消費税	譲渡割	16,246	17,871	32,288	30,420	28,560
	貨物割	1,087	1,957	2,131	1,911	2,087
	計	17,333	19,828	34,419	32,331	30,647
不動産取得税		2,499	2,659	2,173	2,940	2,449
県たばこ税		1,395	1,249	1,224	1,180	1,115
ゴルフ場利用税		341	337	348	316	299
自動車税		17,362	17,145	17,019	16,903	16,981
鉦区税		1	1	1	0	1
自動車取得税		1,893	807	1,273	1,354	1,753
軽油引取税		11,377	11,338	10,775	10,688	11,123
狩猟税		12	12	7	7	6
合計		117,446	123,379	139,780	139,763	139,202

(出典：県より入手した資料により作成)

さらに、平成 29 年度の調定収入の状況については、下表のとおりである。

(単位：千円・%)

区分 税目	調定額			収入額			不納欠損額 ③	未還付 過誤納金 ④	収入未済額 ①-②-③+④ ⑤
	現年課税分	滞納繰越分	計 ①	現年課税分	滞納繰越分	計 ②			
県民税	45,195,624	1,956,041	47,151,666	44,782,640	465,728	45,248,367	84,711	8,099	1,826,686
法人	4,867,134	16,152	4,883,287	4,861,078	4,126	4,865,204	1,411	37	16,709
個人	37,101,224	1,939,889	39,041,113	36,694,296	461,601	37,155,898	83,301	8,062	1,809,977
利子割	566,631	0	566,631	566,631	0	566,631	0	0	0
配当割	1,319,877	0	1,319,877	1,319,877	0	1,319,877	0	0	0
株式等譲渡 所得割	1,340,757	0	1,340,757	1,340,757	0	1,340,757	0	0	0
事業税	29,586,867	111,250	29,698,117	29,564,884	15,619	29,580,503	6,572	78	111,119
法人	28,393,991	28,533	28,422,524	28,383,189	5,161	28,388,350	331	78	33,920
個人	1,192,876	82,717	1,275,593	1,181,695	10,458	1,192,153	6,241	0	77,199
地方消費税	30,647,406	0	30,647,406	30,647,406	0	30,647,406	0	0	0
譲渡割	28,559,926	0	28,559,926	28,559,926	0	28,559,926	0	0	0
貨物割	2,087,480	0	2,087,480	2,087,480	0	2,087,480	0	0	0
不動産取得税	2,453,115	55,524	2,508,639	2,422,864	26,078	2,448,942	6,939	83	52,842
県たばこ税	1,114,866	0	1,114,866	1,114,866	0	1,114,866	0	0	0
ゴルフ場利用税	298,577	0	298,577	298,577	0	298,577	0	0	0
自動車税	16,980,402	113,064	17,093,466	16,939,204	41,502	16,980,706	10,822	103	102,041
鉱区税	711	581	1,292	595	0	595	698	0	0
自動車取得税	1,753,295	0	1,753,295	1,753,295	0	1,753,295	0	0	0
軽油引取税	11,118,942	401,876	11,520,819	10,720,950	401,876	11,122,826	0	0	397,992
狩猟税	6,212	0	6,212	6,212	0	6,212	0	0	0
合計	139,156,017	2,638,336	141,794,353	138,251,492	950,802	139,202,294	109,742	8,362	2,490,680

(出典：「平成 29 年度富山県税務統計書」)

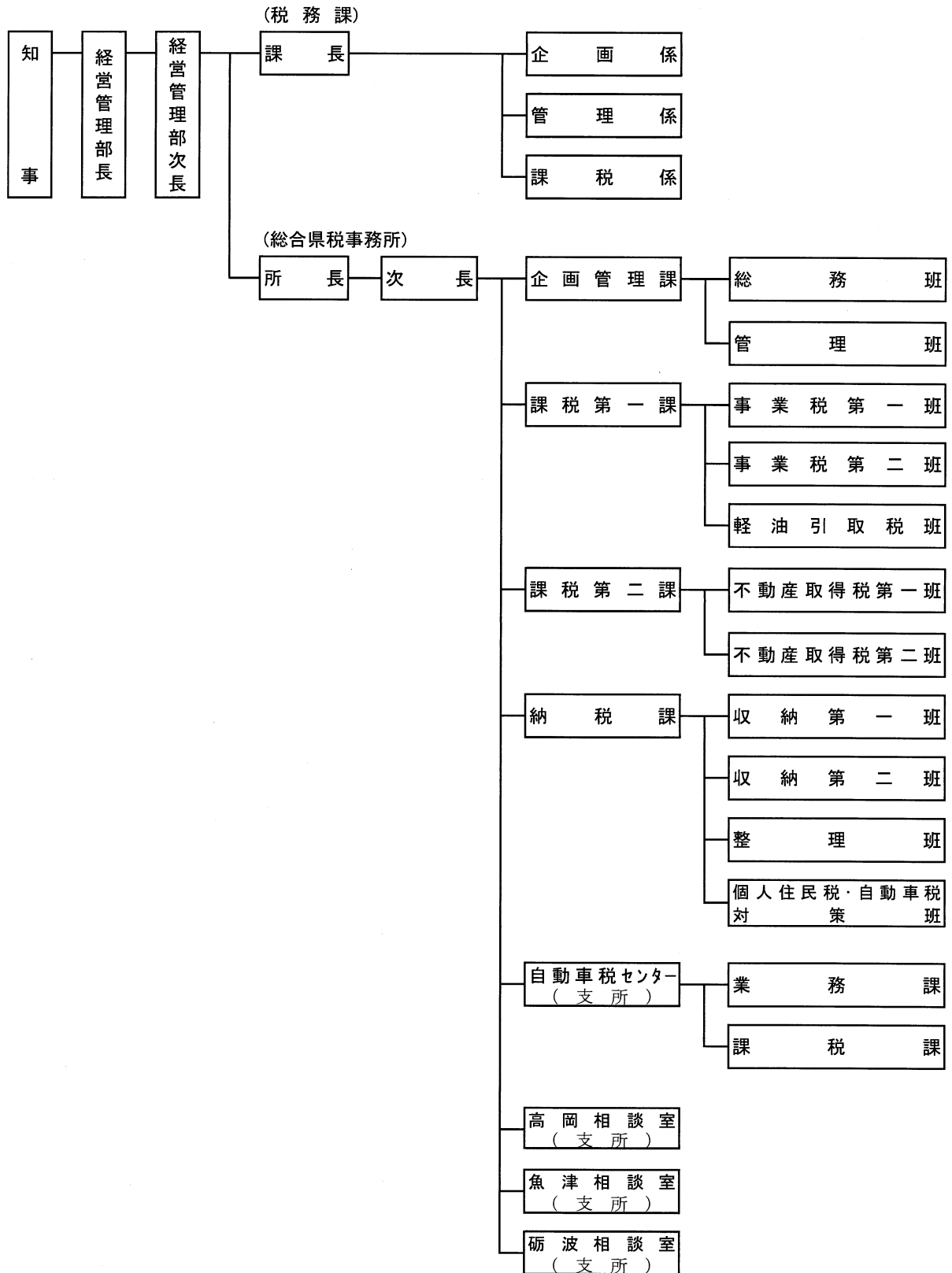
(3) 監査対象部署の概要

ア. 監査対象部署の選定

富山県の税務組織体制は次頁のとおりであり、経営管理部内の税務課及び総合県税事務所により税務事務が遂行されている。本監査においては、税務課及び総合県税事務所（各相談室を除く。）を監査対象とした。

税 務 機 構 図

(平成30年4月1日現在)



イ. 経営管理部税務課

所属	業務内容
企画係	県税の企画立案、徴収事務、税務職員の研修、租税教育に関すること。
管理係	県税の収納、税務総合電算システムの管理運営に関すること。
課税係	県税の課税に関すること。

ウ. 総合県税事務所

所属	業務内容
企画管理課 総務班	予算管理と経理事務
企画管理課 管理班	県税の窓口収納、納税証明書
課税第一課 事業税第一班	法人県民税・法人事業税の賦課事務、外形標準課税に関する こと
課税第一課 事業税第二班	個人県民税・個人事業税・県民税（利子割、配当割、株式等 譲渡所得割）・狩猟税の賦課事務
課税第一課 軽油引取税班	軽油引取税・ゴルフ場利用税・鉦区税の賦課事務、軽油引取 税に関する調査
課税第二課 不動産取得税第一班	不動産取得税（承継取得）の賦課事務
課税第二課 不動産取得税第二班	不動産取得税（原始取得）の賦課事務
納税課 収納第一班	県東部の滞納整理事務、軽油引取税の徴収猶予事務
納税課 収納第二班	県西部の滞納整理事務、個人事業税の口座振替・農地等の生 前一括贈与に係る徴収猶予事務
納税課 整理班	滞納繰越案件（個人県民税・自動車税対策班所管案件を除 く。）の滞納整理事務、公売事務
納税課 個人県民税・自動車税 対策班	個人県民税の徴収対策・調整事務、自動車税の口座振替・徴 収対策事務、自動車税の滞納繰越案件の滞納整理事務

エ. 総合県税事務所自動車税センター

所属	業務内容
業務課	自動車税の窓口収納、還付及び納税証明書（自動車税）の発行に関する事務
課税課	自動車税及び自動車取得税の賦課、申告及び減免に関する事務

(4) 各税目の制度概要

ア. 個人県民税

(ア) 個人県民税の概要

a 趣旨等

個人県民税は、県の行政サービスに必要な費用を広く県民の方々に負担していただく税金である。

一般に、個人県民税と個人市町村民税を併せて「個人住民税」と呼ばれており、納税者や税額計算の基になる所得金額などが同じであり、納税者の便宜と賦課徴収コストの削減のため、市町村が個人市町村民税と一緒に賦課徴収を行っている。

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額でかかる「均等割」と、前年の所得に応じてかかる「所得割」から構成される。

b 納税義務者

- ① 県内に住所がある個人 (均等割、所得割)
- ② 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その所在する市町村内に住所のない者 (均等割)

・非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が 125 万円以下の者
- ③ 法第 295 条第 3 項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができない者に対する均等割
(非課税限度額…35 万円×家族数+加算額 21 万円以内で市町村条例で定める額)
- ④ 前年中の合計所得金額が、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に 35 万円を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下の者に対する所得割

c 税額

① 均等割

年 2,000 円

(*1) 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から 10 年間、全国的に個人県民税の均等割が 500 円(個人市町村民税についても別途 500 円)加算されている。

(*2) とやまの森を県民全体で守り育て、次世代に引き継いでいくための財

源として、平成19年4月1日から平成34年(2022年)3月31日までの間に開始する各事業年度に適用。500円加算されている。

② 所得割

課税所得金額×4%－税額控除額

- (※1) 課税所得金額とは、前年の所得金額から所得控除額(※)を控除したものをいう。
- (※2) 退職所得、土地・建物等の譲渡所得等については、他の所得とは分離して個別に定められた方法で税額を計算する。
- (※3) 税額控除の主なものとして、調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除がある。

所得の種類	対象内容
利子所得	預貯金などの利子
配当所得	株式などの配当
不動産所得	土地や建物などの貸付による所得
事業所得	商工業や農業などの事業による所得
給与所得	給与や賞与などによる収入
退職所得	退職金や一時恩給など
山林所得	山林の伐採や譲渡による所得
譲渡所得	土地などの財産を売った場合の所得
一時所得	クイズの賞金をもらった場合などの所得
雑所得	公的年金その他の所得

(※) 所得控除額の項目

所得控除項目
雑損控除
医療費控除
医療費控除の特例
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除
寄附金控除
障害者控除
寡婦(寡夫)控除
勤労学生控除
配偶者控除
配偶者特別控除

所得控除項目
扶養控除
基礎控除

d 調整控除

調整控除は、平成 19 年度の所得税から住民税の税源移譲に伴い所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため設けられた制度である。

合計課税所得金額(※)の区分	調整控除額
その納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円以下である場合	次のうちいずれか少ない金額の 5%相当額 (県民税 2%、市町村民税 3%) ① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
その納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合	①から②を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5% (県民税 2%、市町村民税 3%) ① 所得税との人的控除額との差額 ② 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

(※)「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額である。

e 税額控除

各種の控除(所得控除を行った後の課税所得の額に、税率を乗じていったん計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの)がある。

税額控除項目
寄付金税額控除
配当控除
外国税額控除
住宅借入金等特別税額控除

f 非課税

次のいずれかに該当する場合には課税されない。

所得割と均等割が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が 125 万円(※)以下の者
-------------	---

均等割が非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 295 条第 3 項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができない者 (非課税限度額…35 万円×家族数+加算額 21 万円(※)以内で市町村条例で定める額)
所得割が非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の合計所得金額が次の算式で計算した額(控除対象配偶者・扶養親族がない場合は 35 万円)以下の者 $35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者} \cdot \text{扶養親族の数} + 1) + 32 \text{ 万円} (\text{※})$

(※) 平成 33 年度 (2021 年度) 分から 10 万円を加算

g 申告と納税

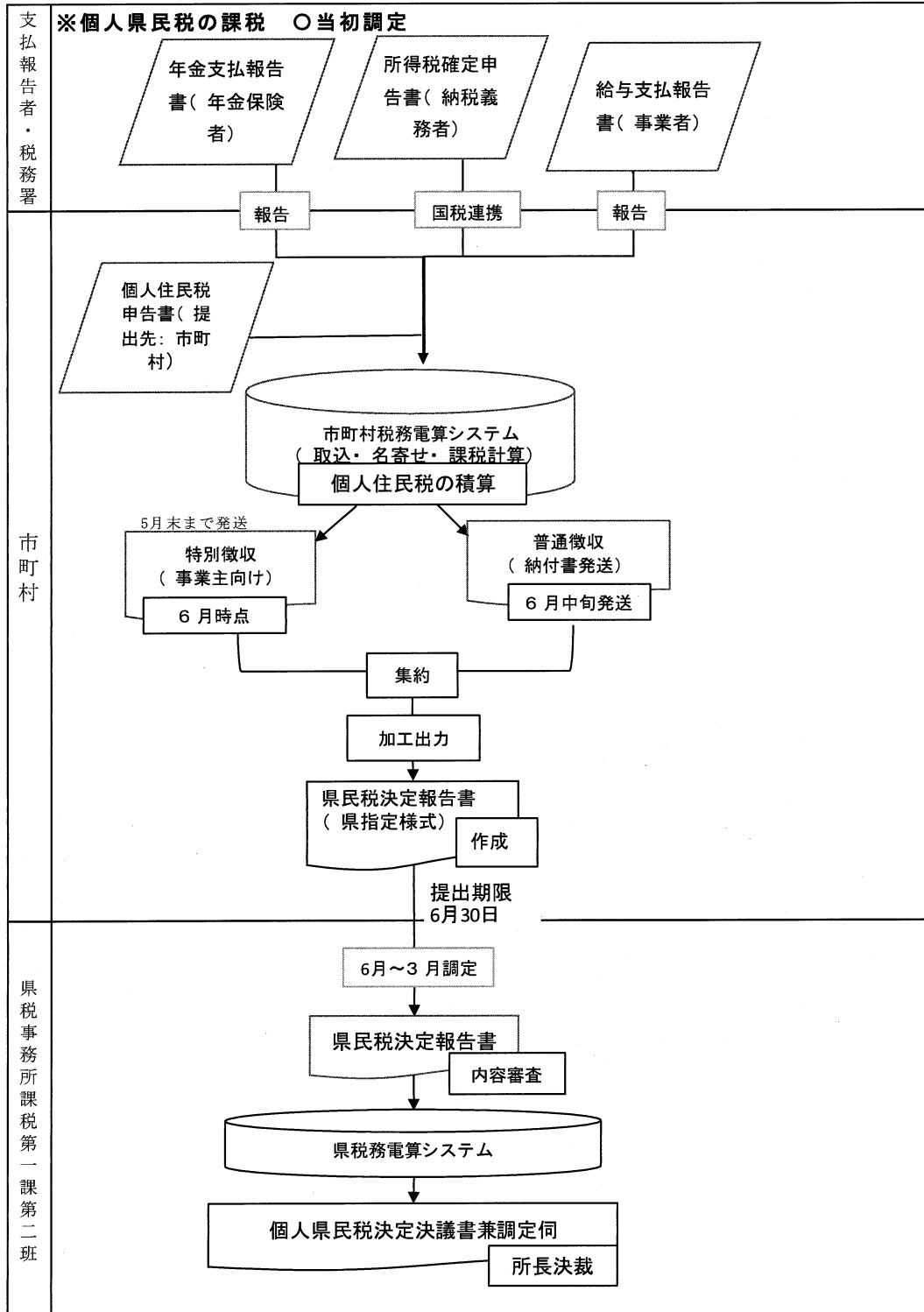
申告、納税などの事務は、個人の市町村民税と一緒に市町村で行う。

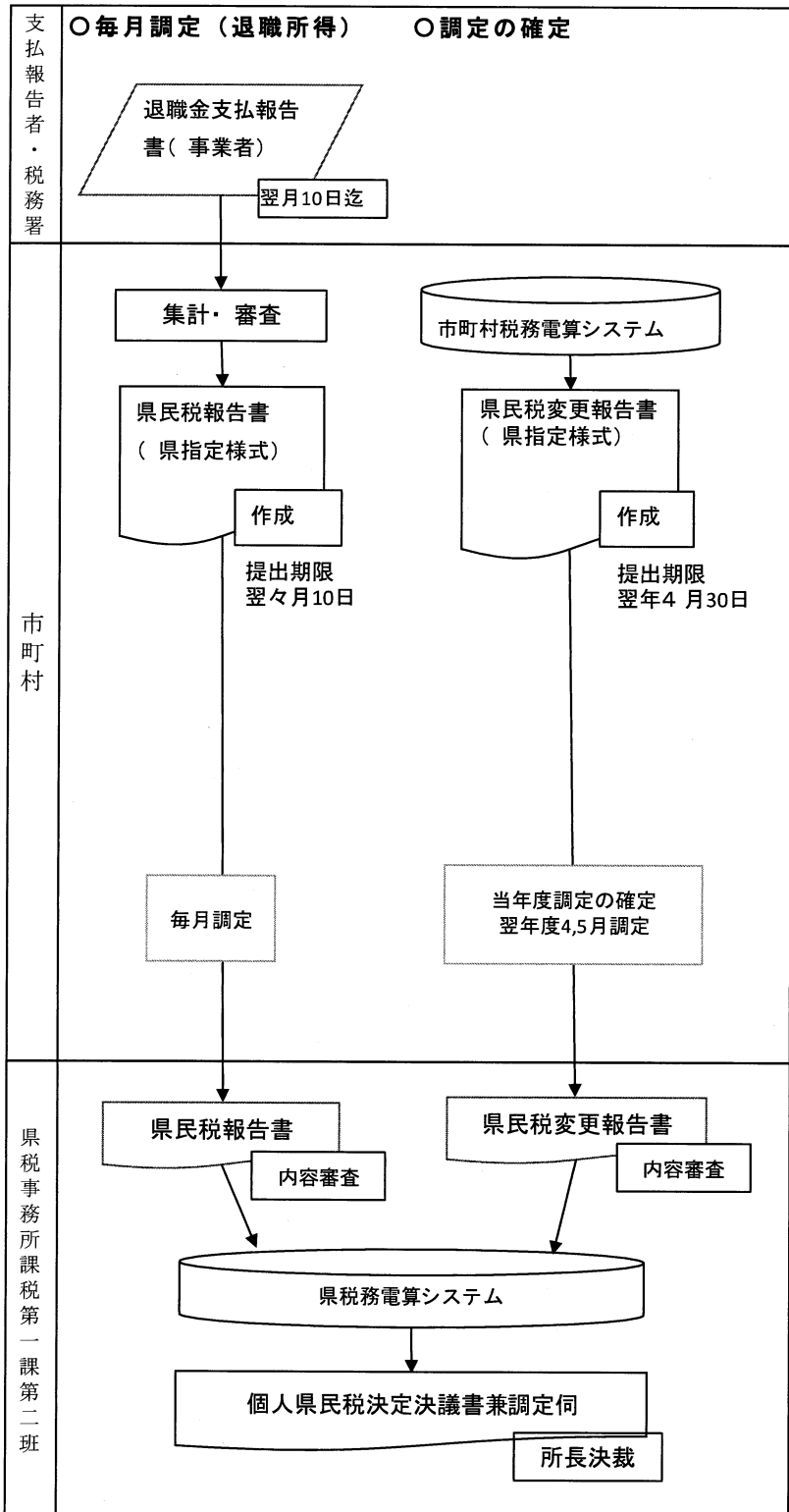
申告	<p>3 月 15 日までにその年の 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村に個人の市町村民税・県民税申告書を提出することになる。</p> <p>なお、給与所得のみの者、公的年金に係る所得のみの者又は所得税の確定申告をした者は、提出する必要はないが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄又は「住民税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載しなければならない。</p> <p>また、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除、自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出しなければならない。</p>	
納税	給与所得の者 (特別徴収)	給与支払者 (勤務先) が、6 月から翌年の 5 月の 12 回に分けて毎月の給与から税額を差し引きとりまとめて納める。
	公的年金受給者で 65 歳以上 (4 月 1 日現在) の者 (特別徴収)	年金支払者が、4 月から翌年の 2 月までの年 6 回の年金支給の都度、税額を差し引きとりまとめて納める。
	その他の者 (普通徴収)	納期 (6 月、8 月、10 月、翌年の 1 月) ごとに市町村から送付される納税通知書 (納付書) で納める。

(イ) 個人県民税の業務フロー

a 調定事務

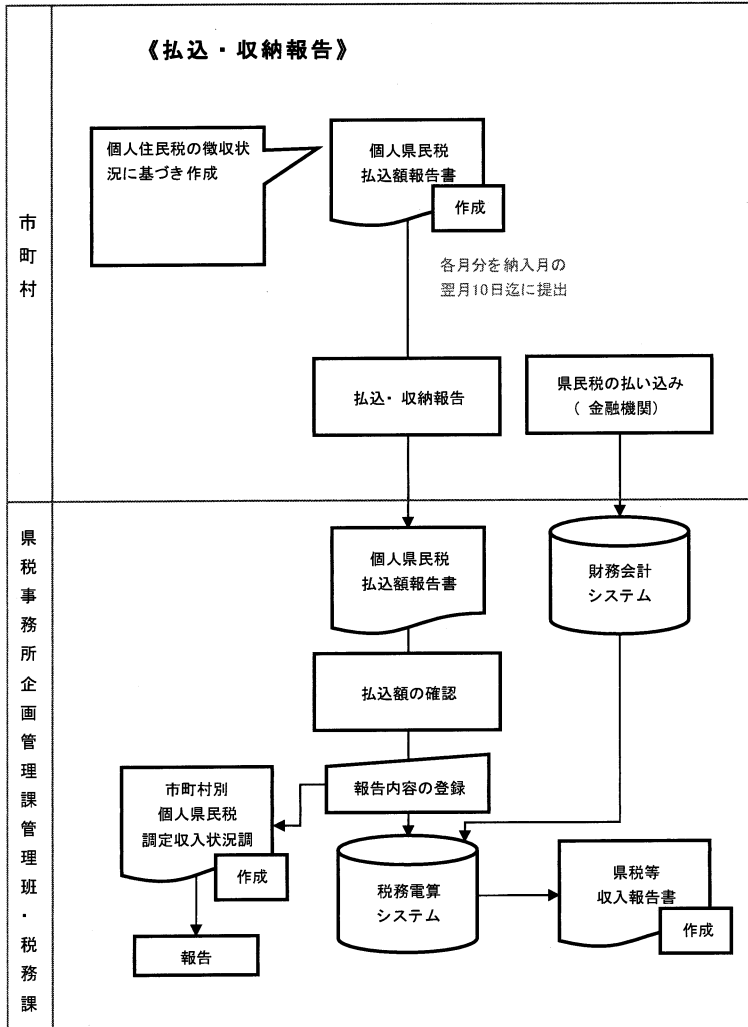
一般に想定されるリスク例：個人県民税の賦課が漏れるリスク

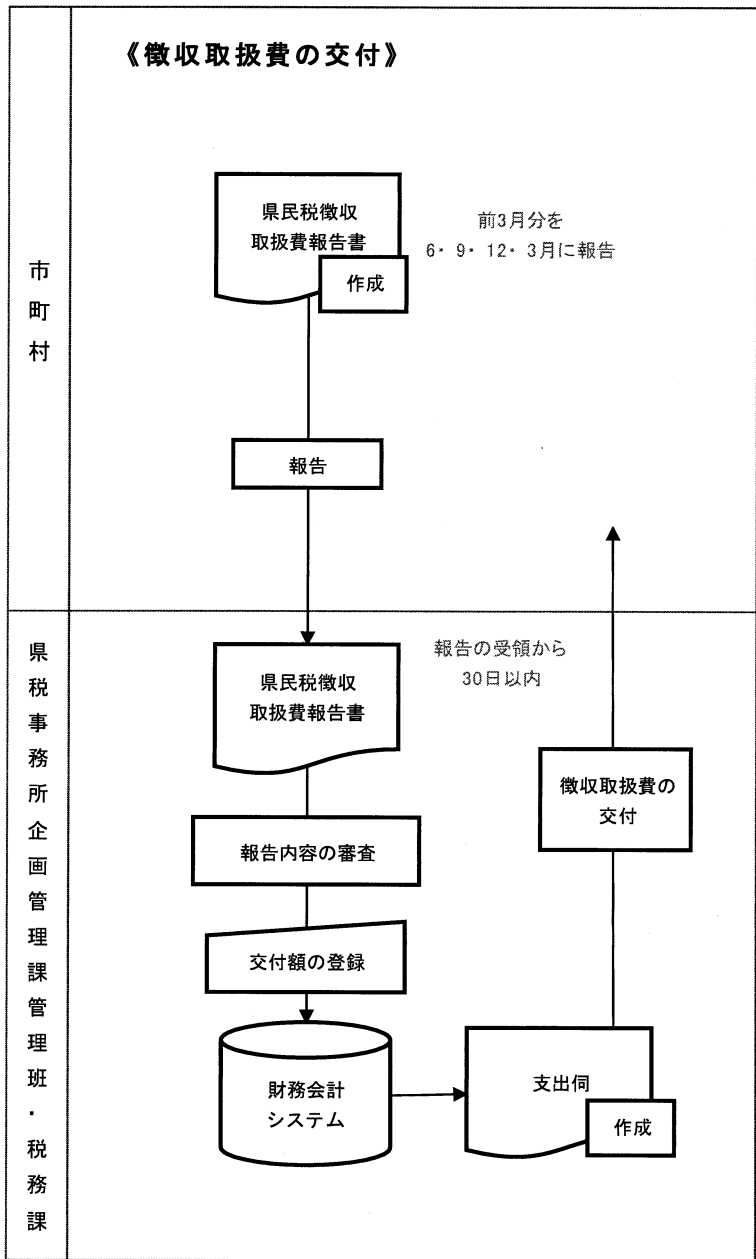


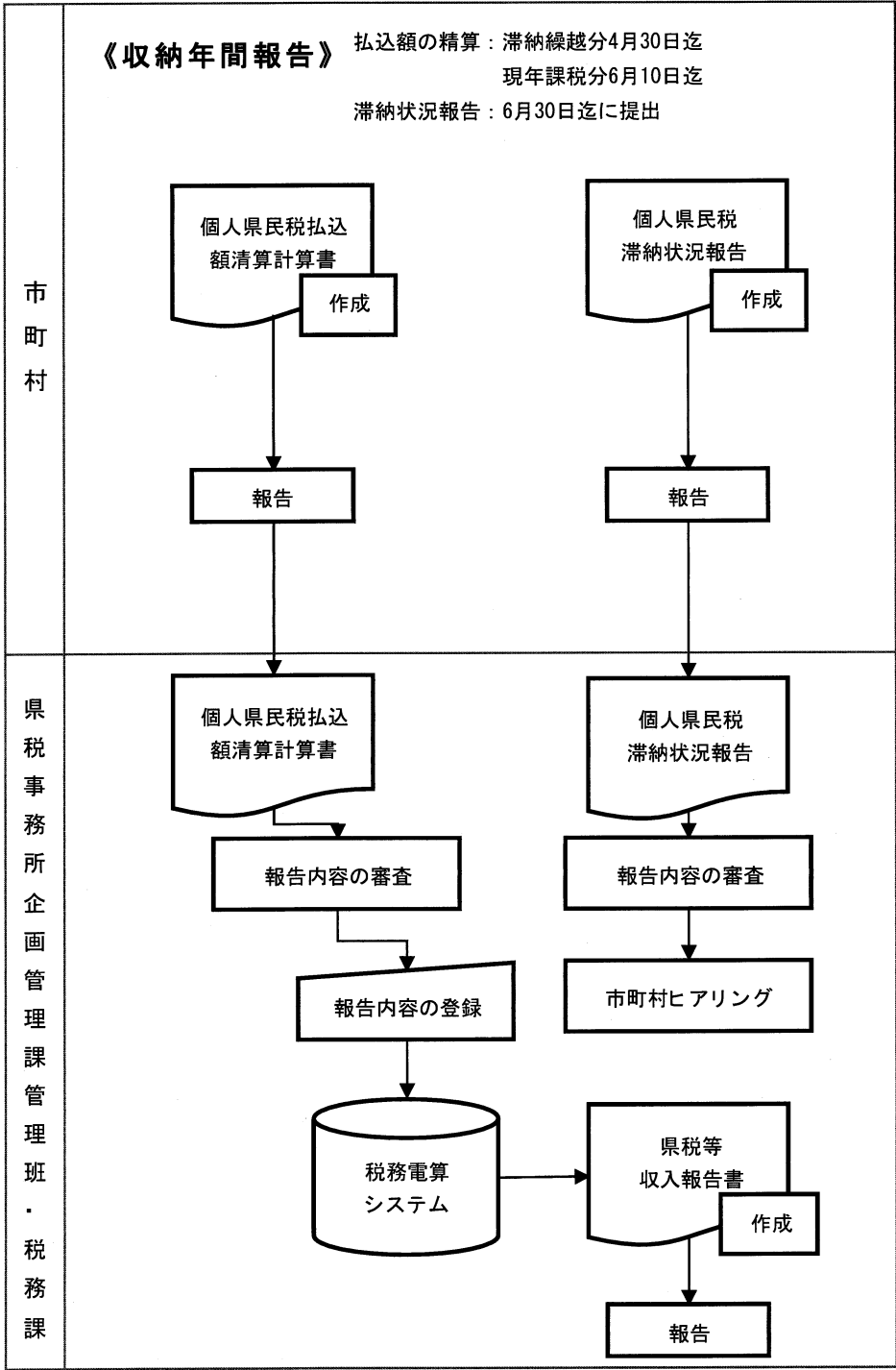


b 収納事務

一般に想定されるリスク例：個人県民税の払込処理が漏れるリスク







イ. 法人県民税

(ア) 法人県民税の概要

a 趣旨等

法人県民税は、会社などの法人も個人と同様に法律上の権利・義務をもち、さまざまな活動を行っていることから、地域社会の費用を個人と同様広く負担してもらうという意味で設けられている。

法人県民税は、地域社会の費用を等しく分担する性格を有する均等割、法人の負担能力に基づく性格を有する法人税割で構成されている。

b 納税義務者

- ① 県内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割、法人税割)
- ② 県内に寮等を有する法人 (均等割)
- ③ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割)

但し、公共法人、収益事業を行わない公益法人等(いずれも非課税法人を除く)は均等割のみ課税。人格のない社団等で収益事業を行わないものは非課税。

・非課税の範囲(非課税法人)

- ① 法第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる公共法人(国、都道府県、市町村、土地改良区等)
- ② 法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる公益法人等(日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人等)

c 税額

- ① 均等割(水と緑の森づくり税分を加算した超過課税を実施)

資本金等の額(*1)	税率(年額、円)	
	標準税率	水と緑の森づくり税(*2)を含む
		平成 24. 4. 1～平成 29. 3. 31 までの間に開始する事業年度
①1,000 万円以下等の法人等(*3)	20,000	21,000
②1,000 万円超～1 億円以下の法人	50,000	52,500

資本金等の額 ^(*1)	税率(年額、円)		
	標準税率	水と緑の森づくり税 ^(*2) を含む	
		平成24.4.1～平成29.3.31までの間に開始する事業年度	平成29.4.1～平成34.3.31までの間に開始する事業年度
③ 1億円超～10億円以下の法人	130,000	136,500	
④ 10億円超～50億円以下の法人	540,000	567,000	580,500
⑤ 50億円超～100億円以下の法人	800,000	860,000	880,000
⑥ 100億円超の法人		880,000	900,000

(*1) 法人が株主等から出資を受けた金額(法23①(4)の5、法人税法2(16)、(17)の2)。

①～⑥において、資本金等の額を有する法人は、資本金等の額の区分に応じた税率で課税。平成27年度税制改正において、資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、当該額を均等割の税率区分の基準とする(法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一することとされた(平成27年4月1日以後開始の事業年度から適用(法52④～⑥))。

(*2) とやまの森を県民全体で守り育て、次世代に引き継いでいくための財源として、平成19年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用(平成33年度まで5年間延長するとともに、税率を一部引上げ)。

(*3) 公共法人及び公益法人等、資本金の額又は出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)、収益事業を行う場合の人格のない社団等を含む。

② 法人税割^(*4)

区分	税率	
	平成26.9.30までに開始する事業年度	平成26.10.1以後に開始する事業年度
・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法の相互会社 ・ 法人税額 ^(*5) が年1,000万円を超える法人	法人税額 ^(*5) の5.8%	法人税額 ^(*5) の4.0%
上記以外の法人…中小法人に対する不均一課税 ^(*6)	法人税額 ^(*5) の5.0%	法人税額 ^(*5) の3.2%

(*4) 法人税割については、標準税率の+0.8%の超過課税を実施(標準税率は平成26年9月30日までの各事業年度:5.0%、平成26年10月1日以後に開始する各事業年度:3.2%)。

適用: 昭和50年12月1日から平成32年3月31日までの各事業年度

目的: 社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興等

(*5) 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を指す((*6)において 同)。

(*6) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの(法人課税信託の場合は、固有法人で判断)、資本又は出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)、法人課税信託の引受けを行う個人、人格のない社団等で収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものであって、かつ、法人税額が年1千万円以下のものに対し、不均一課税を適用。

d 申告と納税

- ① 中間申告…事業年度開始の日以降6月を経過した日から2月以内に申告納付。
- ② 確定申告…事業年度終了の日から2月以内に申告納付。

ただし、定款等の定めなどにより申告書の提出期限までに定時総会が招集されないなどの理由がある場合には1月もしくは連結法人にあつては2月延長が認められる。

- ③ 均等割法人(均等割のみ課される公共法人及び公益法人等)については、前年4月1日から3月31日までの期間分を、毎年4月30日までに申告納付。

※分割法人に係る法人税割額の算定方法について


2以上の都道府県において事務所等を有する法人(分割法人)は、課税標準額を従業者数により分割し、関係都道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付。

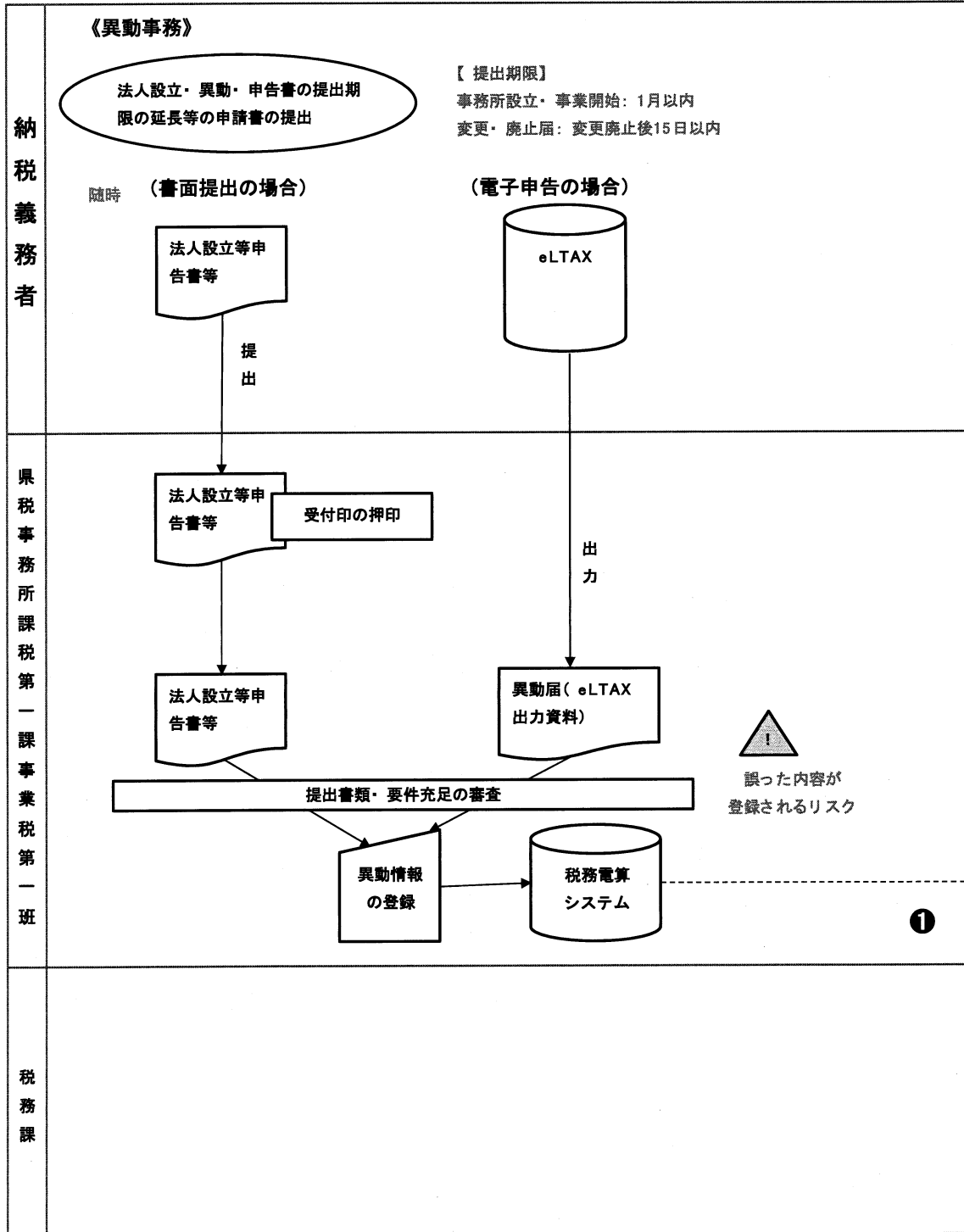
e 減免

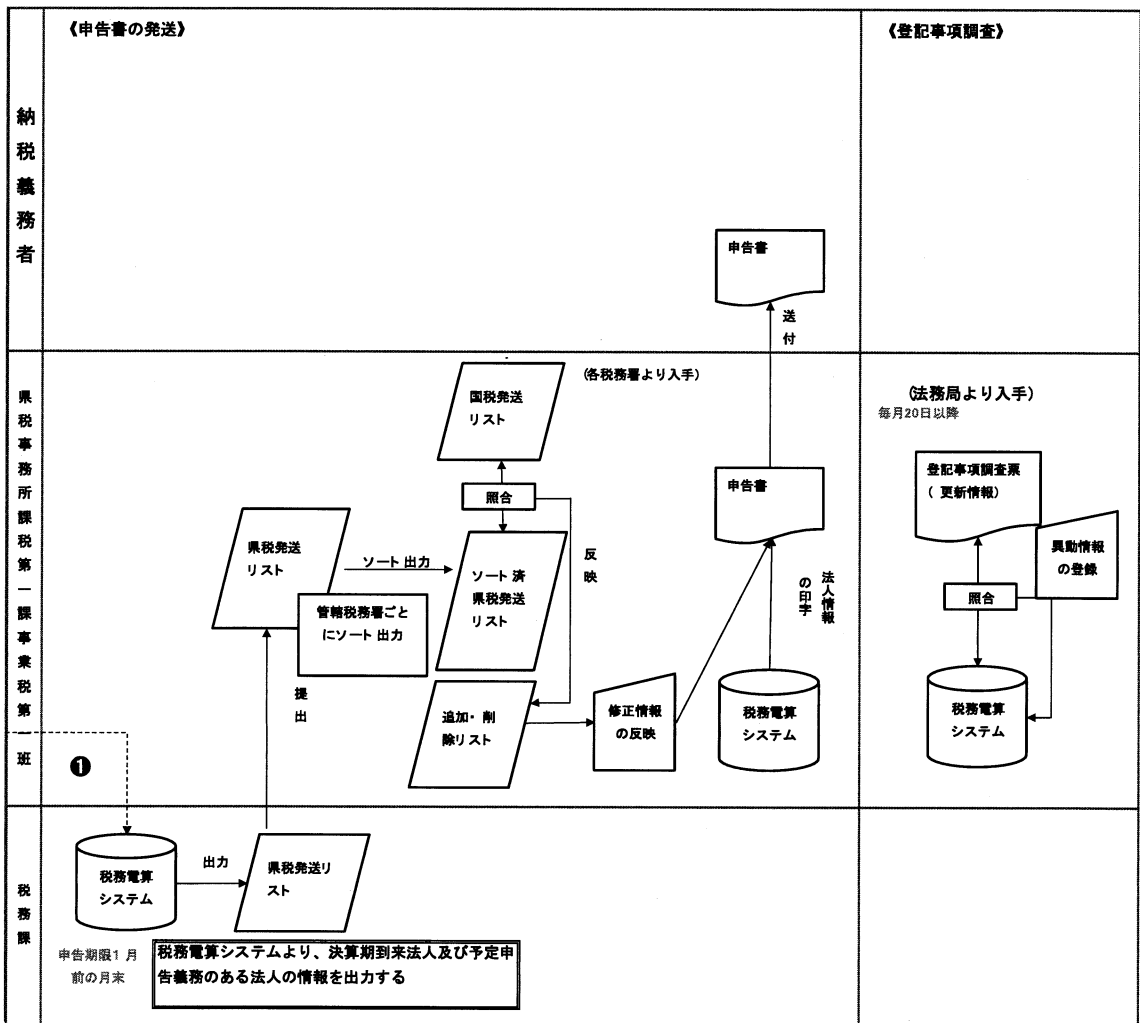
- ① 収益事業を行わない法人で、次のいずれかに該当するもののうち、知事が特に必要があると認めるものに対し、均等割を減免することができる。
公益法人、地方自治法上の認可地縁団体、NPO法人(特定非営利活動法人)
- ② 収益事業を行うNPO法人のうち、知事が特に必要があると認めるものに対し、設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち、収益事業に関して赤字事業年度(所得がゼロの場合も含む)に限り、均等割を減免することができる。

(イ) 法人県民税の業務フロー（法人事業税も同様の業務フロー）


a 異動情報

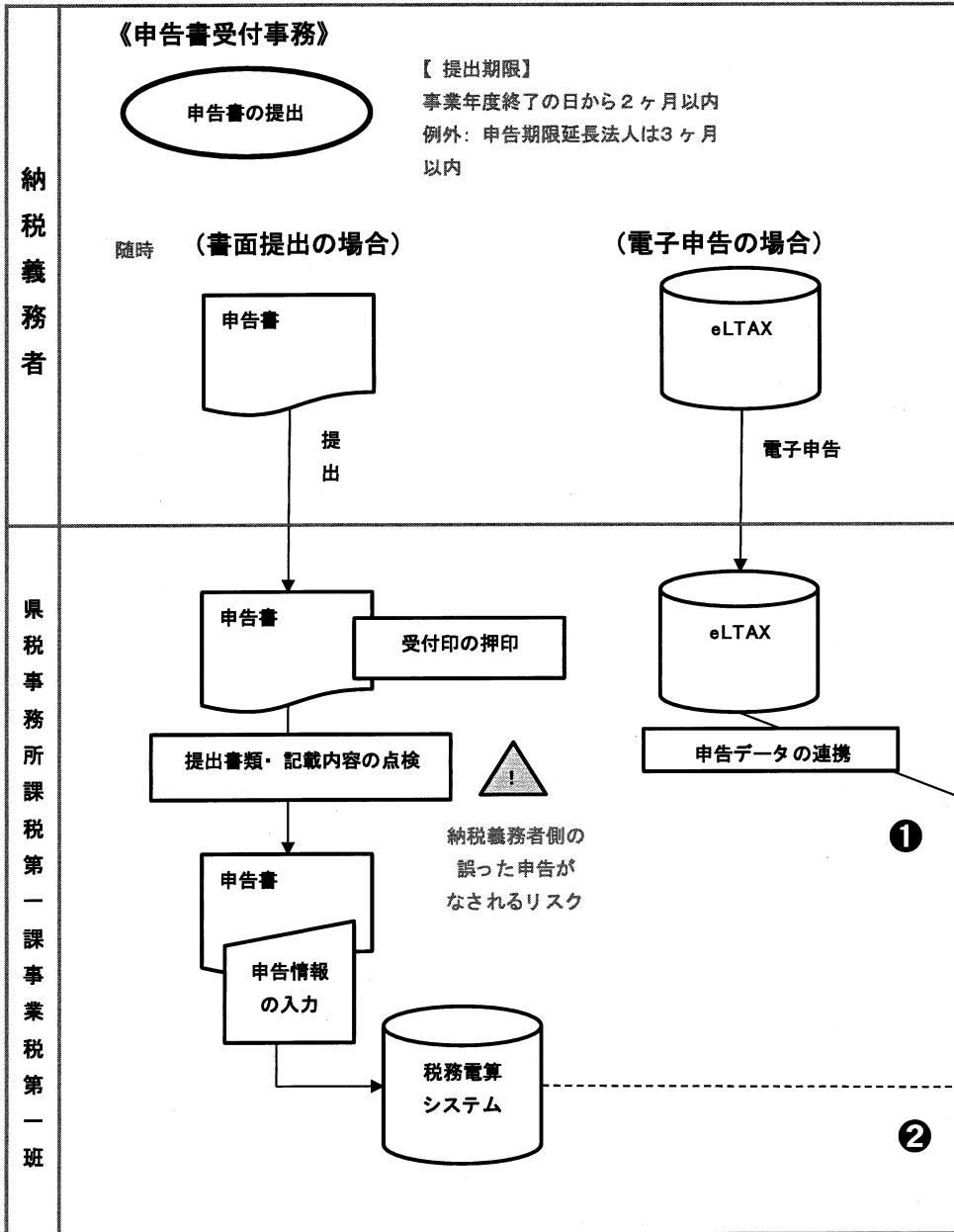
一般に想定されるリスク例：図中  で表示

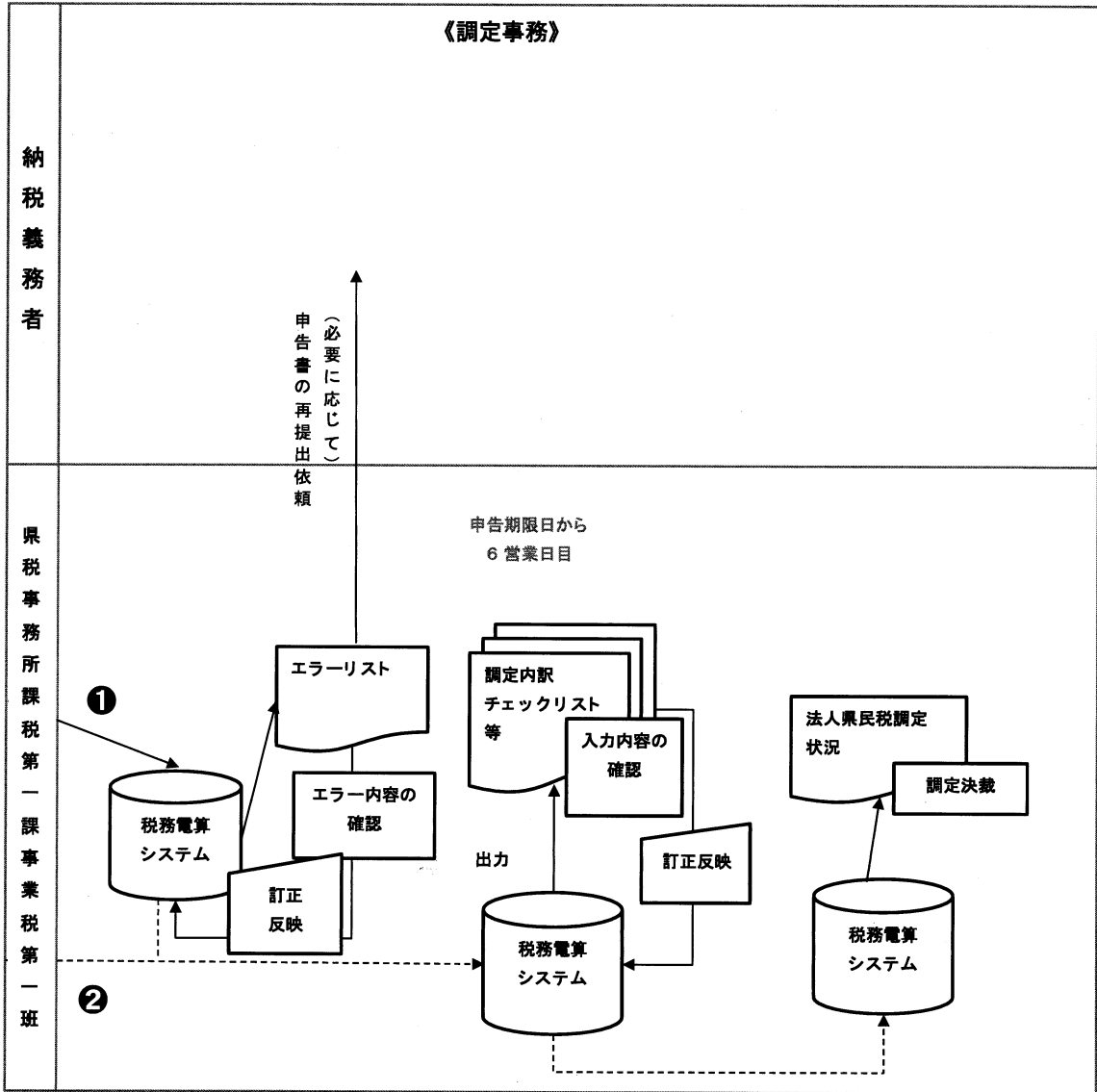




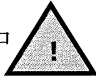
b 申告書受付・調定事務

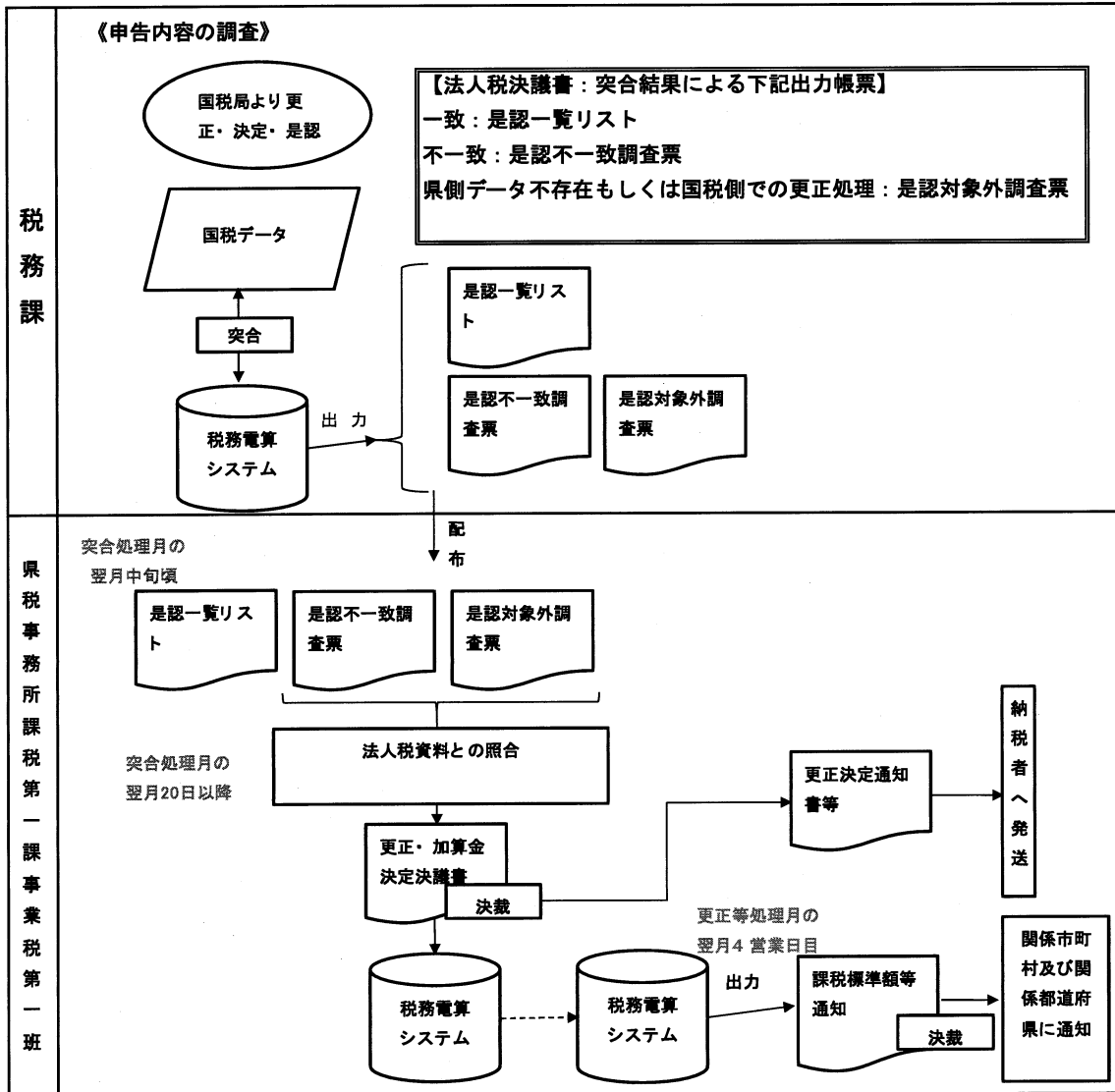
一般に想定されるリスク例：図中  で表示





c 是認、更正・加算金決定事務

一般に想定されるリスク例：図中  で表示



ウ. 県民税の利子割

(ア) 県民税の利子割の概要

a 趣旨等

県民税利子割は、企業又は金融機関等から支払いを受ける利子等に対して課せられる都道府県民税である。

対象となる利子等は、銀行等の金融機関の預貯金のほか、特定公社債以外の公社債、勤務先預貯金、合同運用信託、公募公社債投資信託以外の公社債投資信託、定期積金、一時払養老保険等があげられる。

b 納税義務者

県内に所在する金融機関等を通じて、利子等の支払いを受ける個人（法第 24 条の 1 第 5 項）

※平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける利子等について、法人は納税義務者から除外された。

c 税額

利子等の額×5%（法第 71 条の 6）

（他に、所得税等（国税）が 15.315%課される。）

d 非課税

種類	対象者	非課税限度額
少額預金非課税制度（マル優）	身体障害者手帳の交付を受けている個人、障害年金の受給者、遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者等	元本 350 万円までの利子等
少額公債非課税制度（特別マル優）		額面の合計額が 350 万円までの利子等
勤労者財産形成住宅貯蓄制度 勤労者財産形成年金貯蓄制度	満 55 歳未満の勤労者	合わせて元本 550 万円までの利子等
所得税において非課税とされる利子等（例：当座預金、納税準備預金、こども銀行預金の利子等）		
非居住者が支払を受ける利子等		

e 申告と納税

金融機関等が利子等を支払う際に税を徴収し、徴収の翌月 10 日までに申告し、納入する(法第 71 条の 10 第 2 項)。

f 市町村への交付

納入された利子割額の 59.4%は、利子割交付金として個人県民税（均等割・所得割）の額で按分して県内の市町村に交付される(法第 71 条の 26)。

エ. 県民税の配当割

(ア) 県民税の配当割の概要

a 趣旨等

県民税配当割は、都道府県が、特定配当等の支払を受ける個人に対し、その特定配当等に対して課する都道府県民税であり、所得税等（国税）と一緒に配当等の支払の取扱者（証券会社、銀行等）を通じて納められる。

特定配当等とは、下表に掲げる配当等(法第 23 条第 1 項第 15 号)をいう。

- ・ 上場株式等の配当等
- ・ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ・ 特定投資法人の投資口の配当等
- ・ 特定受益証券発行信託の収益の分配のうち公募のもの
- ・ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- ・ 特定公社債の利子、特定口座外の割引債の償還金に係る差益金額

b 納税義務者

特定配当等の支払を受ける個人で、当該特定配当等の支払いを受けるべき日現在において、県内に住所を有するもの（法第 24 条の 1 第 6 項）。

c 税額

特定配当等の額 × 5 % (法第 71 条の 49)

(他に、所得税等(国税)が 15.315%課される。)

d 非課税

制度名	非課税対象額
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置（通称N I S A）	上場株式等（上限年間 120 万円（平成 27 年以前は 100 万円）の配当につき最長 5 年間
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置（通称ジュニアN I S A）	上場株式等（上限年間 80 万円）の配当につき最長 5 年間
非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称つみたてN I S A）	上場等株式投資信託（上限年間 40 万円）の配当につき最長 20 年間
少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）※	国債及び地方債の額面の合計額が 350 万円までの利子

※対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を充足する「障害者」と、遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者等の一定の要件を充足する者が対象となる。

e 申告と納税

特定配当等の支払をする株式の発行会社等が、支払の際に徴収し、徴収の翌月 10 日までに申告し、納入する(法第 71 条の 31 第 2 項)。

f 市町村への交付

納入された配当割額の 59.4%は、配当割交付金として個人県民税（均等割・所得割）の額で按分して県内の市町村に交付される(法第 71 条の 47)。

オ. 県民税の株式等譲渡所得割

(ア) 県民税の株式等譲渡所得割の概要

a 趣旨等

県民税株式等譲渡所得割は、証券会社や金融機関等が設定する源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)内で取引された上場株式等の譲渡の対価又は、上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額(特定株式等譲渡所得金額)に課せられる都道府県民税であり、所得税等(国税)と一緒に金融商品取引業者等(証券会社、銀行等)を通じて納められる。

b 納税義務者

源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの(法第24条の1第7項)。

c 税額

特定株式等譲渡所得金額×5%(法第71条の49)
(他に、所得税等(国税)が15.315%課される。)

d 非課税

制度名	非課税対象額
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置(通称NISA)	上場株式等(上限年間120万円(平成27年以前は100万円))の譲渡所得等につき最長5年間
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置(通称ジュニアNISA)	上場株式等(上限年間80万円)の譲渡所得等につき最長5年間
非課税累積投資契約に係る非課税措置(通称つみたてNISA)	上場等株式投資信託(上限年間40万円)の譲渡所得等につき最長20年間

e 申告と納税

源泉徴収選択口座が開設されている証券業者等が、1年分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納入する(法第71条の50、第71条の51)。

f 市町村への交付

納入された株式等譲渡所得割額の 59.4%は、株式等譲渡所得割交付金として個人県民税（均等割・所得割）の額で按分して県内の市町村に交付される（法第 71 条の 67）。

地方税法、県税条例、事務要領の閲覧及び総合県税事務所の税目担当者へのヒアリングを行った結果、県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税事務については、金融機関、配当等の支払いを行う者、証券会社等が特別徴収義務者となりチェックを行うとともに、総合県税事務所においても税率から推定される税額の検証を実施しているため、誤謬が発生することはほとんど考えられない。また、滞納が発生する状況にはないため、この 3 税については、追加的な検討を省略する。

カ. 個人事業税

(ア) 個人事業税の概要

a 趣旨等

個人事業者の方は、県が整備した道路、橋りょうその他の施設を利用して事業活動を行っている。このことから、受けた利益に応じて行政経費を負担する「応益課税」として個人事業税が設けられている。

b 納税義務者

県内に事務所又は事業所があり、第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行っている個人に課税される。

【第一種事業】(税率5%)

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
電気供給業	土石採取業	電気通信事業(※1)	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	出版業	写真業
席貸業	旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業(※2)	演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業	※1：放送事業を含む ※2：温泉・むし風呂等				

【第二種事業】(税率4%)

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

(※) 家族などの自家労力を主としているとき(同居の家族又は親族の年間労働延日数が全体の1/2を超えるとき)には事業税はかからない。

【第三種事業】（税率 5 %）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業 （銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業

【第三種事業】（税率 3 %）

あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう ・柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業
---	------

上記のうち、不動産貸付業及び駐車場業については、次の基準を満たす場合に課税対象となる。

○不動産貸付業及び駐車場業の認定基準一覧

	貸し付けている不動産の種類		事業と認定される基準
不動産 貸付業	(1) 住宅の貸付けを行っている場合	一戸建住宅以外の住宅 (アパート・貸間等)	10 室以上
		一戸建住宅	10 棟以上
	(2) 住宅以外の貸付けを行っている場合	一戸建以外の建物 (貸ビル等)	10 室以上
		一戸建の建物	5 棟以上
	(3) 土地の貸付けを行っている場合	住宅用土地	貸付契約件数10 件以上又は 貸付面積 2,000 m ² 以上
		上記以外の土地	貸付契約件数 10 件以上
	(4) 種類の異なる不動産の貸付けを行っている場合 ((1)、(2)又は(3)を併せて行っている場合) ※ 一の種類の不動産について、(1)、(2)又は(3) の基準により認定すべき貸付けがある場合を除く		貸付不動産の室数、棟数又は貸付 契約件数の合計が10 以上
(5) (1)、(2)、(3)又は(4)の基準未達であっても貸 付不動産に該当する場合		不動産所得について、所得税法第 57条第1 項又は第3 項（事業専従 者に係る控除制度）の適用を受け ているもの 土地を除く貸付不動産の総床面積 が650m ² 以上かつ、貸付不動産に係 る賃貸料収入が850万円以上かつ、 不動産の貸付規模が(1)～(4)のい ずれかの基準の1/2を超えるもの	
駐車場業	(1) 建築物でない駐車場 (青空駐車場等)	駐車区間があるもの	駐車収容可能台数 10 台以上
		駐車区間がないもの	駐車場総面積 300 m ² 以上
	(2) 建築物である駐車場（車庫、立体駐車場等）		駐車可能台数にかかわらず認定

c 税額

前年の事業収入（不動産収入含む）から必要経費と諸控除額を差し引いた額に
税率を乗じて得た額となる。

$$\boxed{\text{事業による収入}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{諸控除 (次頁参照)}} = \boxed{\text{事業の所得}}$$

$$\boxed{\text{事業の所得}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{納める額}}$$

必要経費及び諸控除額は、以下のようなものがある。

項目	控除の内容
事業専従者給与控除	<p>事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告者：青色事業専従者に支払われた適正な給与額 ・白色申告者：事業専従者1人について、次のいずれか低い方の金額 <p>(1) 配偶者である事業専従者：86万円 その他の事業専従者：50万円</p> <p>(2) 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)</p>
損失の繰越控除(青色申告者)	事業所得に係る純損失は、その生じた翌年から3年間にわたって繰越控除ができる。
事業主控除	1年を通じて事業を行った人は、事業所得金額から290万円が控除される。事業の期間が1年に満たないときは、控除額が月割となる。

d 減免

震災、風水害、火災などの災害により被害を受けたときは、申請により、災害の発生した日以降に納期限が到来する事業税について減免が受けられる場合がある。

- (a) 災害により事業用資産に損害を受けた金額(保険金などにより補てんされる金額を除く。)がその資産の価格の1/2以上の場合

事業主控除前の事業所得金額	減免額
年500万円以下のとき	税額の全部
年750万円以下のとき	税額の1/2
年1,000万円以下のとき	税額の1/4

- (b) (a)のほか、住宅や家財について損害を受けた金額(保険金などにより補てんされる金額を除く。)が甚大で、所得金額が500万円以下の場合には、税の1/2の範囲内で減免

e 事業を開始又は廃止したとき

事業を開始し、又は廃止したときは、その日から1箇月以内に管轄の総合県税事務所へ開業(廃業)報告書を提出する必要がある。

なお、納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4箇月以内に廃業報告書を提出する必要がある。

f 申告書の提出

- (a) 通常毎年3月15日までに前年中の事業所得について申告する。
(b) 所得税の確定申告書を提出した人や県・市町村民税の申告書を提出した人はあらためて個人事業税の申告書を提出する必要はない。

この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、あるいは、県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄に該当する事項を記載する必要がある。

また、所得税の確定申告書、あるいは、県・市町村民税申告書の「青色申告特別控除額」欄に青色申告特別控除額を記載する必要がある。

- (c) 年の中で事業を廃止した人は、廃止した日から1箇月以内に個人事業税の申告をする必要がある。

この場合には、事業を廃止した年の1月1日から事業廃止の日までの事業所得について申告をする必要がある。

- (d) 納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4箇月以内に個人事業税の申告をする必要がある。

なお、この期間内に所得税の確定申告書を提出した人は、個人事業税の申告をする必要はない。

- (e) 申告書の提出がないとき又は、(b)の所得税確定申告書や県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄に記入がないときは、各種控除が受けられない場合がある。

g 納税の時期

総合県税事務所から送られる納税通知書（納付書）により、原則として8月と11月の2回に分けて納める。

納期限	第1期	8月31日（ただし、土・日・休日の場合は翌平日）	年税額が10,000円以下のときは、第1期のみとなる。
	第2期	11月30日（ただし、土・日・休日の場合は翌平日）	

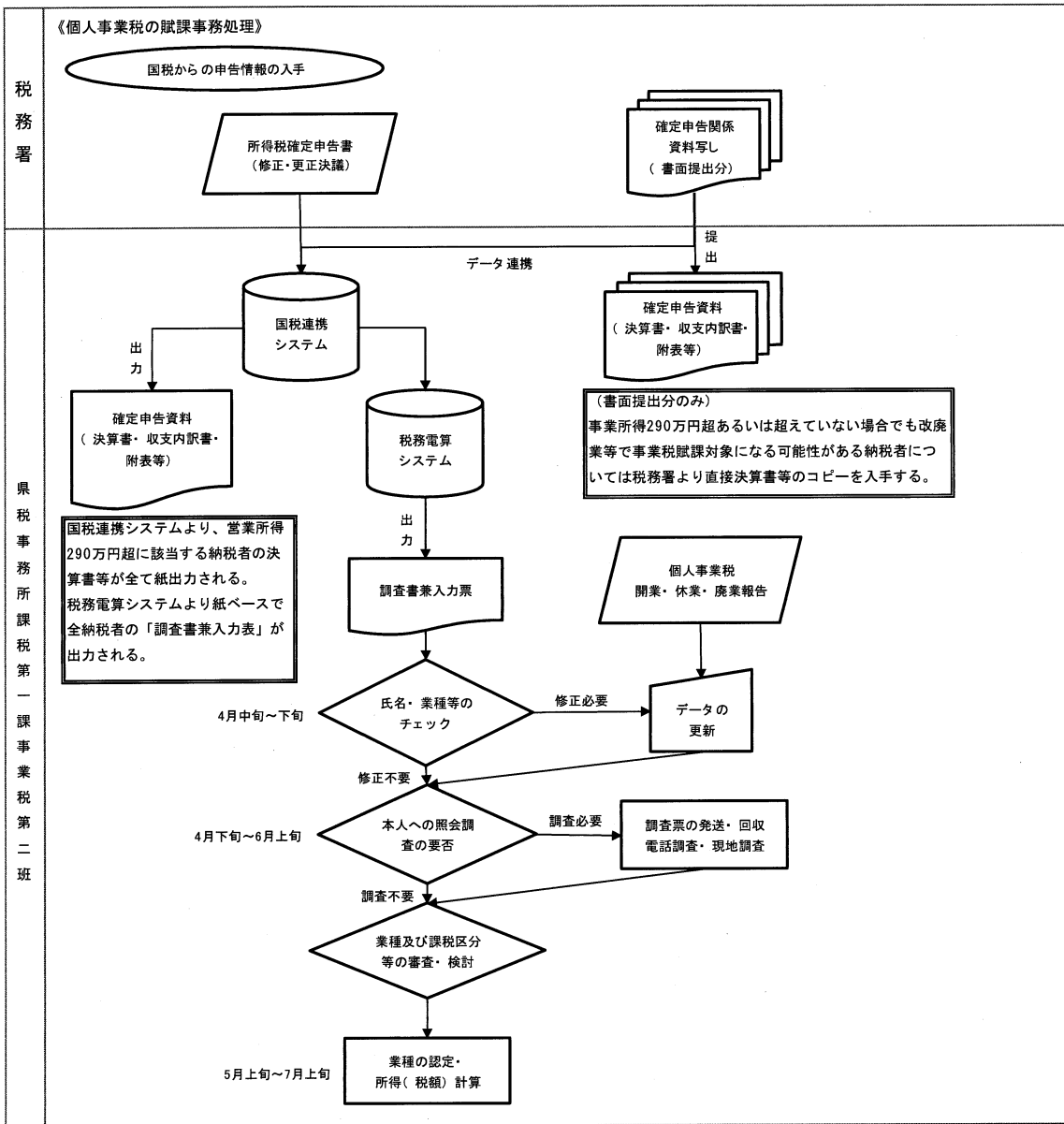
なお、これと異なる納期限で納税通知書を送付する場合は、その送付する納税通知書の定める納期限による。

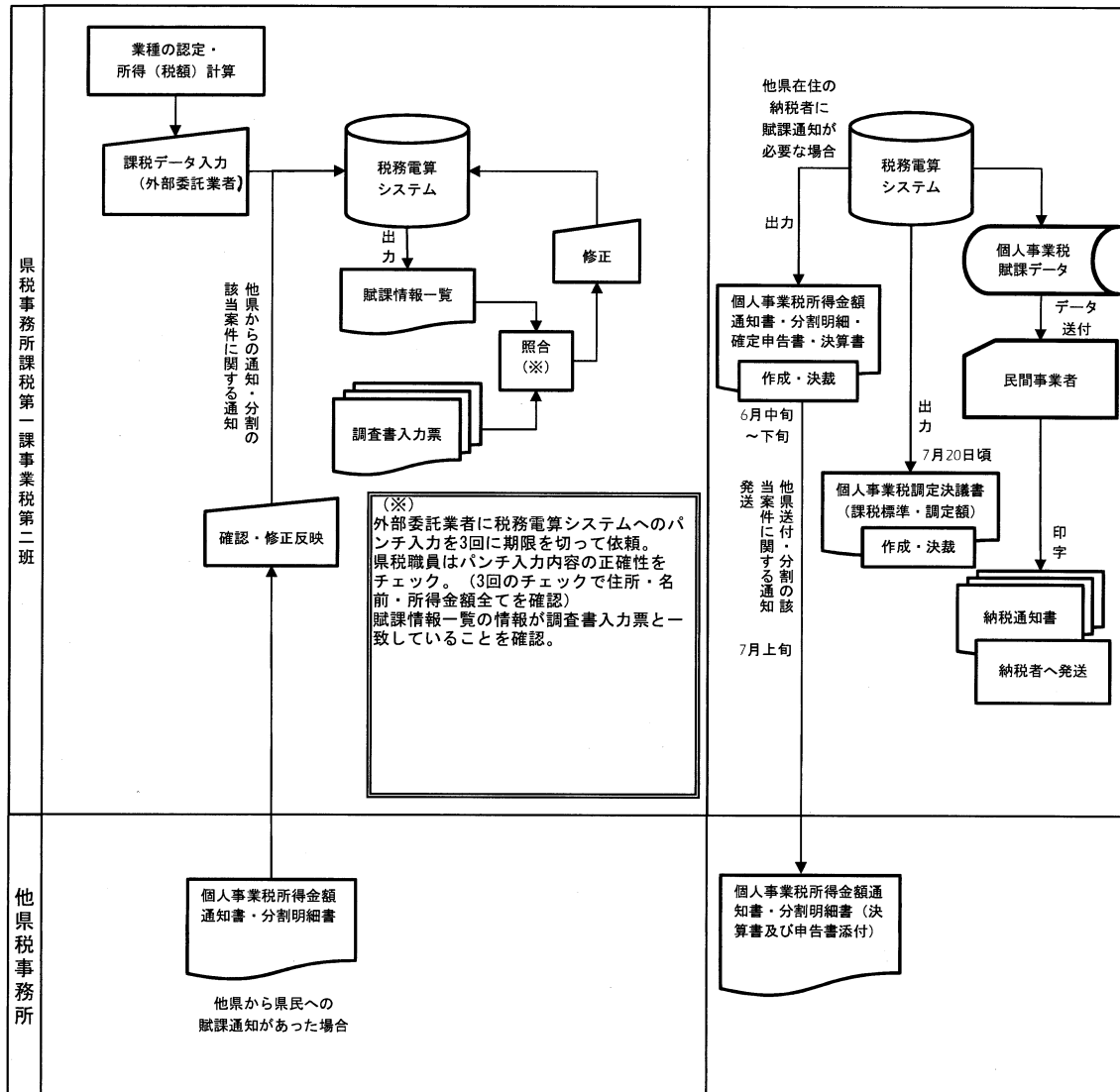
また、年の中で事業を廃止したり、所得税の修正申告、更正・決定が行われたりした場合には、別に納期限を定める。

(イ) 個人事業税の業務フロー

a 賦課事務

一般に想定されるリスク例：個人事業税の賦課が漏れるリスク





キ. 法人事業税

(ア) 法人事業税の概要

a 趣旨等

法人事業税は、会社などの法人も事業を行う場合には道路や港湾などの各種の公共施設を利用して事業活動が行われることから、法人が受けた行政サービスに応じて行政に必要な経費を分担するという意味で設けられている。

b 納税義務者

- ・課税客体：県内において事務所又は事業所(事務所等)を設けて行われる事業等事務所等の要件

(地方税法の施行に関する取扱について(都道府関係) 1章6)

- ① 自己の所有を問わない
- ② 事業の必要から設けられたものであること(従業員宿泊所、詰所等は除かれる)
- ③ 人的設備(従業員等)と物的設備(土地、建物、機械設備等)があること
- ④ 継続して事業が行われること(一時的に設けられる現場事務所等は除かれる)

- ・納税義務者

① 事業を行う法人

課税権の要件

- ・法人が事業を行っていること
- ・行っている事業が課税事業に該当すること
- ・課税事業が行われる事務所等が県内に所在すること

(単に資産を有するのみで事業を行わない法人には納税義務はない。)

- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの
- ③ 法人課税信託の引受けを行う個人
- ④ 外国法人で、法の施行地内(県内)に事業が行われる恒久的施設(政令第10条に規定する場所(政令第7条の3の5において規定する支店、事務所、事業所、工場等))を有するもの

- ・非課税の範囲

- ① 非課税法人：国、都道府県、市町村等の公共団体、地方独立行政法人、国立大学法人等、日本司法支援センター、地方道路公社等
- ② 非課税事業：林業、鉱物の掘採事業、農事組合法人で農業生産法人の要件のすべてを満たしているものが行う農業

- ③ 非課税所得及び収入：日本赤十字社、公益法人・一般社団等（非営利型法人）、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、人格のない社団等の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもの

c 税額

(課税標準)

① 付加価値割…付加価値額

各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と各事業年度の単年度損益との合計額

② 資本割………資本金等の額

③ 所得割

・所得

各事業年度において、益金の額から損金の額を控除した額によるものとし、法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。
(法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、租税特別措置法の一部について適用を除外している。)

・清算所得

残余財産の価額から、解散時における資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び利益積立金額等の合計額を控除した金額

清算中の法人が残余財産の一部を分配した後継続し、又は合併により消滅した場合の清算所得は、残余財産の一部分配により申告した額（2回以上分配した場合には、その合計額）

④ 収入割………収入金額

・電気供給業、ガス供給業（法72の24の2①）

各事業年度において、その事業について収入すべき金額の総額から、国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他令で定める収入金額を控除した金額

・生命保険業、損害保険業、少額短期保険業（法72の24の2②、③、④）

各事業年度において、保険業を行う法人が契約した収入保険料に、保険区分に応じて一定の率を乗じて得た金額

(税率)

法人(事業)の種類		課税標準 (税額を算出する基礎となるもの)	税率			
			H26.9.30までに 開始する事業年度	H26.10.1以後に 開始する事業年度	H27.4.1以後に 開始する事業年度	H28.4.1以後に 開始する事業年度
所得割	資本金1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
		年400万円超～年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
		年800万円超の所得及び清算所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		軽減税率不適用法人	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	資本金1億円以下 の普通法人等 (外形対象外法人)	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%	
		年400万円超～年800万円以下の所得	4.0%	5.1%	5.1%	
		年800万円超の所得及び清算所得	5.3%	6.7%	6.7%	
		軽減税率不適用法人	5.3%	6.7%	6.7%	
	特別法人 協同組合、信用金 庫、医療法人など	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%	
年400万円超の所得及び清算所得		3.6%	4.6%	4.6%		
軽減税率不適用法人		3.6%	4.6%	4.6%		
収入割	収入金額課税法人 電気・ガス供給業、 保険業 (生命・損害・少額短期保険業)	収入金額	0.7%	0.9%		
付加価値割	資本金1億円超の 普通法人 (外形対象法人)	付加価値額	0.48%		0.72%	1.2%
資本割		資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%

(注) 事業年度のHは平成を表す。

d 申告と納税

法人事業税の申告と納税は法人県民税と一緒に行う。

※分割基準について

事業		分割基準
電気供給業	発電事業	課税標準の 3/4：事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1/4：事務所又は事業所の固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の 3/4：事務所又は事業所の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の 1/4：事務所又は事業所の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の 1/2：事務所又は事業所の数 課税標準の 1/2：従業者の数
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数
製造業		事務所等の従業者の数 ※資本金 1 億円以上の法人：工場の従業者数を 1.5 倍とする。
非製造業 〔 銀行業、証券業、保険業、 建設業、運輸・通信業、 卸売・小売業、サービス業 等 〕		課税標準の 1/2：事務所等の数 課税標準の 1/2：事務所等の従業者の数

(イ) 法人事業税の業務フロー

法人県民税と同様であるため、法人県民税の業務フローを参照

ク. 不動産取得税

(ア) 不動産取得税の概要

a 趣旨等

不動産取得税は、不動産（土地又は家屋）の取得者に対し、当該不動産の所在する都道府県において課せられる都道府県税である（法第73条の2第1項）。

不動産取得税はいわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課されるものであり、移転の事実は、内容の如何にかかわらず、所有権の移転の形式による不動産の取得のすべての場合を含むものと解されている（最高裁判決昭和48年11月16日）。

つまり「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいうものとされ、登記や引渡しなどの特別の形式を必要とせず、また、有償無償を問わず、民法上の物件移転の一般原則である当事者の意思の合致のみで効力が生じるとされている。

課税対象となる取得には、売買、交換、贈与、寄附、現物出資、競落、新築、改築、増築等があり、原始取得、承継取得の別を問わない。

・原始取得

建築、公有水面の埋め立て、干拓による土地の造成等、原始的に不動産を取得すること

・承継取得

売買、交換、贈与、寄附、現物出資、無償譲渡、代物弁済等により不動産を取得すること

b 納税義務者

不動産取得税の納税義務者は、不動産を取得した個人及び法人である（法第73条の2）。なお、下記の例外がある。

- ・家屋が新築された日から6箇月（新築が平成10年10月1日から平成32年（2020年）3月31日までに行われた場合は新築から1年）を経過してなお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合は、新築された日から6箇月（新築が平成10年10月1日から平成32年（2020年）3月31日までに行われた場合は新築から1年）を経過した日に家屋の取得があったものとみなして課税する。
- ・共有部分については、区分所有者がその専有部分の床面積の割合に応じた価格の家屋を取得したものとみなして課税する。

c 申告

不動産取得税の申告は、法第 73 条の 18（条例第 80 条）により、不動産を取得してから 60 日以内に申告することと定められている。

なお、法第 73 条の 14（条例第 75 条）及び第 73 条の 24（条例第 85 条）にかかる減額については知事が特に定めたもの（「住宅及びその用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けるための申告にかかる富山県税条例の一部改正について（昭和 57 年 4 月 14 日税第 61 号）」）として下記のとおり取り扱っている。

- ・ 土地を取得後に住宅を取得した場合の土地減額
土地取得後 5 年間
- ・ 住宅を取得後にその土地を取得した場合の土地減額
土地又は家屋（中古住宅を含む）における課税の納期限のいずれか遅い方
- ・ 家屋の減額
家屋の納期限まで
- ・ 減免、納税義務の免除関係
納期限まで（ただし、取得後 3 箇月以内に天災その他の災害により不動産の全部又は一部が滅失・損壊した不動産は滅失等から 1 箇月以内）

d 納税

(1) 税額

不動産取得税の税額は「課税標準×税率」により算出される。

①課税標準

不動産取得税の課税標準は不動産を取得したときの不動産の価格である（法第 73 条の 13）。不動産の価格は以下のように決定される（法第 72 条の 21）。

- i 固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産
取得した年の固定資産課税台帳に登録された価格
- ii 固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産
知事が固定資産評価基準によって価格を決定する
- iii 固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産について増築、改築などの特別な事情がある場合において当該価格により難しい場合
知事が固定資産評価基準によって価格を決定する。

②税率

不動産取得税の税率は法第73条の15において4%と規定されているが、法附則第11条の2において、平成33年(2021年)3月31日までに住宅及び土地の取得が行われた場合には3%を適用するという特例措置が設けられている。

区分		本則税率	特例税率
土地		4%	3%
家屋	住宅	4%	3%
	住宅以外	4%	—

③免税点

課税標準となるべき額が次の免税点未満の場合は、不動産取得税は課税されない(法第73条の15第2項)。

取得原因の区分		免税点	
土地の取得		10万円	
家屋の取得	建築による取得(原始取得)	1戸につき	23万円
	建築以外による取得(承継取得)	1戸につき	12万円

(2) 納税手続

不動産取得税を徴収するため納税者に納税通知書が交付される。納税通知書は遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている(法第73条の17第2項)。交付方法は、通常、郵便による送達により行うが、納税者の住所が不明であるなど特別な場合には公示送達ができる。

e 非課税措置

不動産取得税はあらゆる原因による不動産の取得に対して課されるが、例外として不動産取得税を課さないものがある。この非課税措置は3つの類型に分類される。

(1) 人的非課税

不動産を取得する者の公的地位に着目して設けられているものであり、国、非課税独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人などに対しては不動産取得税を課することができない(法第73条の3第1項)。

(2) 用途非課税

公共的性格を有する団体が、「直接本来の事業の用に供する不動産」又は「公益的用途に供される不動産」を取得した場合には不動産取得税を課することができない。

主な例としては、

- ・ 独立行政法人郵便貯金、日本放送協会、土地改良区等が直接その本来の事業の用に供する不動産
- ・ 宗教法人の境内建物及び境内地
- ・ 学校法人等の学校等における直接保育又は教育用の不動産
- ・ 社会福祉法人等が一定の社会福祉の事業の用に供する不動産等が規定されている。

(3) 形式的な所有権の移転にかかる非課税

取得行為そのものが形式的なものであり、その背後に担税力を予想して課税することが必ずしも適当でない場合には不動産取得税を課することができない。

主な例としては、

- ・ 相続による不動産の取得（死因贈与は相続に含まれない）
- ・ 法人の合併又は法令で定める分割による不動産の取得
- ・ 債権の消滅で譲渡担保財産の所有権が設定後2年以内に設定者に移転した場合の設定者の取得

f 課税標準の特例措置及び減額措置

不動産取得税は住宅建築の促進といった政策的理由又は取得の事情を考慮し、課税標準から一定額を控除する課税標準の特例や、税額の控除など、税負担の軽減措置が講じられている。

(1) 住宅

① 課税標準の特例

・ 新築住宅の場合

新築住宅で延床面積が次表の面積要件に該当する「特例適用住宅」を取得した場合、課税標準である不動産の価格から一定額を控除することができる。

取得の時期	要件		
	延床面積の範囲		
	一戸建住宅	貸家住宅	サービス付き高齢者向け住宅で政令で定めるもの
平成 11 年 1 月 1 日～	50 m ² ～240 m ²	40 m ² ～240 m ²	/
平成 23 年 7 月 1 日以降			

課税標準からの控除額は次のとおり。

平成 9 年 4 月 1 日以降の取得	1,200 万円
長期優良住宅の場合	1,300 万円

・中古住宅の場合

中古住宅で下表の要件に該当するものを取得した場合、課税標準である不動産の価格から一定額を控除することができる。

要件			
延床面積	新築年月日		
50 m ² ～240 m ²	昭和 57 年 1 月 1 日以後	昭和 56 年 12 月 31 日以前	
		耐震基準に適合していることが証明されているもの	取得後 6 箇月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることにつき証明を受けているもの
	耐震基準適合既存住宅		耐震基準不適合既存住宅

課税標準からの控除額は新築時期により次のとおり。

新築時期	控除額
昭和 29 年 7 月 1 日～昭和 38 年 12 月 31 日	100 万円
昭和 39 年 1 月 1 日～昭和 47 年 12 月 31 日	150 万円
昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 50 年 12 月 31 日	230 万円
昭和 51 年 1 月 1 日～昭和 56 年 6 月 30 日	350 万円
昭和 56 年 7 月 1 日～昭和 60 年 6 月 30 日	420 万円
昭和 60 年 7 月 1 日～平成元年 3 月 31 日	450 万円
平成元年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円
平成 9 年 4 月 1 日以降	1,200 万円

②軽減税率

住宅取得に対する税率は、住宅の取得が昭和 56 年 7 月 1 日から平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日までの間に行われたものであれば、100 分の 3 とする。面積の要件は適用しない。

(2) 土地

①課税標準の特例

・宅地評価土地

取得した時期により、下表の特例がある。

取得時期	課税標準
平成 6 年 1 月 1 日～平成 6 年 12 月 31 日	固定資産税台帳登録価格等の 1/2
平成 7 年 1 月 1 日～平成 7 年 12 月 31 日	固定資産税台帳登録価格等の 2/3
平成 8 年 1 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 (2021 年)	固定資産税台帳登録価格等の 1/2

②軽減税率

土地取得に対する税率は、土地の取得が平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日までの間に行われたものであれば、100 分の 3 とする (本則税率は 100 分の 4)。

③税額の減額

土地を取得したものが当該土地の上に一定の要件に該当する住宅を取得した場合には、不動産取得税が減額される (住宅用土地の軽減措置)

・税額から減額される金額

下記、いずれか多いほうの額を減額することとなる

イ：45,000 円

ロ：住宅の延床面積の 2 倍 (200 m²限度) × 1 m²あたり土地価格 × 税率
(土地価格は宅地評価土地の特例が適用される場合には適用後の価格)

(3) その他

①課税標準の特例

- ・都市再開発法における権利変換による不動産の取得
- ・PFI による公共施設等の家屋の取得 など

②減額等

- ・サービス付き高齢者住宅の用に供する土地の取得 など

g その他

その他の取扱いとして、次のような定めがなされている。

(1) 通達による減免措置

- ①生活保護
- ②公民館等
- ③公共事業により代替取得した不動産
- ④補助金等の交付を受けた不動産の取得
- ⑤特例適用住宅の用に供する土地の取得
- ⑥財団法人ブルーシーアンドグリーンライド財団の不動産の取得
- ⑦公共の用に供される土地
- ⑧文化の振興等のため特に必要と認められる家屋

(2) その他減免措置等

- ①公衆浴場の事業の用に供する家屋
- ②親族間の贈与の取消
- ③認可地縁団体の取得した不動産
- ④災害による滅失不動産の代替取得
- ⑤取壊すことを条件として取得した不動産

(3) 過疎地域等にかかる特例措置

- ①過疎地域
- ②同意集積区域

(イ) 不動産取得税の業務フロー

a 業務の概要

① 課税事務

課税事務は大きく、

i 課税客体の把握と課税標準の決定

ii 特例、減額、減免等の税額へ反映（賦課前と賦課後がある）し、納税通知書を送付

に分けられる。

i 課税客体の把握と課税標準の決定

課税客体とは、課税の対象とされる物や行為、その他の事実のことを指し、不動産取得税の課税客体は不動産の取得（所有権の取得）となる。不動産の取得には、いわゆる原始取得と承継取得があり、それぞれで課税客体の把握方法は異なる。

また、課税標準とは税額を算定する際の基礎となる対象であるが、不動産取得税の場合、当該不動産の価格とされる。

イ. 原始取得の場合

原始取得の場合、市町村の固定資産課税台帳データを入手する、または、富山県が家屋評価を実施することによって課税客体を把握し、同時に課税標準を決定することになる。前者を「準拠課税」、後者を「実調課税」としている。

ロ. 承継取得の場合

承継取得の場合、法務局に提出される登記申請の情報を基に課税客体を把握する。このうち、既存の不動産については登記申請情報から固定資産税評価額を把握できるため、これをもって課税標準とする。他方、新築家屋等で固定資産税評価額が無い不動産については 別途、準拠課税における市町村の固定資産税データを反映させることになる。

なお、登記申請情報の入手にあたっては外部者へ委託がなされている（富山、高岡、魚津、砺波の4地区にそれぞれ配置されている）。

取得区分別の課税客体の把握方法をまとめると以下のとおりである。

区分		課税客体の把握方法
原始取得	自主評価分	市町村より評価依頼を受けることで把握
	市町村評価分	市町村より価格等の決定通知書を入手することで把握
承継取得		主に法務局調査にて把握

なお、収集あるいは把握したデータは富山県税務電算システムに入力がなされる。この入力作業は基本的には外部への委託により行われている。

ii 特例、減額、減免等の税額へ反映（賦課前と賦課後がある）し、納税通知書の送付

・各種軽減制度

前述のとおり、不動産取得税額の算出にあたっては、各種の特例、減額、減免、非課税措置などがあり、法律・条例・納税者からの申告または申請に基づいて税額が軽減される場合がある。これら減額措置についても内容を確認し、富山県税務電算システムに情報が入力される。

・納税通知書

イ. 準拠課税

市町村から入手したデータをもとに納税通知書を作成し、7月に送付する（8月末納期）

ロ. 実調課税

前年度評価物件に対しておおむね7月までに納税通知書を作成し送付する（8月末納期）

ハ. 承継課税

1年を通じて2箇月ごとに課税している。おおむね登記された月から5、6箇月後に納税通知書が発送される（納期は納税通知書を発送した翌月末）

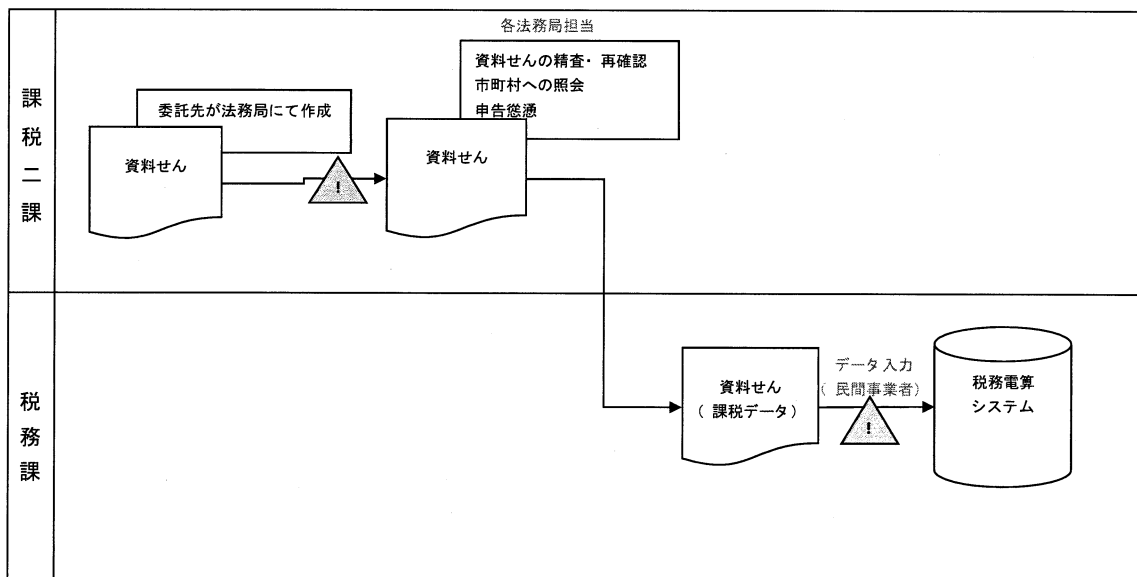
b 不動産取得税のフローチャート

① 承継課税のフロー

《法務局での情報収集から富山県税務電算システムへの登録まで》

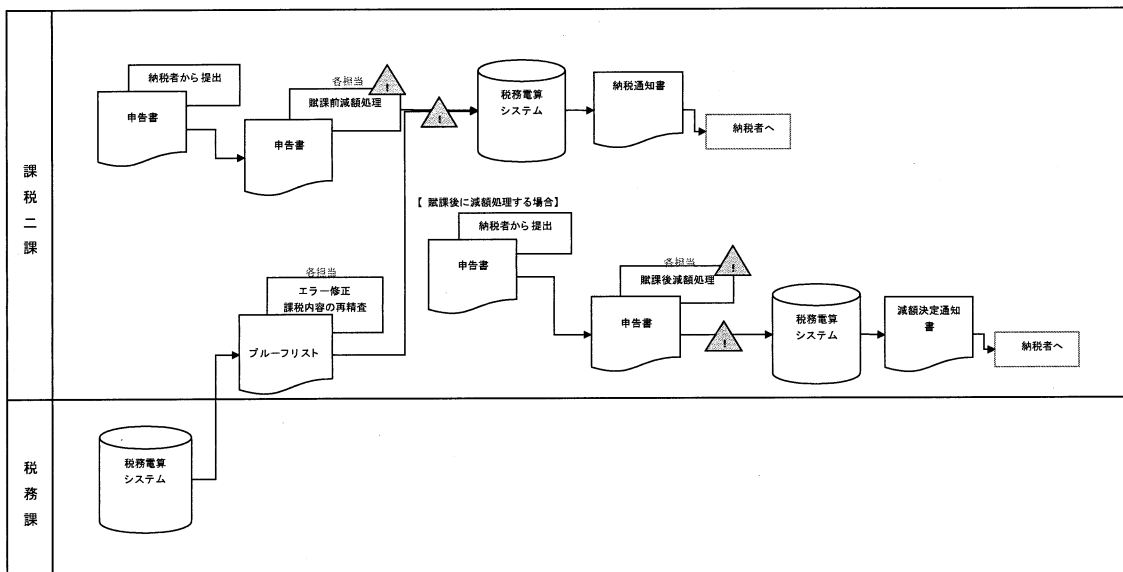
一般に想定されるリスク例

- ・法務局に登録されているデータが富山県税務電算システムに正確に登録されないリスク



《富山県税務電算システムへの登録情報検証から納税通知書等の送付まで》
 一般に想定されるリスク例

- ・減額処理の適用及び登録を誤るリスク（本来減額とならないケースを減額扱いする等）

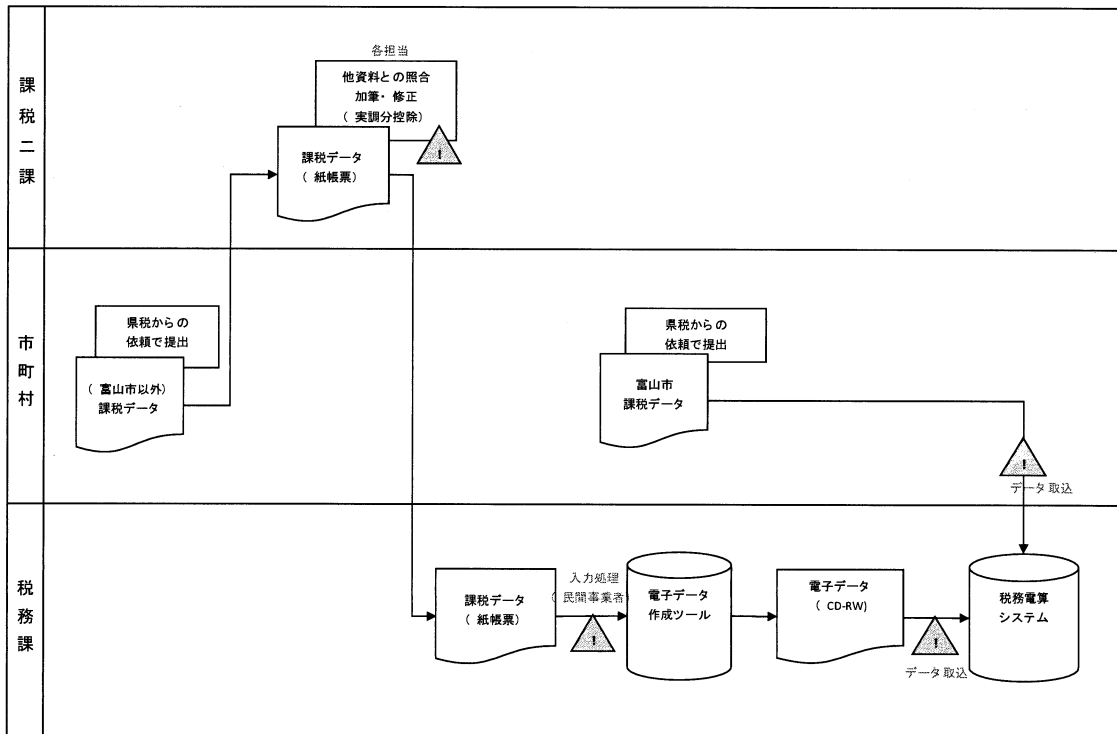


② 準拠課税のフロー

《市町村からの情報収集から富山県税務電算システムへの登録まで》

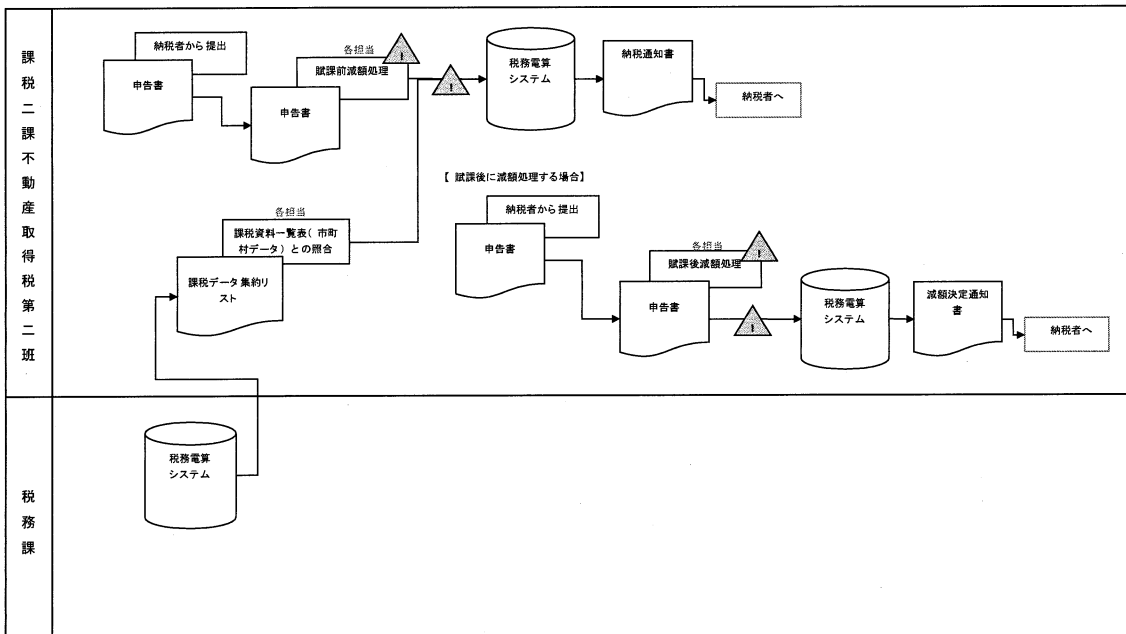
一般に想定されるリスク例

- ・市町村から提供されたデータが富山県税務電算システムに正確に登録されないリスク



《富山県税務電算システムへの登録情報検証から納税通知書等の送付まで》
 一般に想定されるリスク例

- ・減額処理の適用及び登録を誤るリスク（本来減額とならないケースを減額扱いする等）

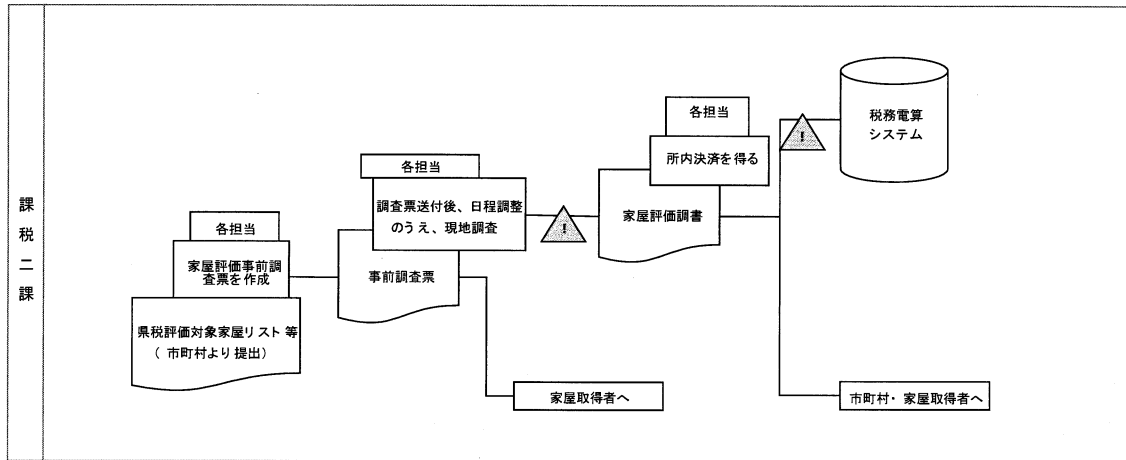


③ 実調課税のフロー

《家屋評価の実施から富山県税務電算システムへの登録まで》

一般に想定されるリスク例

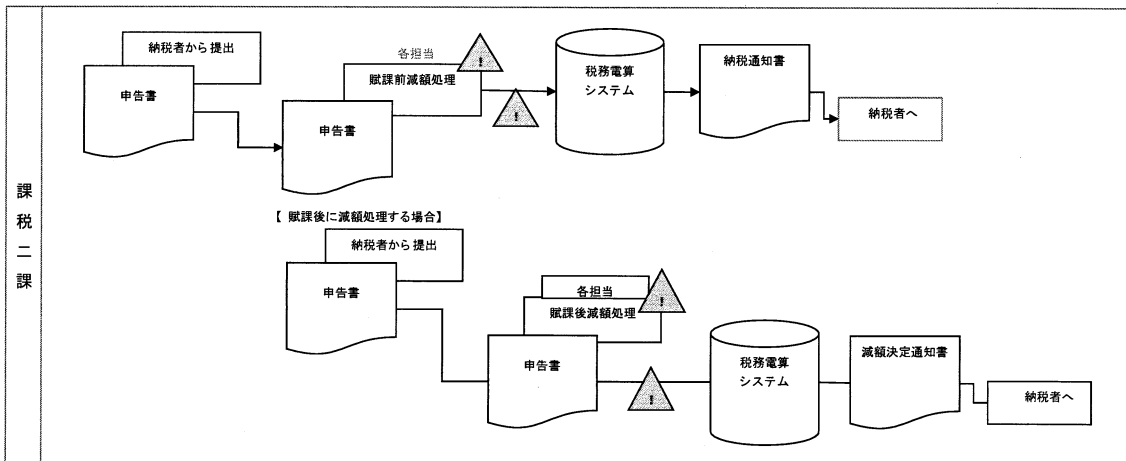
- ・家屋評価が適切になされないリスク
- ・家屋評価結果が富山県税務電算システムに正確に登録されないリスク



《納税通知書等の送付》

一般に想定されるリスク例

- ・減額処理の適用及び登録を誤るリスク (本来減額とならないケースを減額扱いする等)



ケ. 自動車取得税及び自動車税

(ア) 自動車取得税の概要

a 趣旨等

自動車取得税は、都道府県が、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課税する都道府県税である（法第 113 条）。

自動車取得税は従来、道路目的財源の充実強化の見地から、昭和 43 年に都道府県の道路目的税として創設されたが、平成 21 年度の税制改正において普通税化された。その性格は自動車取得の際、取得の事実に見出し、担税力を見出して課する流通税の一種である。

b 自動車取得税のかかる自動車

自動車取得税の課税客体は自動車の取得である（大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く）（法第 113 条、条例第 118 条）。

c 納税義務者

自動車取得税は、自動車の取得者に対して課税される（法第 113 条、条例第 118 条）。

なお、自動車の所有権留保付売買契約による買主等は、自動車の取得者とみなし、自動車取得税が課税される（法第 114 条、条例第 119 条）。

d 課税団体

自動車取得税の課税団体は、その自動車の主たる定置場所在の都道府県である（法第 113 条第 1 項）。

e 税額

自動車取得税の納税額は「自動車の取得価額（課税標準※）×税率※」により算出される（法第 118 条、第 119 条）。

※課税標準は、自動車の取得価額とされている（法第 118 条第 1 項、条例第 120 条第 1 項）。取得価額にはラジオ、ヒーター、クーラー等自動車に取り付けられる自動車の附属物も含まれる（法第 113 条第 2 項）。

無償等で取得した場合には、通常取引価額が取得価額になる（法第 118 条第 2 項、条例第 120 条第 2 項）。

税率は一定税率（3%）とされている（法第 119 条、条例第 121 条）。ただし、営業用自動車及び軽自動車は当分の間 2%とされている。

f 申告と納税

納税義務者は、課税標準額、税額などを記載した申告書を都道府県知事に提出するとともに、その税額を納付しなければならない（法第 122 条第 1 項、条例第 123 条第 1 項）。なお、この場合において、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付する必要がある（条例第 123 条第 1 項）。

納税義務者が税額を納付する場合、申告書に証紙を貼る必要がある。なお証紙代金収納計器の表示をもってこれに代えることができる（法第 124 条第 2 項、条例第 123 条第 2 項）。

g 免税

低額な自動車を取得する場合の負担軽減を図るため、免税点制度が設けられている。課税標準が 15 万円以下である自動車の取得に関して自動車取得税は課税されない（法第 120 条）。ただし平成 2 年 4 月 1 日から平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までは 50 万円（法附則第 12 条の 2 の 3）。

h 減免

- ・日本赤十字社、公的医療機関等の医療用自動車の取得（条例第 125 条第 1 項第 1 号、第 2 号）
- ・身体障害者等のために専ら使用される自動車の取得（条例第 125 条第 1 項第 3 号）。なお 1 台を所有するための取得に限りかつ事業用は除く。
- ・身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得（条例第 125 条第 1 項第 4 号、第 5 号）
- ・特定非営利活動法人の自動車の取得（条例第 125 条第 1 項第 6 号）

i 軽減措置（平成 31 年 3 月 31 日まで取得）

- ・エコカー減税
- ・中古車特例
- ・バリアフリー対応バス・タクシー特例（新車のみ）
- ・先進安全自動車（A S V）特例（新車のみ）

j 市町村への交付

県の収入額に 95% を乗じ、その 70% に相当する額を市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付している（法第 143 条）。

(イ) 自動車税の概要

a 趣旨等

自動車税は、自動車の所有者に対し、主たる定置場所在の都道府県が課税する都道府県税である。自動車の所有の事実に見出して課税される税であり、課税客体を自動車としていることから、資産税としての性格を有するとともに、道路損傷負担的な性格を併せ持っている。

b 課税客体

道路運送車両法の適用を受ける自動車で、二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車は除く（法第 145 条、条例第 137 条）。

c 納税義務者

自動車を所有している人（法第 145 条第 1 項、条例第 137 条第 1 項）。

月賦販売で所有権が販売店等に留保されている自動車の場合は、使用者（買主）を所有者とみなす（法第 145 条第 2 項、条例第 137 条第 2 項）。

d 課税団体

自動車税の課税団体は、その自動車の主たる定置場所在の都道府県である（法第 145 条第 1 項）。

e 税額

地方税法において標準税率が定められている（法第 147 条）。各都道府県は、この標準税率を基準として条例で定めている（条例第 139 条）。

乗用車のうち主なものは以下のとおりである。

総排気量	自家用	営業用
1,000cc 以下	29,500 円	7,500 円
1,000cc 超 ～ 1,500cc 以下	34,500	8,500
1,500cc 超 ～ 2,000cc 以下	39,500	9,500
2,000cc 超 ～ 2,500cc 以下	45,000	13,800
2,500cc 超 ～ 3,000cc 以下	51,000	15,700

f 納期及び徴収方法

- ・納期・・・賦課期日が 4 月 1 日となる（法第 148 条、条例第 141 条）。納期は定期の場合は 5 月 1 日から 5 月 31 日までであり、随時の場合は納税通知書の定めるところによる（法第 149 条、条例第 142 条）。なお、4 月 1 日以後に新

規に自動車を購入するなど年度の途中で納税義務が発生した場合は月割による額を納める（法第 150 条）。

- ・徴収方法・・・証紙徴収による場合を除き、納税者に納税通知書を交付して徴収する普通徴収となる（法第 151 条第 1 項、条例第 143 条）。新規登録の申請があった自動車について、賦課期日後翌年 2 月までの間に納税義務が生じた場合に限り、証紙徴収による（法第 151 条第 3 項、条例第 143 条第 2 項）。

g 課税免除

- ・指定自動車教習所の設置者が所有する自動車のうち、専ら生徒の自動車の運転の教育練習用に供する自動車（条例第 138 条第 1 項第 3 号）
- ・交通安全に関する広報宣伝用に供する自動車（条例第 138 条第 1 項第 5 号）
- ・日本赤十字、公的医療機関、社会福祉法人等が保有する自動車（法第 146 条第 2 項、条例第 138 条第 2 項）などがある。

h 申請による減免

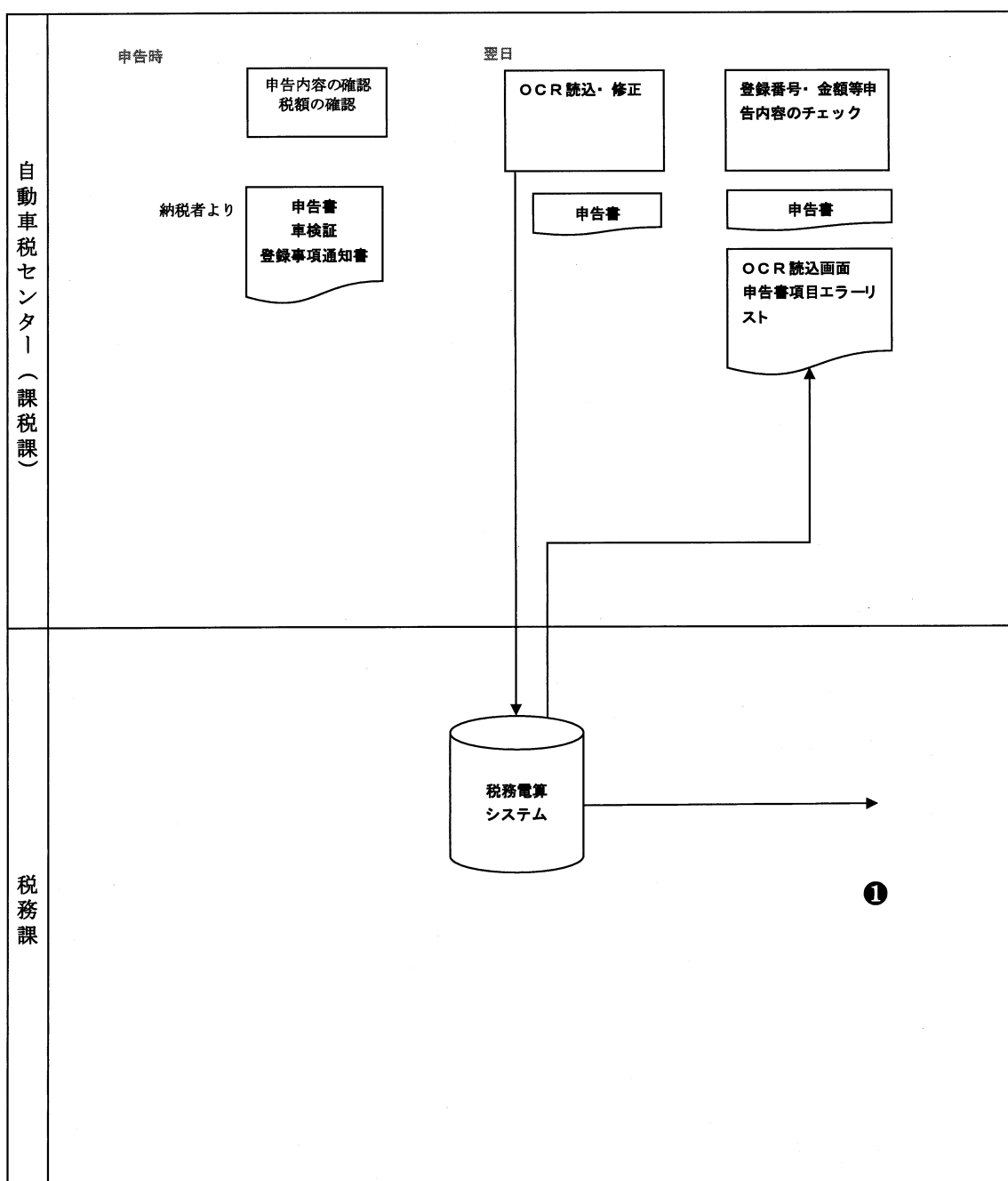
- ・身体障害者等のために専ら使用される自動車（条例第 146 条の 2 第 1 項第 1 号）。なお 1 台に限りかつ事業用は除く。
- ・専ら身体障害者等が利用するため、特別の仕様により製造・改造された自動車（条例第 146 条の 2 第 1 項第 2 号）。

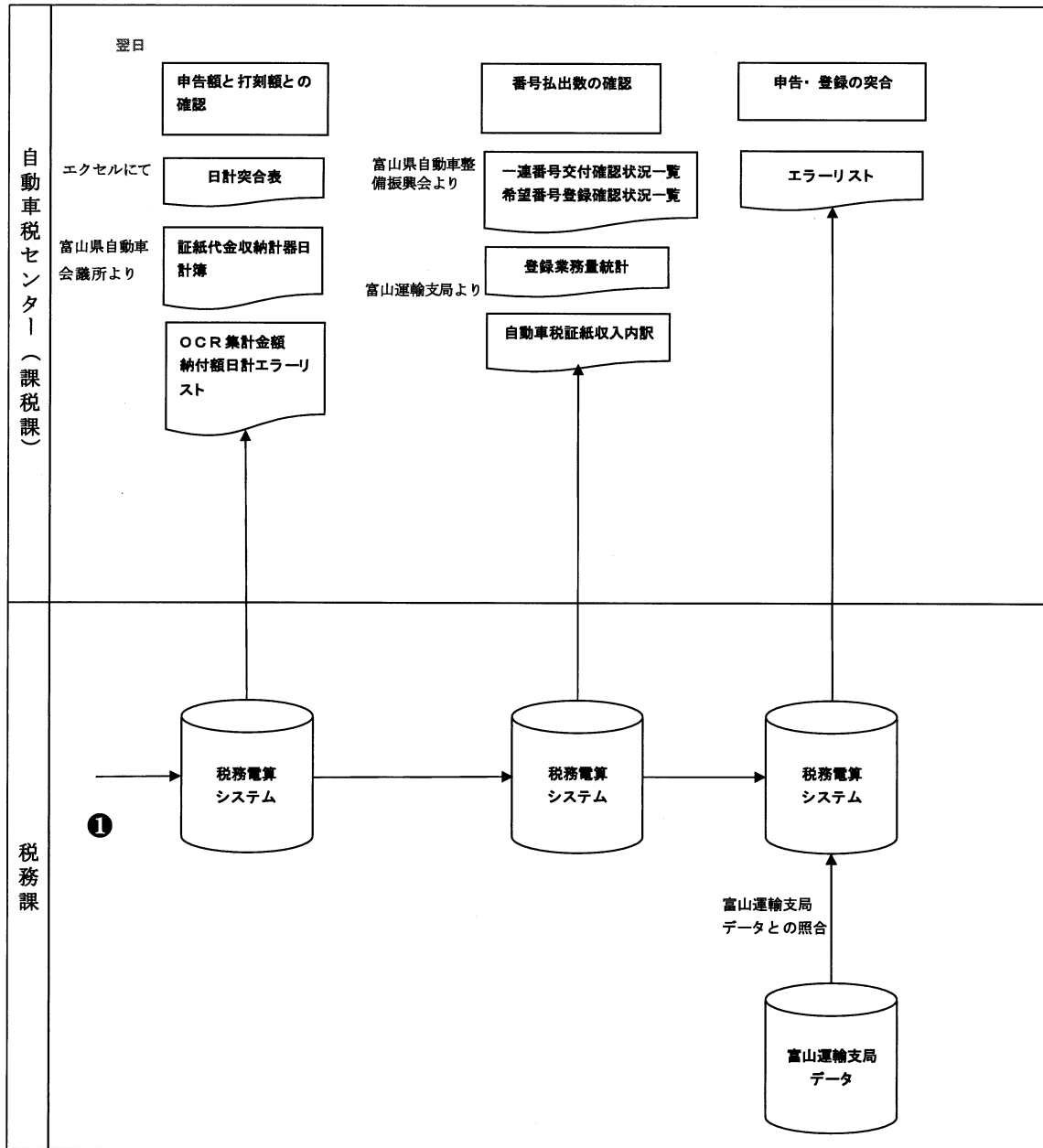
i グリーン化税制

環境にやさしい自動車の普及促進のため、低燃費かつ低排出ガス自動車として一定の基準を満たす自動車は、新車新規登録のあった翌年度分の自動車税が軽減される。また、新車登録から一定年数（ディーゼル車は 11 年、ガソリン・LPG 車は 13 年）を経過した自動車は、以後、税額が高くなる。

(ウ) 自動車取得税・自動車税の業務フロー

一般に想定されるリスク例：自動車二税の賦課が漏れるリスク





コ. 県たばこ税

(ア) 県たばこ税の概要

a 性格

製造たばこの消費に対して課する消費税

b 課税客体及び納税義務者

たばこの製造業者、特定販売業者、卸売販売業者（以下3者を「卸売販売業者等」）が小売販売業者に売り渡す製造たばこで、最終の卸売段階で課税する。納税義務者は卸売販売業者等である。（法第74条の2、条例第90条第1項）。

c 課税標準

県内において売渡しが行われた製造たばこの本数（法第74条の4第1項、条例第92条第1項）

d 税率

・旧3級品以外の税率・・・1000本につき860円（法第74条の5、条例第93条）

・旧3級品・・・1000本につき551円

※旧3級品とは、専売制度化において3級品とされていた、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄である。

e 納期

毎月分を翌月末日までに申告納付する（法第74条の10第1項、条例第93条の4第1項）。

(イ) 県たばこ税の業務フロー

県たばこ税の徴収賦課は総合県税事務所長に対する委任事務には含まれず、税務課で行われている（条例第5条ただし書き）。

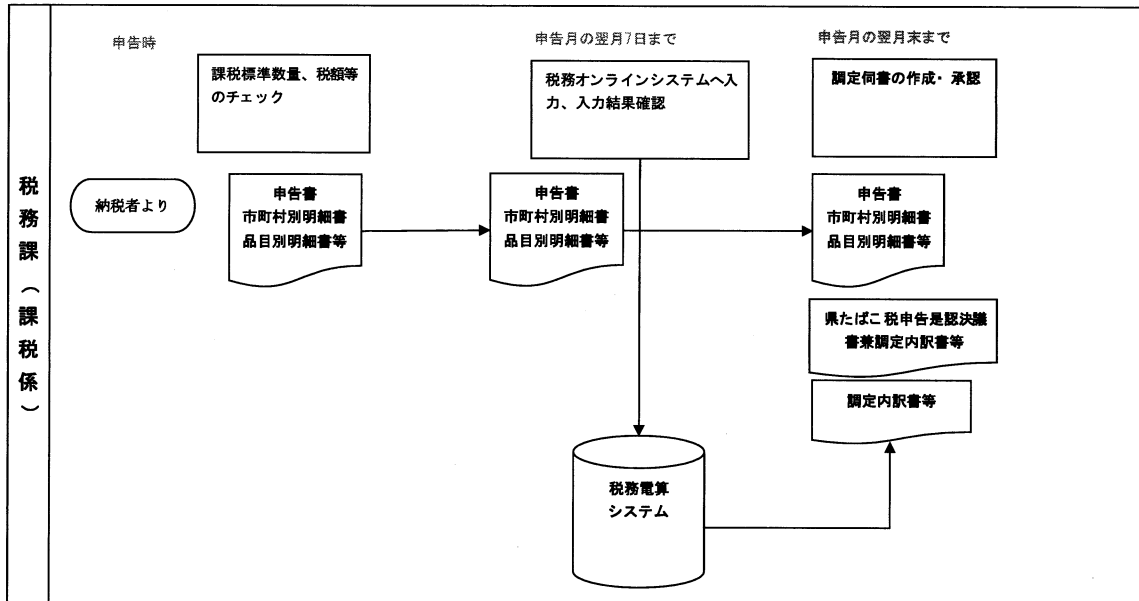
納税者が毎月分を翌月末日までに申告納付する（法第74条の10第1項、条例第93条の4第1項）。

月別申告者数（平成29年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	12	12

（出典：税務課作成資料を加工）

一般に想定されるリスク例：県たばこ税の賦課が漏れるリスク



(ウ) 手持品課税

a 概要及び趣旨

税率改正時、販売用の紙巻たばこ 5000 本以上所持するたばこ販売業者に対し、手持品課税が行われる。たばこ税及びたばこ特別税は、たばこの製造場から製造たばこが出荷された時に、また、道府県たばこ税及び市町村たばこ税は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率改正前に出荷又は売り渡しが行われている場合には、引上げ前の税率で課税されていることになる。

したがって、税率の引上げが行われる際には、既に製造場から出荷又は売り渡され流通段階にある製造たばこに対して税率の引上げ分に相当する課税（手持品課税）を行い、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばここと同一の税負担を求めることとされている。（出典：総務省ホームページ）

b 手持品課税の業務内容

内容	担当部署	業務
申告書発送	税務課 課税係	国税庁が申告書等送付対象者名簿を市区町村別・税務署別に作成する。県は当名簿に基づき送付用封筒、県納付書作成、封入・発送を行う。

内容	担当部署	業務
受付	税務課 課税係	<p>申告書は4枚複写（「申告書控用」「税務署提出用」「都道府県提出用」「市町村提出用」）の様式であり、国税庁にて一括作成される。基本的に納税者は申告書を税務署に一括提出する。税務署で受付後、県へ送付される。</p> <p>税務署から申告書を受領すると担当者が数量、税率、税額等に誤りがないか確認する。なお申告件数が多いためエクセルにてたばこ税手持品課税申告一覧表にて管理している。当該一覧表には数式（税額）が組み込まれており、申告額が合っているか確認できるようになっている。また税務署からは手持品課税申告書等送付書も添付され、担当者は送付書に記載された枚数と申告書の枚数との一致も確認している。</p>
税務オンラインシステムへの入力	税務課 課税係	<p>たばこ税手持品課税申告一覧表（エクセル）にて合計本数、合計税額を集計し、税務オンラインシステムに入力する。</p>
調定伺作成	税務課 課税係	<p>（イ）業務フローに記載</p> <p>なお、件数が多いため、申告書ではなくエクセルにて作成したたばこ税手持品課税申告一覧が添付される。</p>
納付確認	税務課 管理係	<p>税務オンラインシステムにて収入額と調定額の一致を確認している。</p>

サ. 軽油引取税

(ア) 軽油引取税の概要

a 趣旨等

軽油引取税は、バスやトラック等の燃料である軽油に係る税金である。

軽油引取税は、流通課税の形態をとっており、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り等に対して課する都道府県税である。

用語	内容
元売業者	次に掲げる者で、一定の資格要件を備え、総務大臣の指定を受けているもの（法第 144 条第 1 項第 2 号） ・ 軽油を製造することを業とする者 ・ 軽油を輸入することを業とする者 ・ 軽油を販売することを業とする者
特約業者	元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とするもので、都道府県知事の指定を受けているもの（法第 144 条第 1 項第 3 号）

b 納税義務者

納税義務者は、特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行う者である。（法第 144 条の 2 第 1 項）

c 税額

1 キロリットルにつき、32,100 円（法附則第 12 条の 2 の 8）

d 申告と納税

引取課税に係る軽油引取税は、特別徴収の方法により徴収される（法第 144 条の 13）。特別徴収義務者である特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に毎月末日までに前月分を申告・納入することとされている（法第 144 条の 14 第 2 項）。

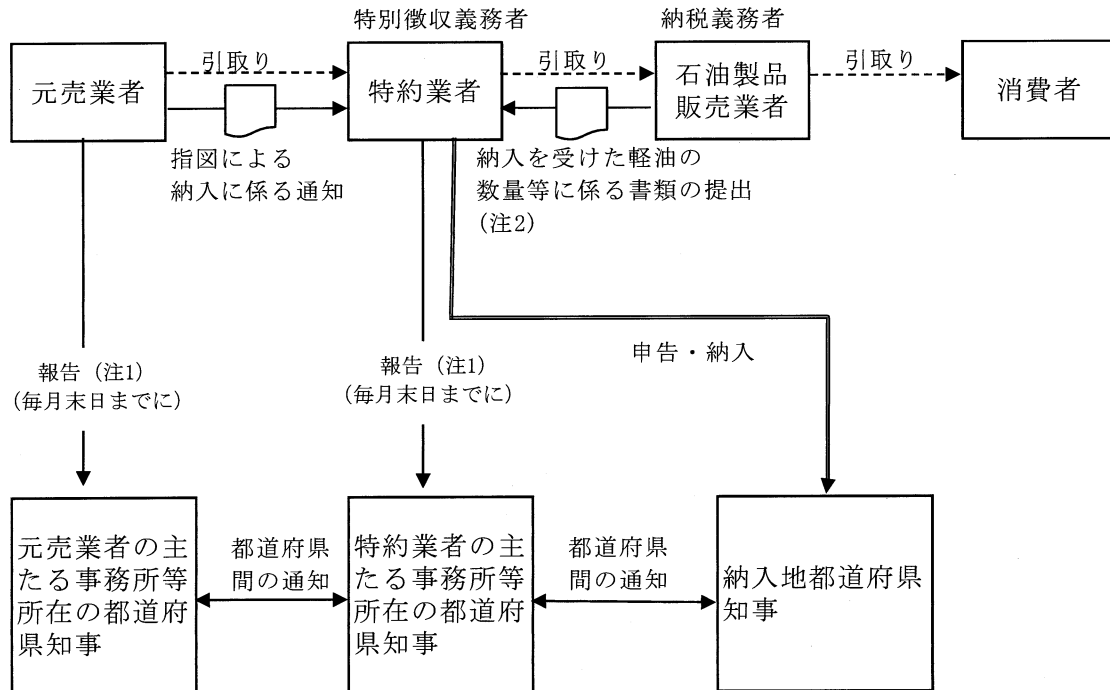
なお、以下の場合等には、特別徴収によらず、販売業者が毎月末日までに前月分を申告・納付することとなる。

◆ 特約業者又は元売業者以外の販売業者が軽油に軽油以外の油（灯油・重油等）を混和して製造された軽油を販売した場合

◆ 特約業者又は元売業者以外の販売業者が軽油又はガソリン以外の油を自動車の燃料として販売した場合

◆ 特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費する場合

主たる課税形態である特別徴収による軽油引取税の課税関係については、以下の図を参照されたい。



(注1)

特約業者等、元売業者は、前月中における軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量等の事項を、毎月末日までに、都道府県知事に報告しなければならない（法第144条の35第1項）。

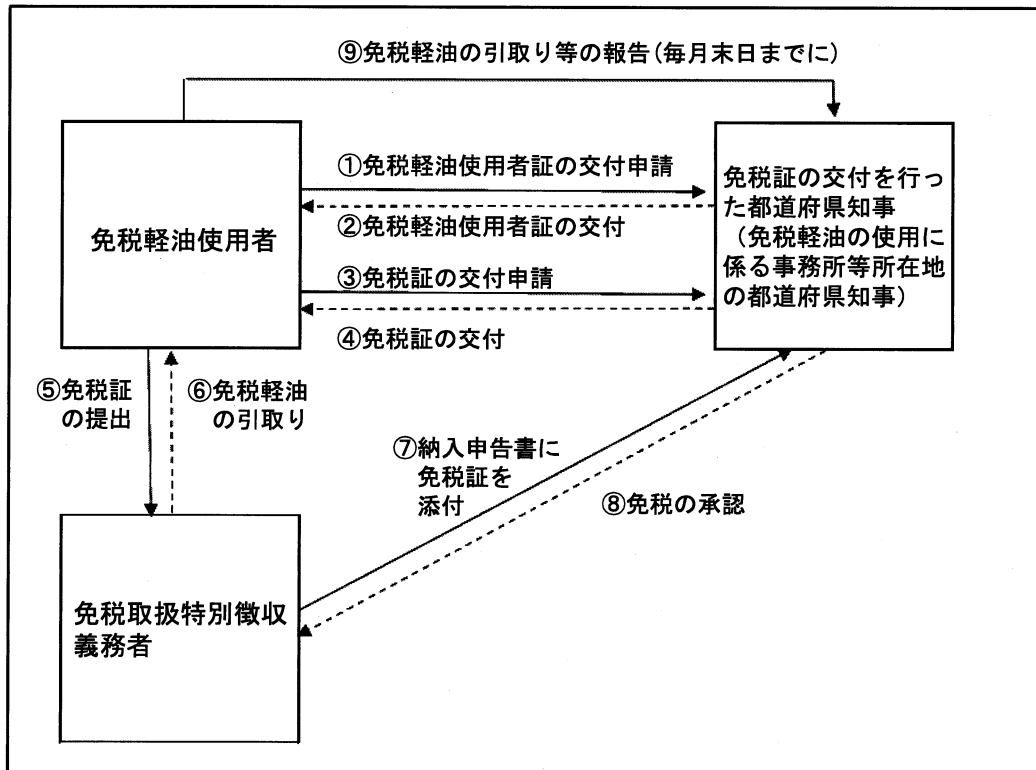
(注2)

石油製品販売業者は、毎月末日までに、前月中においてその事務所等ごとにその納入を受けた軽油の数量等の事項を記載した書類を、当該特別徴収義務者に提出しなければならない（法第144条の35第6項）。

e 免税

石油化学製品の製造でエチレン等を製造するための用途など一定の事業に該当する者は、あらかじめ免税に係る手続きを行った場合には、免税価格で軽油を購入することができる。

なお、免税の手続の概略については、以下の図を参照されたい。



f 指定市への交付


指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税収の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいて按分し、指定市に交付する必要がある(法第144条の60第1項)が、富山県内には指定市が存在しないため、全額が県の収入となる。

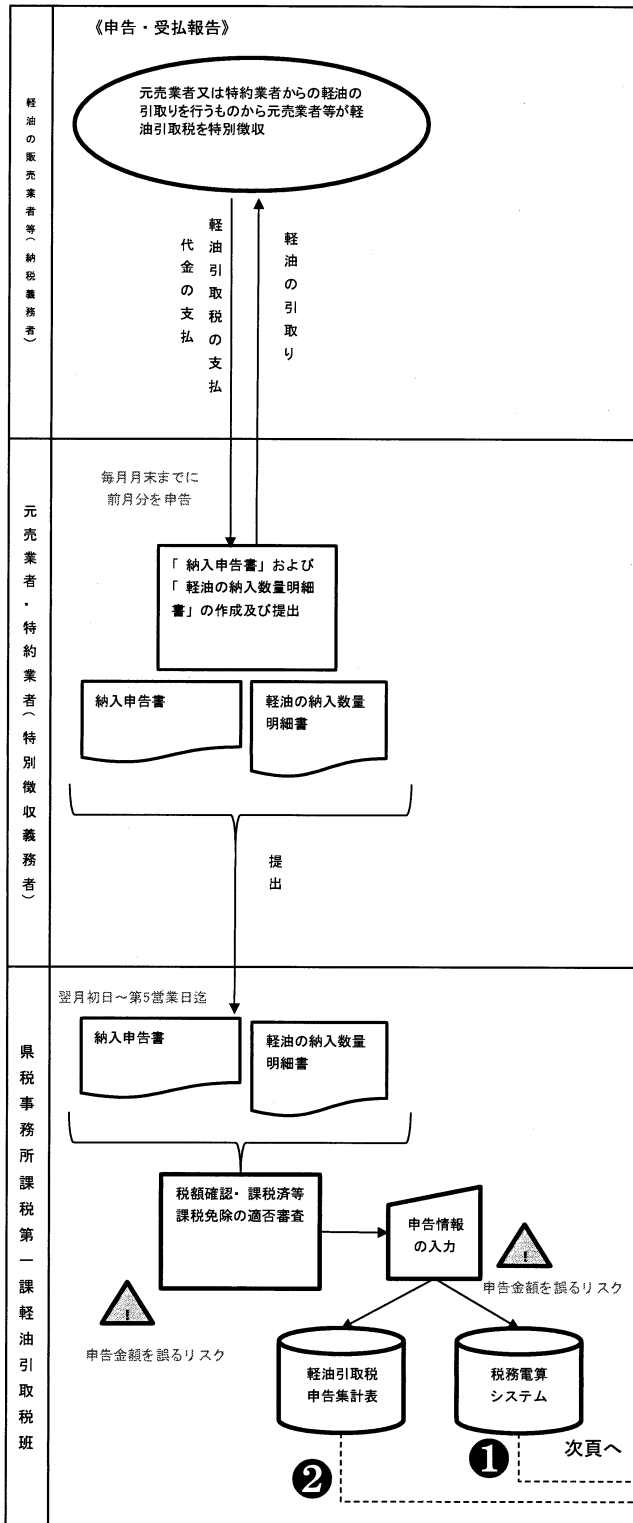
(イ) 軽油引取税の業務フロー

新規の特約業者及び元売業者の把握のフローについては、申請に基づき総務大臣又は県知事による指定がなされるものであり、現状は集約傾向であり増加局面に無い事から記載を省略する。

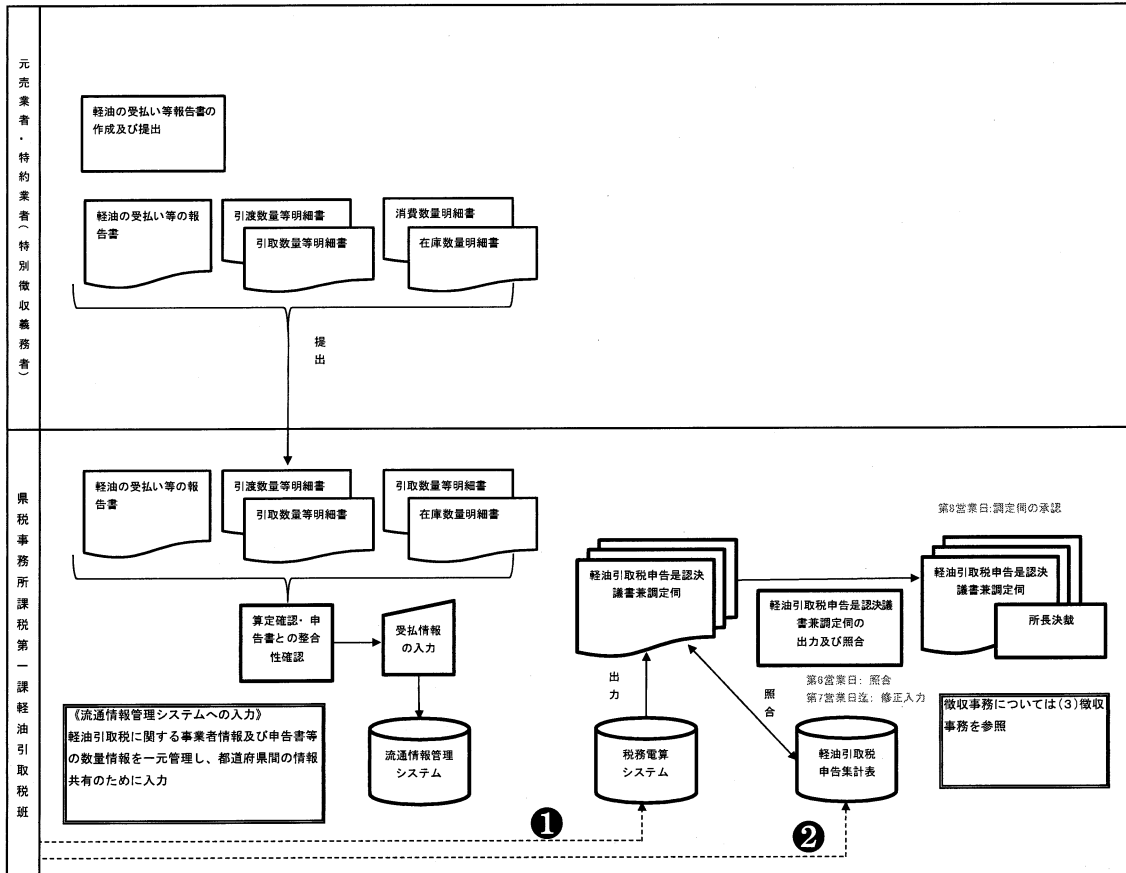
次に申告事務フローについては、軽油引取税は申告課税であり、事務手続としては申告書を受け取り、書類間の整合等を確認し入力するのみである。算定にあっても、担当者による検算とシステム内での自動算出結果との整合を確認しており、誤謬のリスクは少ないと考えられる。この点、優遇措置である免税手続きについては、免税証の不正流出や用途外使用等のリスクが想定されるため、免税手続きの理解の観点から、一般的な申告・受払報告の事務フロー及び免税証に係るフローについて記載することとする。

《申告・受払報告 1/2》


一般に想定されるリスク例は図中  で表示

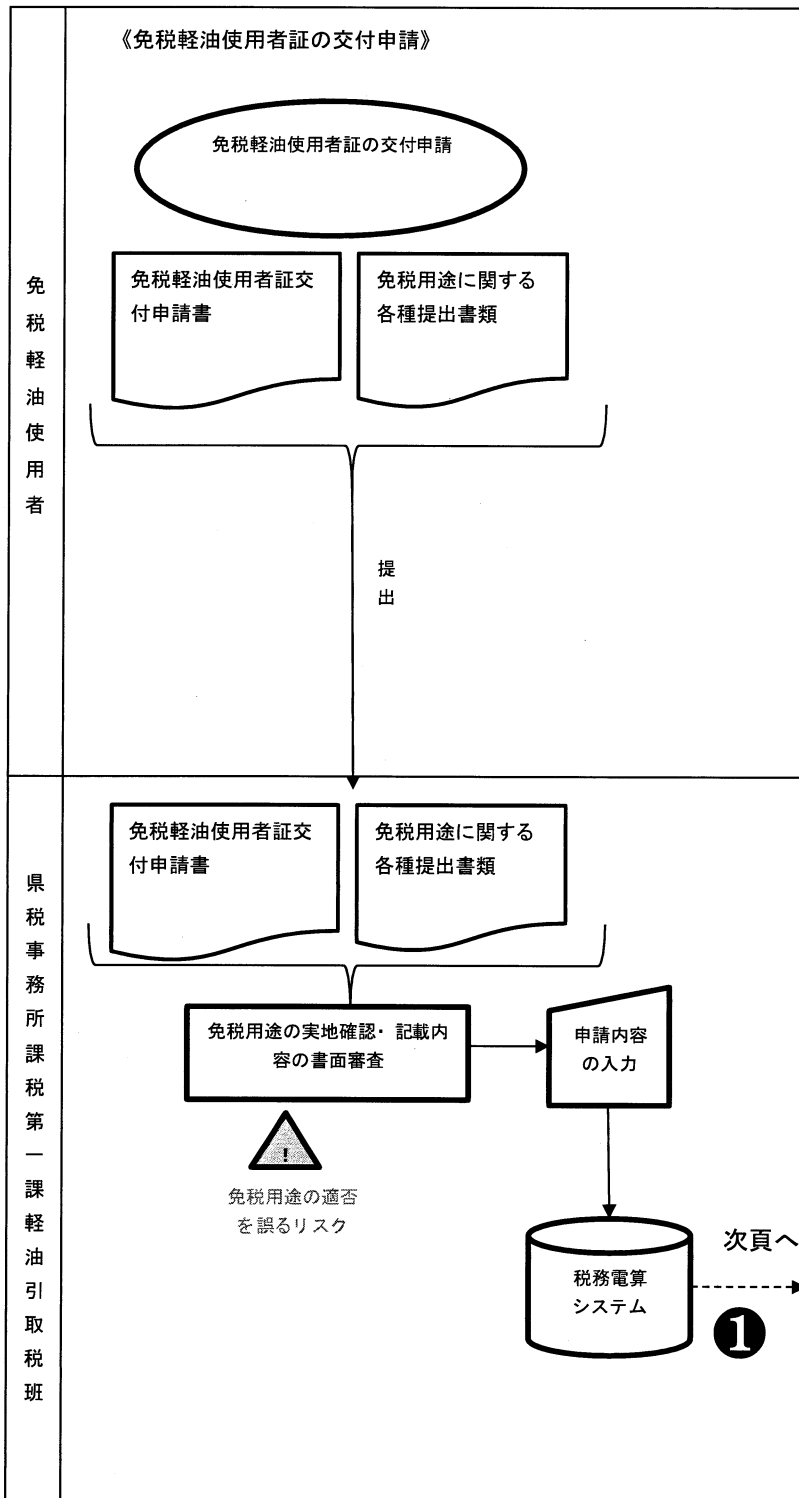


《申告・受払報告 2/2》

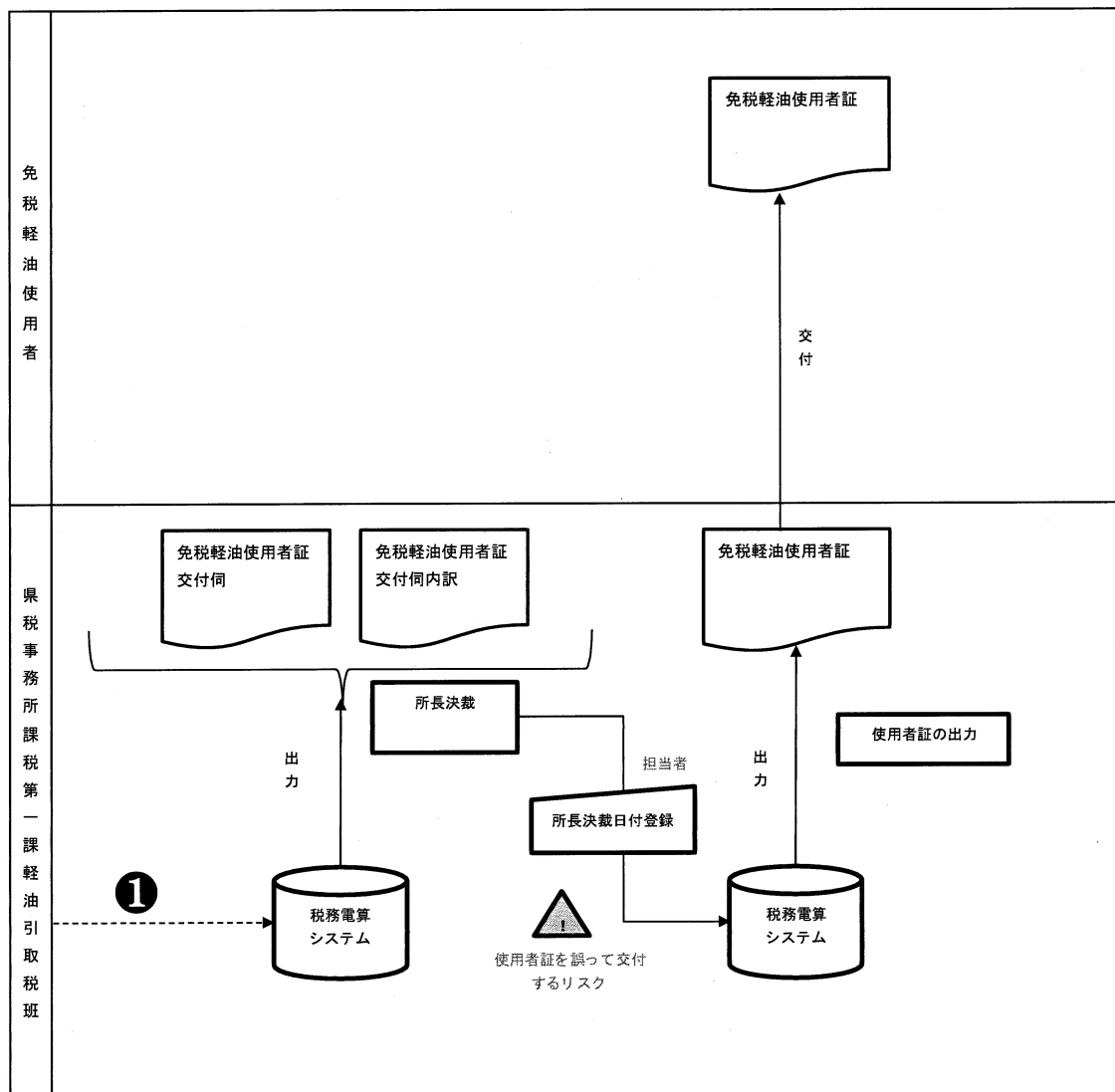


《免税軽油使用者証の交付申請 1/2》


一般に想定されるリスク例：図中  で表示

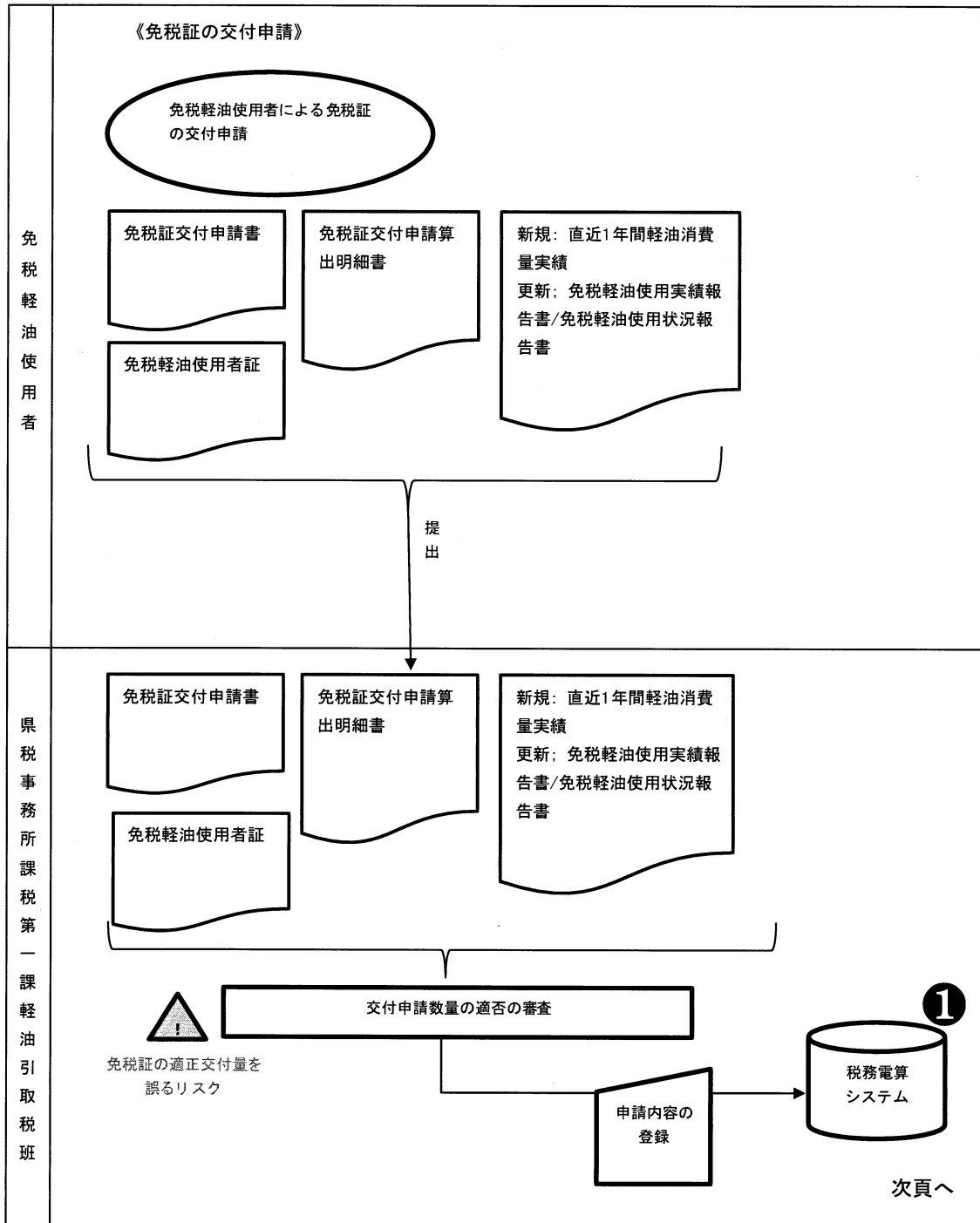


《免税軽油使用者証の交付申請 2/2》

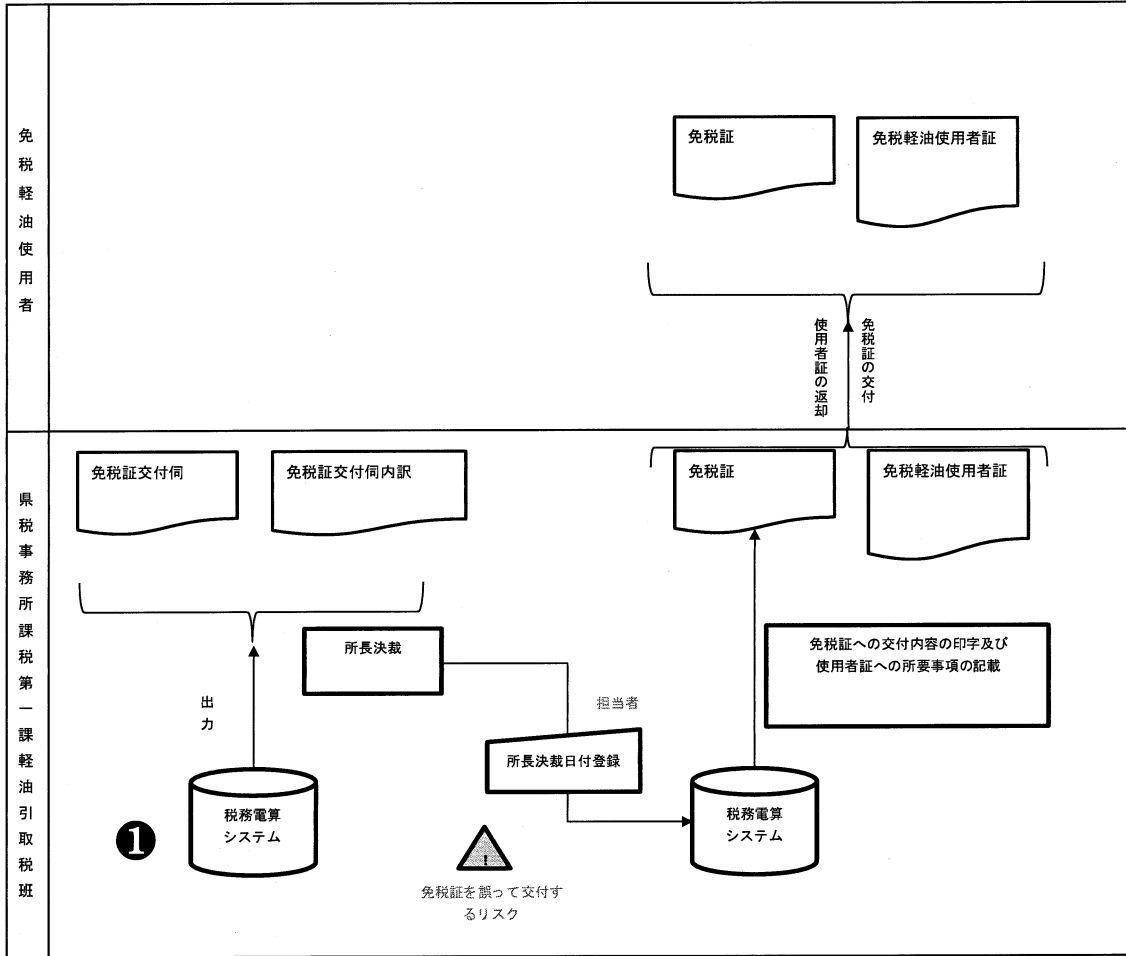


《免税証の交付申請 1/2》


一般に想定されるリスク例：図中  で表示

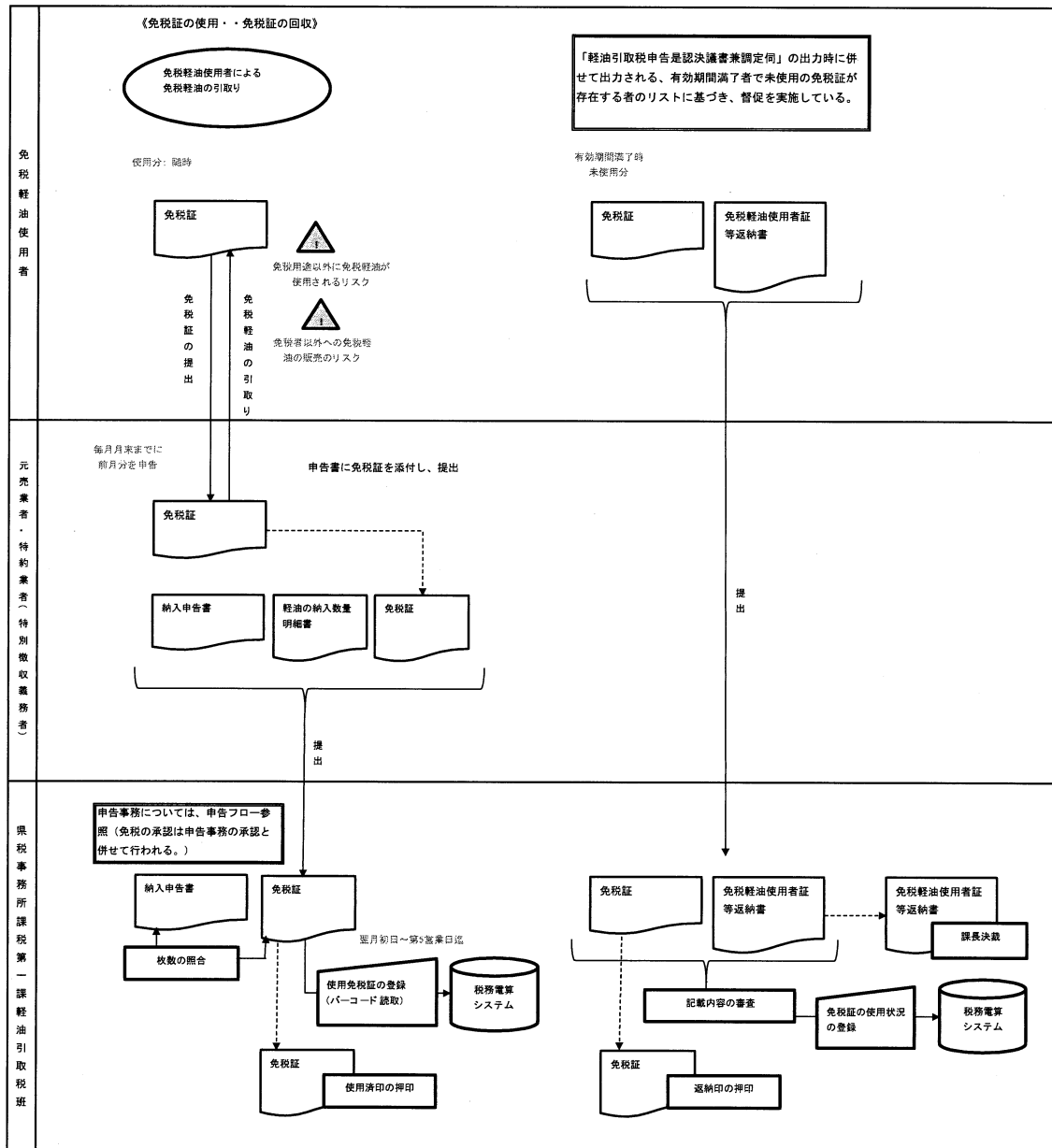


《免税証の交付申請 2/2》




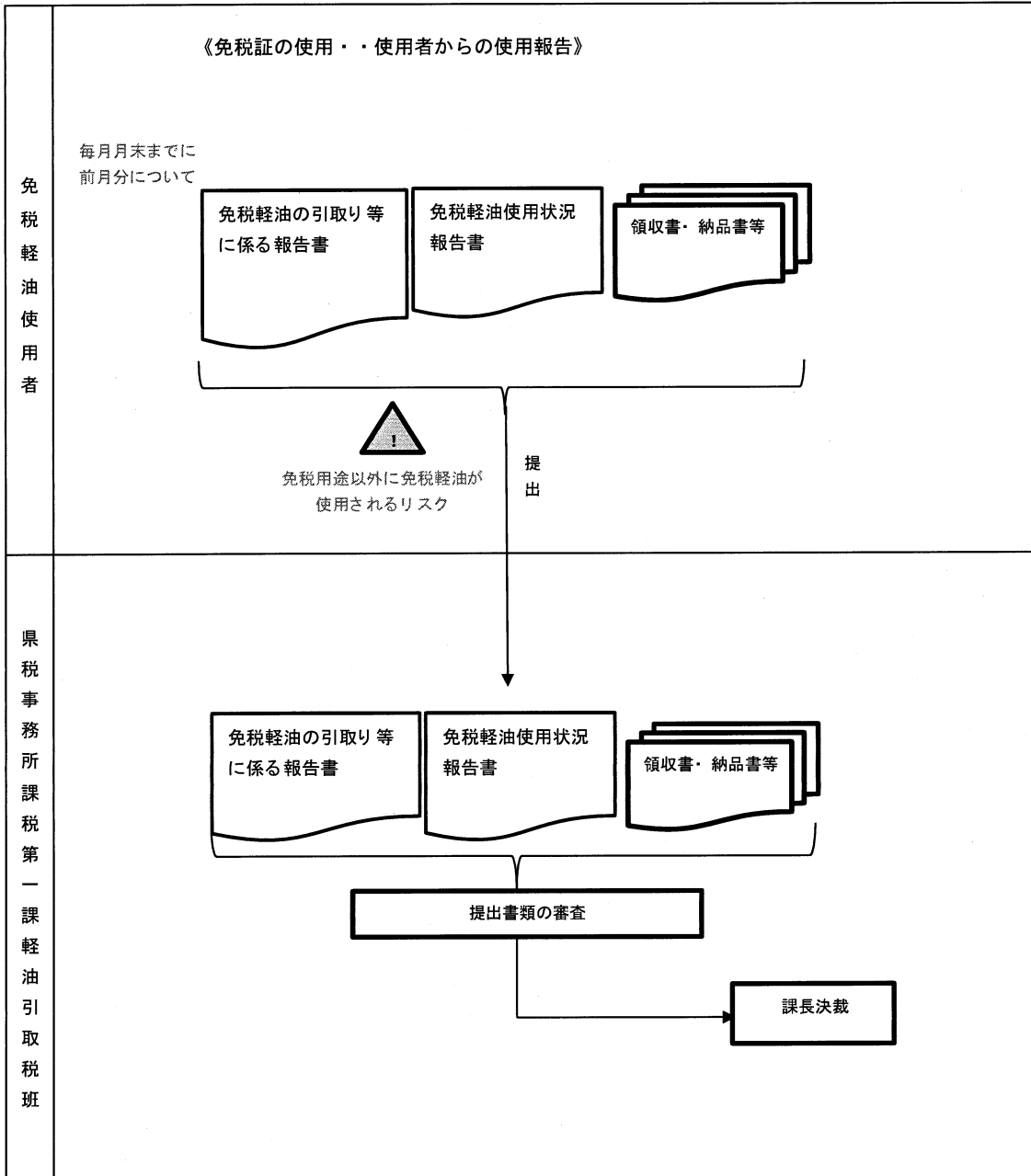
《免税証の使用：使用者からの回収》

一般に想定されるリスク例：図中  で表示



《免税証の使用：使用者からの使用報告》

一般に想定されるリスク例：図中  で表示



(5) 徴収事務の制度概要

ア. 徴収事務

(ア) 徴収事務の概要

県は法第2条に基づき地方税を賦課徴収する。賦課された徴収金を領収することを徴収という。徴収には、賦課額を納付又は納入させる手続のみをいう狭義の場合と、納税者等が確定した租税を納付しない場合における強制処分である滞納処分をも含めていう広義の場合がある。徴収の方法は、普通徴収、申告納付、特別徴収、申告納入及び証紙徴収の5種類が法第1条で定められており、各々の税目により徴収方法が異なる。

【徴収方法の説明】

徴収方法	説明
普通徴収	県から納税通知書を送付され、その納税通知書により納税する。
申告納付	納税する人が納める税額を申告し、納税する。
特別徴収	経営者（企業）などが、税金を負担する人から税金を受け取り、納税する。
申告納入	経営者（企業）などが特別徴収した税額を申告し、納税する。
証紙徴収	県が発行する証紙を購入し、申告書などに貼りつけることにより納税する。


【主な税目別の申告及び納税方法】

税目	申告期限	納期限	納税方法
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して（市町村へ）納入
	公的年金受給者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	4月から2月まで年金支給ごとに徴収して翌月10日	年金支払者が特別徴収して納入
	給与・公的年金以外の所得がある者は3月15日	6月・8月・10月及び1月末日	普通徴収
法人県民税	事業年度が終了した日から原則として2箇月以内	申告と同じ日	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	同上	申告納入

税目	申告期限	納期限	納税方法
県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告と同じ日	申告納入
	源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については、1月10日	同上	同上
県民税の株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ日	申告納入
個人事業税	3月15日	8月及び11月末日	普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日から原則として2箇月以内	申告と同じ日	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日	申告納付
自動車取得税	登録又は届出をした日	同上	証紙徴収（証紙代金収納計器）
軽油引取税	毎月分を翌月末日など	同上	申告納入（納付）
自動車税	新規登録のとき	同上	証紙徴収（証紙代金収納計器）
	取得又は変更した日	5月末日	普通徴収

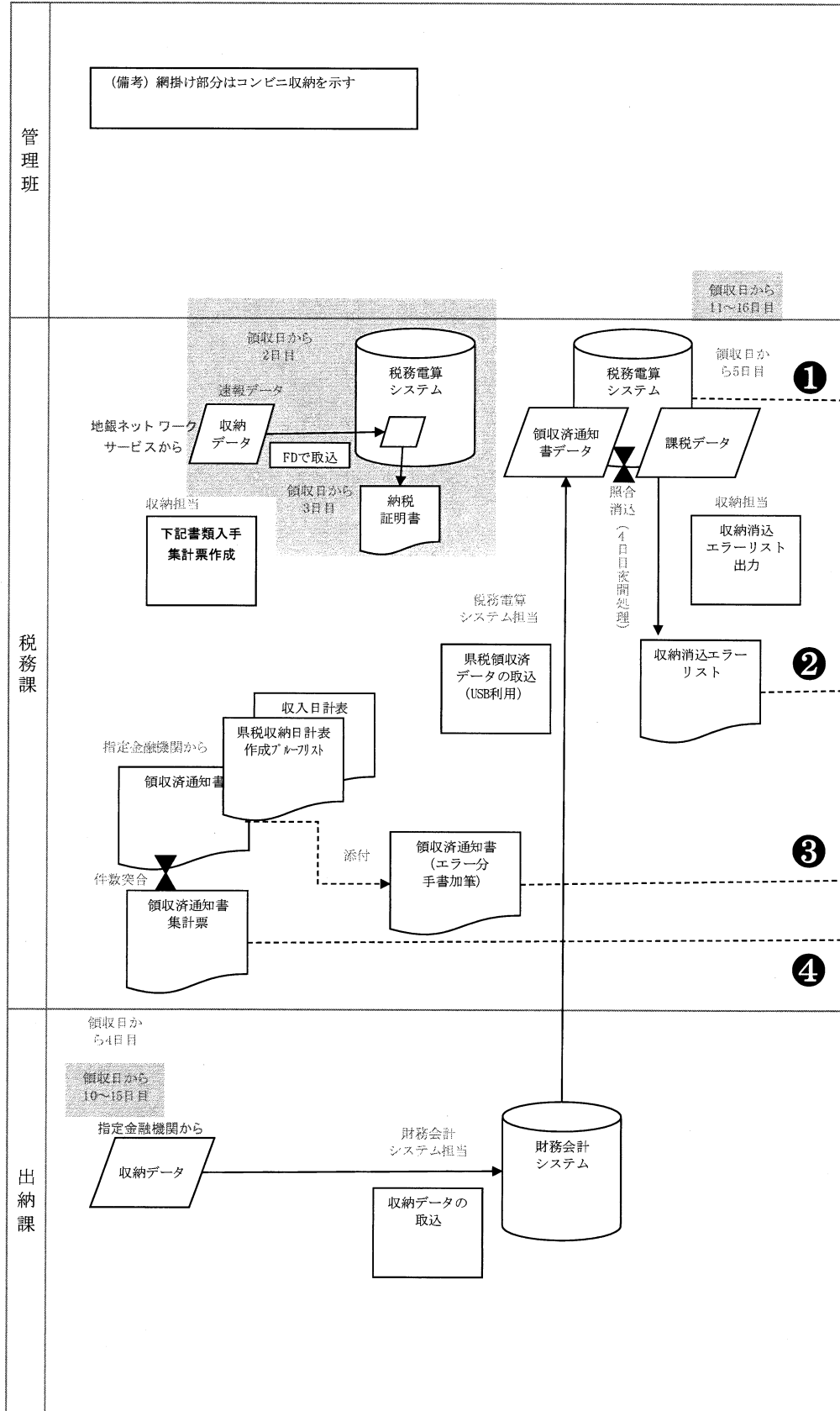
(イ) 入金処理の業務フロー

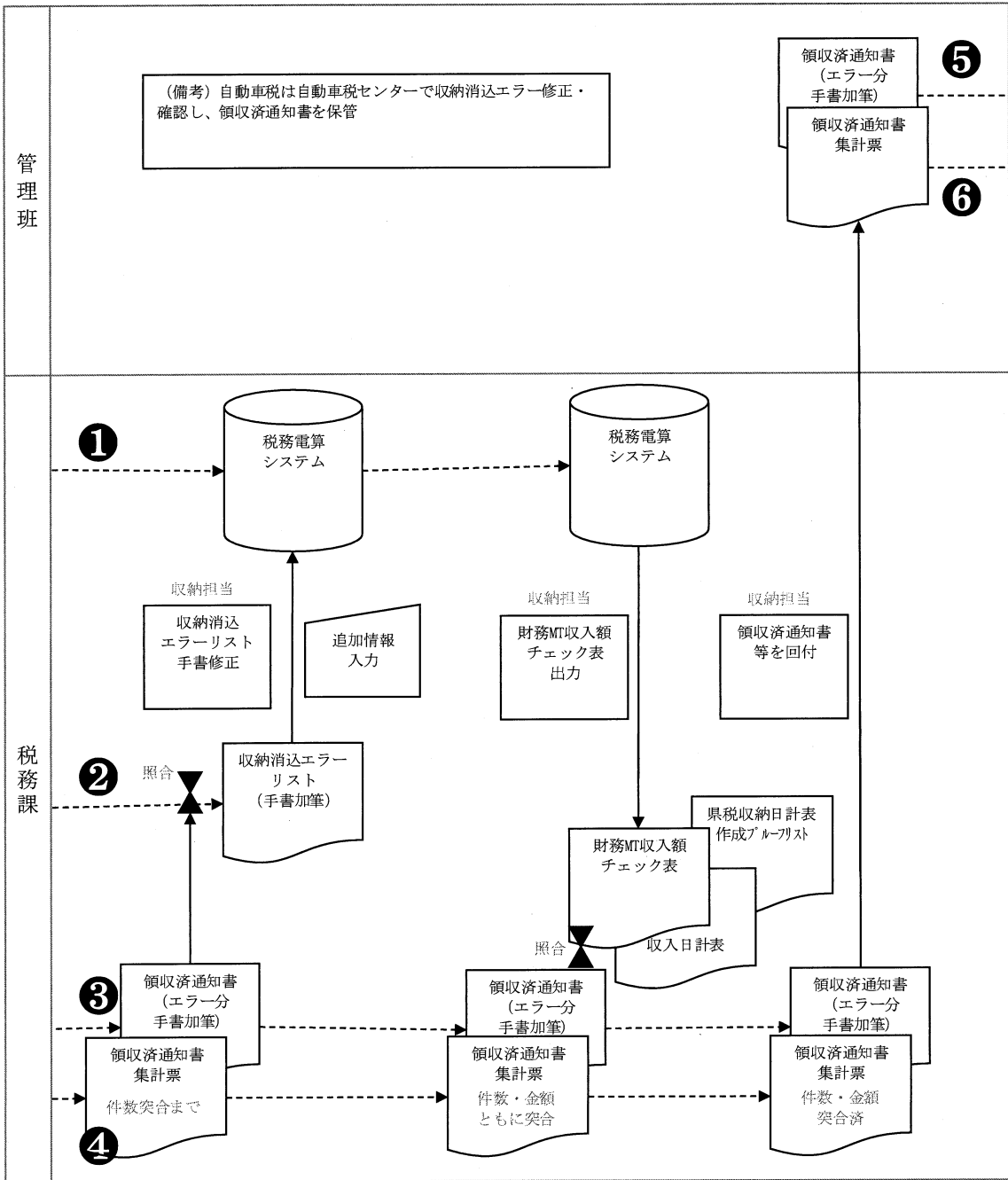
入金処理のポイントとなる業務別の業務フローは次頁のとおりである。
 なお、コンビニ収納に係るフローは網掛けで表示している。

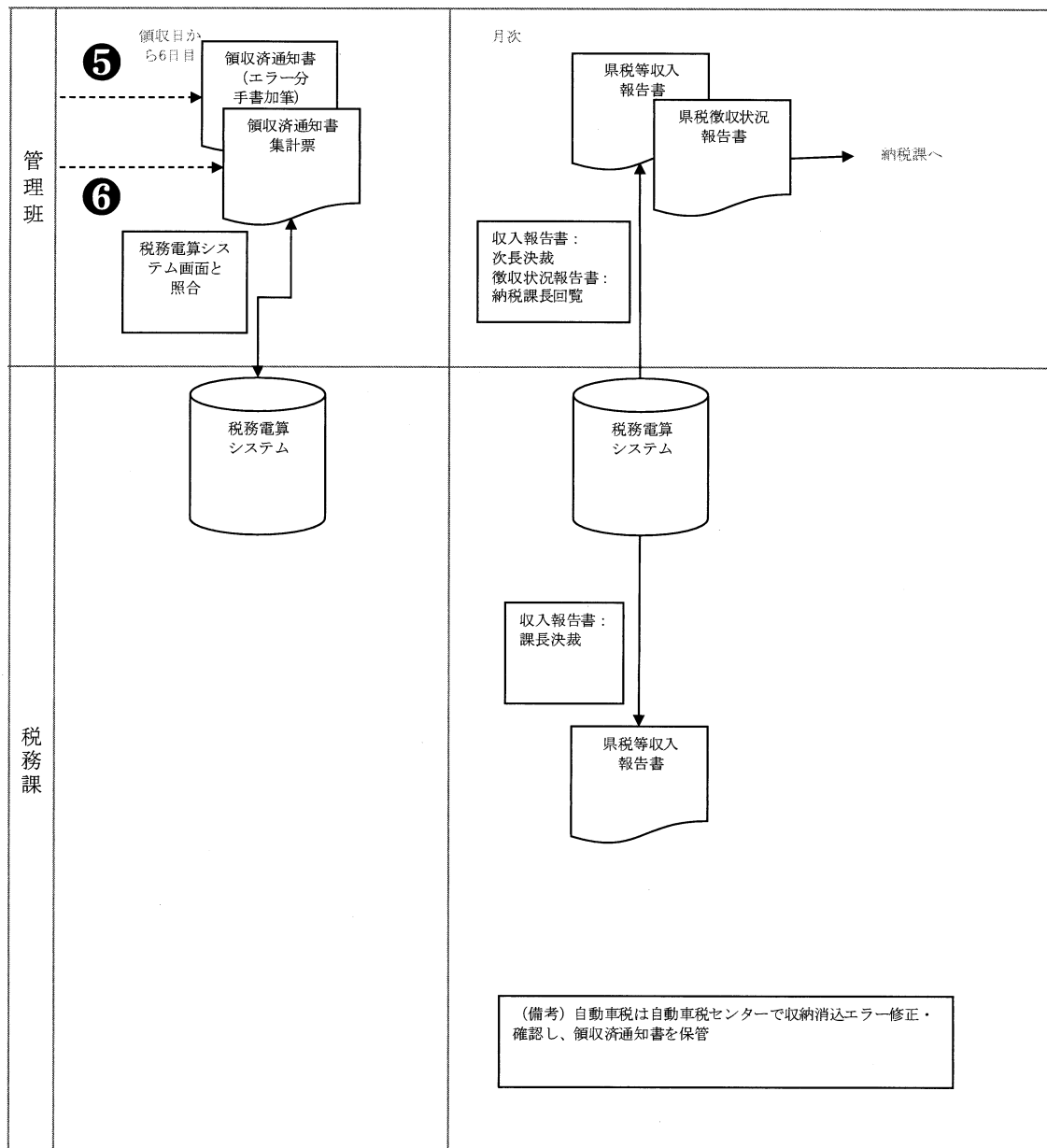
一般に想定されるリスク例：図中  で表示



収納消込を誤るリスク




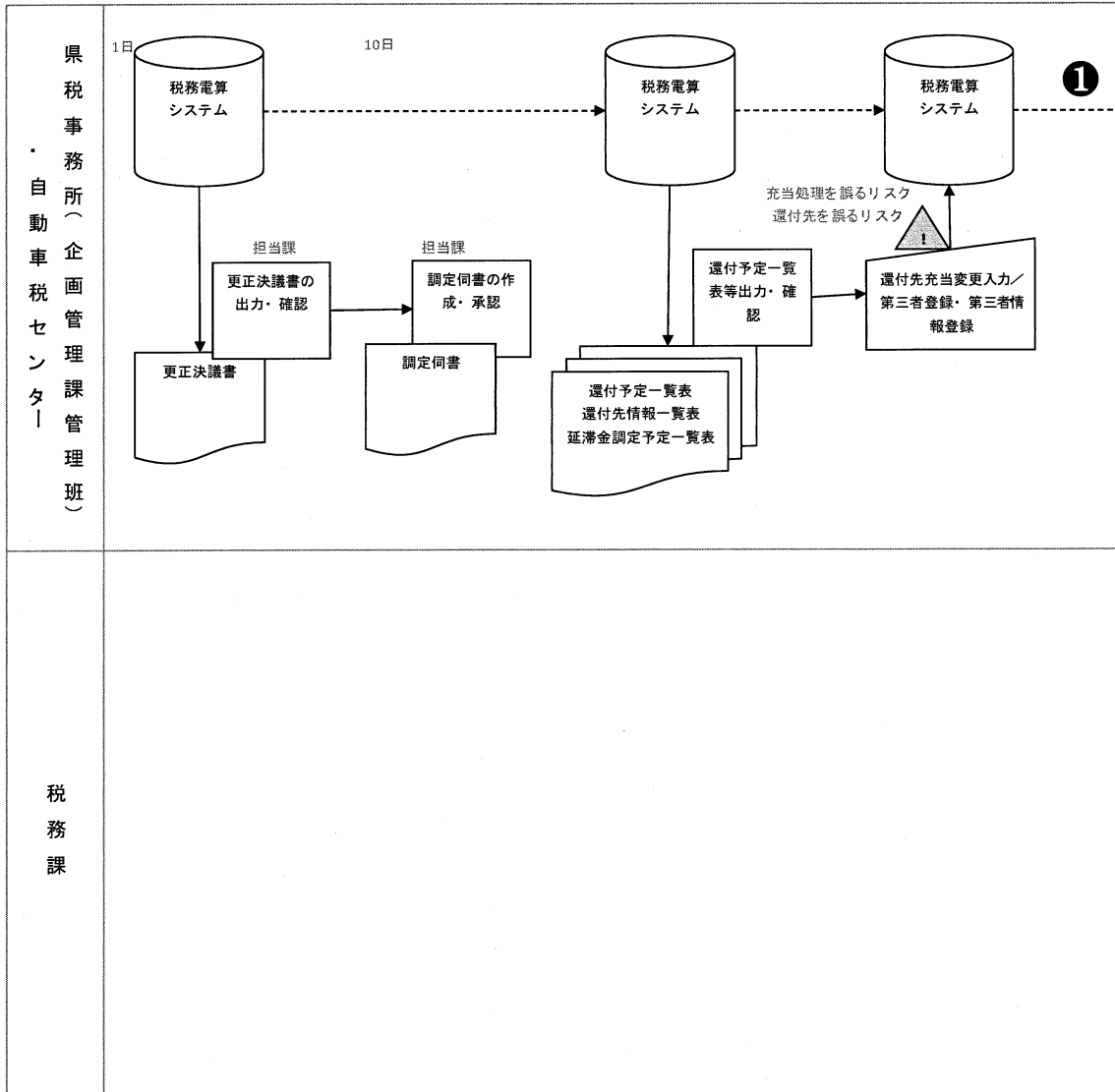


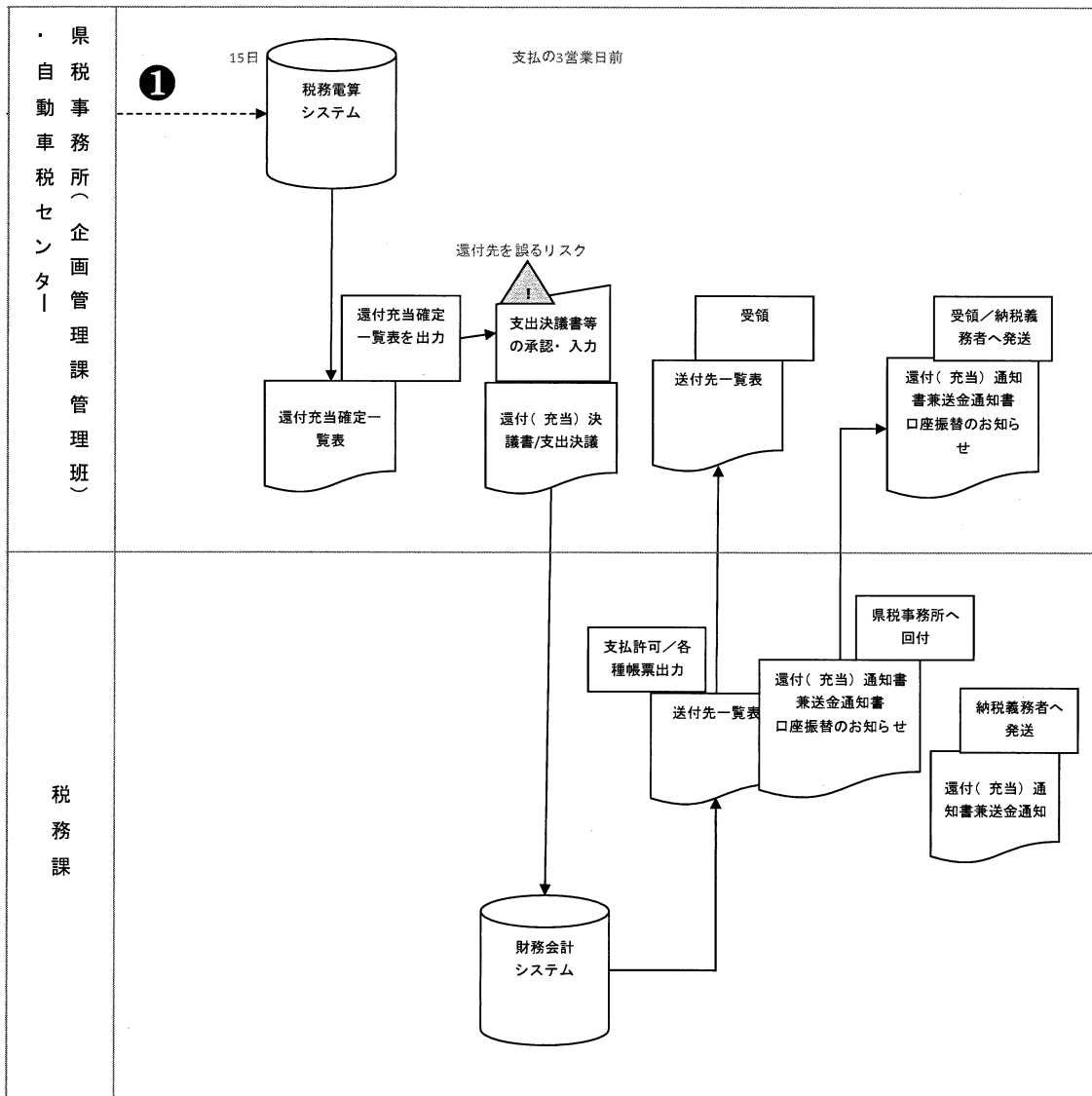


(ウ) 還付

還付の業務フローは以下のとおりである。

一般に想定されるリスク例：図中  で表示





(エ) 滞納整理

滞納整理とは、滞納となった税を、最終的に収納又は滞納処分の執行停止へ完結整理していく作業をいう。その過程で、文書や電話による催告、納税交渉、財産調査、差押・公売処分などの処理を行うこととなる。

税は納期限内に全額一括して現金で支払うことが原則であり、徴収の緩和制度（徴収猶予あるいは換価の猶予）の規定に該当する場合に限り、地方税法上分割納付が認められる。分割納付の期間は原則1年で、例外的に2年が限度とされる。

滞納整理事務でポイントとなる主な業務について、以下のとおりである。

a. 督促状発付

申告又は納税通知書の送達により納税義務の確定した県税が、納期限から一定期間経過しても納税されない場合は、督促状を発付する。督促状の発付は、時効中断の効

力を有するほか、差押の前提要件ともなる。

督促状は納付書を兼ねるので、納期限の失念による納め忘れのケースなどは、督促により納税されることになる。

b. 催告（～納税交渉）

督促によっても納税されない場合は、文書催告、電話催告あるいは臨戸により、納税を促すことになる。滞納反復者については文書催告の送付を省略し、直ちに差押処分に移行するなどの対応も考えられる。

c. 財産等調査

催告や納税交渉と並行して、滞納処分のための財産調査を行う。財産調査については、徴税吏員に質問・検査の権限が与えられている。また、財産調査の目的で捜索を行うこともできる。

d. 差押

催告や納税交渉によっても納税しない滞納者に対しては、財産調査により把握した財産の差押を行うことになる。（催告や納税交渉は、地方税法上に定められた手続きではない。）

徴税吏員には、滞納者の財産を自ら差押・換価（取立）し、未納の徴収金に充てることのできる権限（自力執行権）が与えられている。

e. 換価・公売

差押によっても自主的に納税しない場合は、差し押さえた財産を金銭に換え未納の徴収金に充当することになる。

預貯金等の債権は、第三債務者である金融機関等からの金銭の取立てにより換価が終わる。動産や不動産等は、公売という手法で売却し売却代金を未納の徴収金に充当する。インターネット公売も活用されている。

f. 納税義務の拡張

本来の納税義務者からの徴収が見込めない場合に、一定の要件があれば納税義務をそれ以外の者に拡張させる。

区分	要件等
納税義務の承継	<p>本来納税者が負うべき納税義務を承継人に引き継がせる制度。</p> <p>ア 相続による納税義務の承継（法 9、9 の 2）</p> <p>イ 法人の合併による納税義務の承継（法 9 の 3）</p> <p>ウ 信託に係る納税義務の承継（法 9 の 4）</p> <p>エ 人格のない社団等に係る納税義務の承継（法 12 の 2）</p> <p>オ 会社更生法の規定による納税義務の承継（会社更生法 231）</p>
連帯納税義務	<p>民法の連帯債務に準じて設けられた制度である。（法 10）</p> <p>共有物や共同事業による徴収金を複数の納税義務者がそれぞれ独立して全額納付する義務を負う。（法 10 の 2）</p> <p>法人が分割した場合、営業を承継した法人（分割承継法人）は、承継した財産の価額を限度として連帯納税の責任を負う。（法 10 の 3）</p>
第二次納税義務	<p>主たる納税義務者の財産について滞納処分をしてもなお、徴収すべき額に不足すると認められる場合に、一定の関係にある者に納税義務を負わせることができる制度。（法 11）</p> <p>ア 無限責任社員の第二次納税義務（法 11 の 2）</p> <p>イ 清算人等の第二次納税義務（法 11 の 3）</p> <p>ウ 同族会社の第二次納税義務（法 11 の 4）</p> <p>エ 実質課税額等の第二次納税義務（法 11 の 5）</p> <p>オ 共同的な事業者の第二次納税義務（法 11 の 6）</p> <p>カ 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務（法 11 の 7）</p> <p>キ 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務（法 11 の 8）</p> <p>ク 自動車等の売主の第二次納税義務（法 11 の 9）</p>

g. 徴収の緩和制度（納税の猶予等）

滞納者に対しては、一定の手続に従い、差押え等の強制徴収をするのが原則であるが、罹災等の特別な事情により、強制徴収することが適当でない場合がある。このような場合には、滞納者の状況を考慮し、徴収緩和の措置（納税の猶予期間を与える）をとることができる。

区分	要件等
徴収猶予	<p>次のいずれかに該当する場合で、一時に徴収金を納付できないと認めるときは、納付できない金額を限度として1年以内の期間に限り徴収猶予できる。さらに、やむを得ない理由がある場合は、既に認めた期間とあわせて2年以内の範囲で延長できる。</p> <p>1 災害による徴収猶予（法 15①）</p> <p>2 課税遅延による徴収猶予（法 15②）</p> <p>（詳細省略）</p>
換価猶予	<p>職権による換価の猶予</p> <p>次のいずれかに該当する場合で、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、1年以内の期間に限り換価猶予できる。さらに、やむを得ない理由がある場合は、すでに認めた期間とあわせて2年以内なら延長できる。</p> <p>1 直ちに財産を換価することにより、事業の継続・生活の維持を困難にするおそれがあるとき</p> <p>2 直ちに財産を換価するよりも、徴収上有利であるとき</p> <p>上記の他、申請による換価の猶予もある</p>
滞納処分の停止	<p>徴税吏員の判断で強制徴収の手続を停止するもの。納税義務の消滅につながるものである。</p> <p>次のいずれかに該当する場合にできる。（法 15 の 7①）</p> <p>第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないこと</p> <p>第 2 号 滞納処分をすることにより、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき</p> <p>第 3 号 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき</p>

h. 延滞金の徴収

滞納となった税の徴収においては、本税のほか、滞納となった期間に応じて計算される延滞金を徴収しなければならない。延滞金の免除・減免は、法律や条例に基づき行うものである。

i. 徴収権の消滅（法第 18 条、同法第 18 条の 2）

地方税の徴収権の消滅時効期間は 5 年であるが、差押等によって時効が中断する。

j. 不納欠損処理

滞納処分が 3 年間継続した場合や消滅時効の完成等により、納税義務が消滅したときは、不納欠損処理を行う。

また、平成 29 年度における県税滞納整理の状況は、次のとおりである。軽油引取税の整理未済額が 4 億円弱と多額になっているが、これは平成 30 年 3 月分徴収猶予額すなわち平成 30 年 6 月入金額を平成 31 年度の歳入に計上していることによる。また、年度初めに 698 百万円あった滞納繰越額は回収又は欠損処分により年度末には 183 百万円まで減少させ、現年分 497 百万円と合わせた翌期繰越額は 680 百万円と減少させている。

平成 29 年度 県税滞納整理の状況（除 個人県民税・地方消費税）

税目別 (単位：千円)

区分 税目	調定額 ①	納期内収入額 ②	滞納額 ①-② ③	滞納額のうち整理済額			収入計 ②+④+⑤ ⑥	還付未済額 ⑦	欠損処分 ⑧	整理未済額 ①-⑤+⑦-⑧ ⑨	
				任意徴収 ④	差押徴収 ⑤						
					任意納税	滞納処分徴収					
現 年 課 税 分	県民税（法人）	4,867,134	4,726,644	140,490	133,881	12	540	4,861,077	37	106	5,988
	事業税（法人）	28,393,991	27,976,042	417,949	406,565		582	28,383,189	78		10,880
	”（個人）	1,192,876	1,041,493	151,383	138,730	16	1,456	1,181,695			11,181
	不動産取得税	2,453,115	2,174,193	278,922	248,236		435	2,422,864	83		30,334
	自動車税	16,980,402	13,867,824	3,112,578	3,040,524	1,382	29,474	16,939,204	103	63	41,238
	自動車取得税	1,753,295	1,753,295	-	0			1,753,295			0
	軽油引取税	11,118,943	5,207,838	5,911,105	5,513,113			10,720,951			397,992
	その他の県税	4,647,632	4,644,902	2,730	2,613			4,647,515		117	0
	計	71,407,388	61,392,231	10,015,157	9,483,662	1,410	32,487	70,909,790	301	286	497,613
	滞納繰越分	698,447		698,447	472,108	923	16,170	489,201	0	26,156	183,090
合計	72,105,835	61,392,231	10,713,604	9,955,770	2,333	48,657	71,398,991	301	26,442	680,703	

(出典：「平成 29 年度富山県税務統計書」)

なお、参考までに、平成 29 年度における県税収入未済額に対する処分状況を示すと、次のとおりである。

県税収入未済額に対する処分状況

(単位：件・千円)


区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
財産差押え	146	16,007	72	7,401	77	9,382
換価の猶予	0	0	2	103	0	0
滞納処分の停止	1,022	97,498	746	76,016	589	63,385
徴収猶予	60	290,073	56	405,289	42	405,639
徴収嘱託	0	0	0	0	0	0
交付要求 (参加差押えを含む)	126	6,306	70	3,035	80	5,784
分納誓約によるもの	76	7,428	206	14,130	176	5,950
個人県民税によるもの	(36,047)	2,014,642	(32,380)	1,955,861	(30,663)	1,809,977
その他の徴収未済のもの	4,535	207,339	4,023	204,938	3,773	190,563
合 計	5,965	2,639,293	5,175	2,666,773	4,737	2,490,680

(注) 件数の合計には、個人県民税に係る件数は含めない。

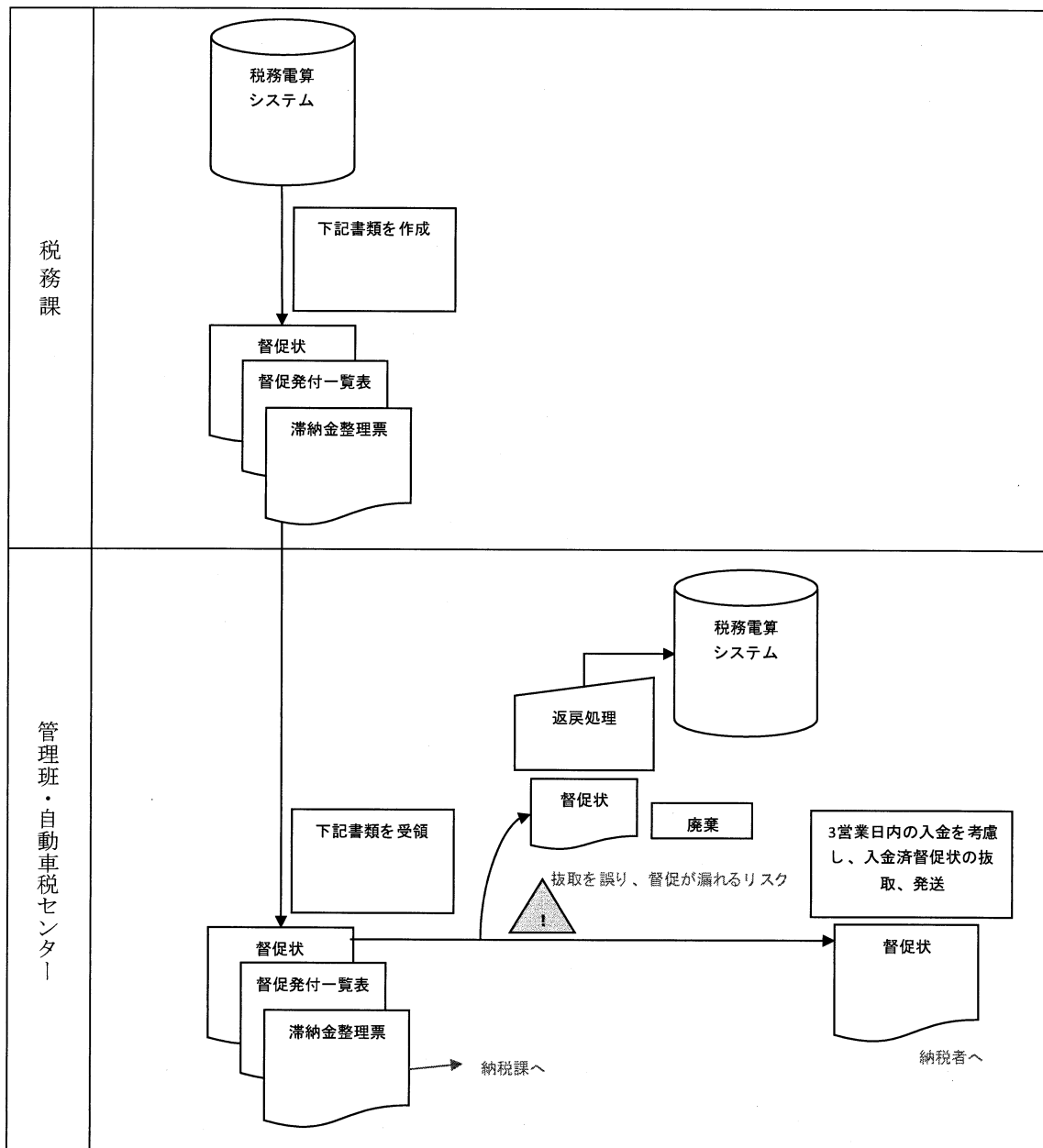
(出典：「平成 29 年度富山県税務統計書」)

(オ) 滞納整理の業務フロー

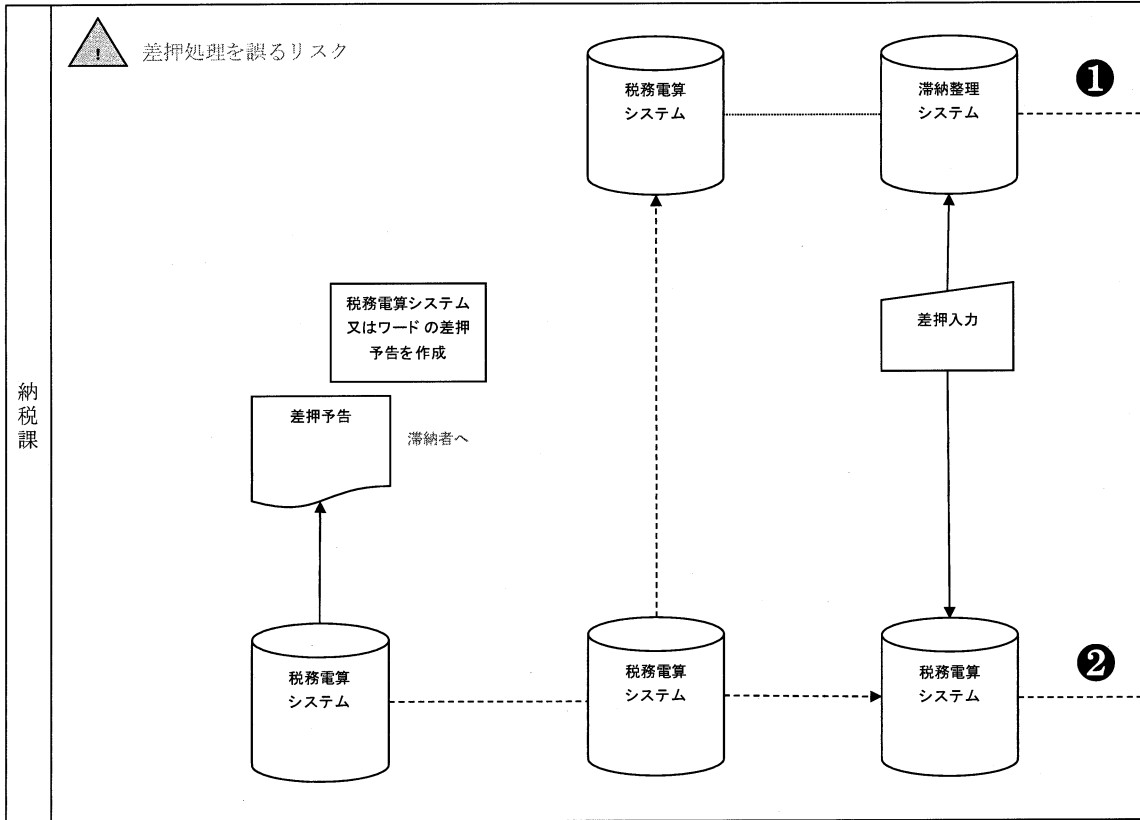
滞納整理のポイントとなる業務別の業務フローは下記のとおりである。

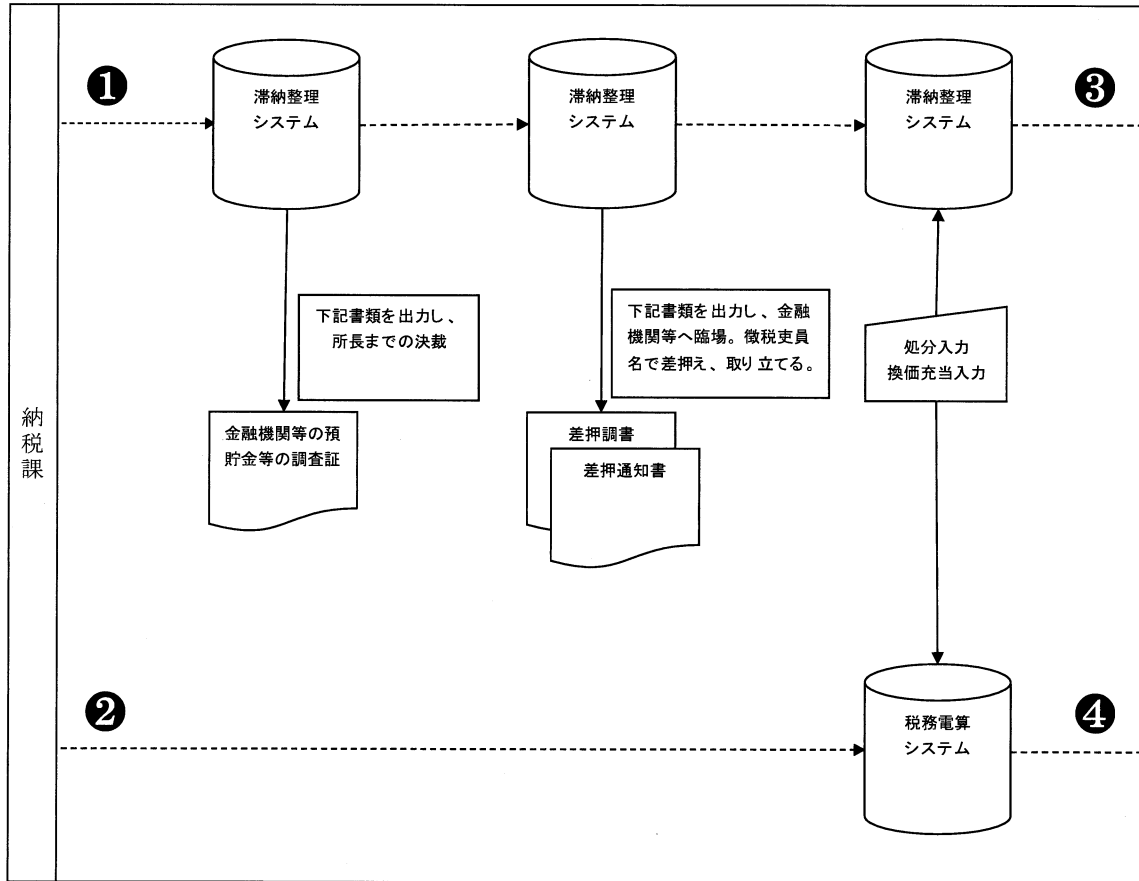
一般に想定されるリスク例：図中  で表示

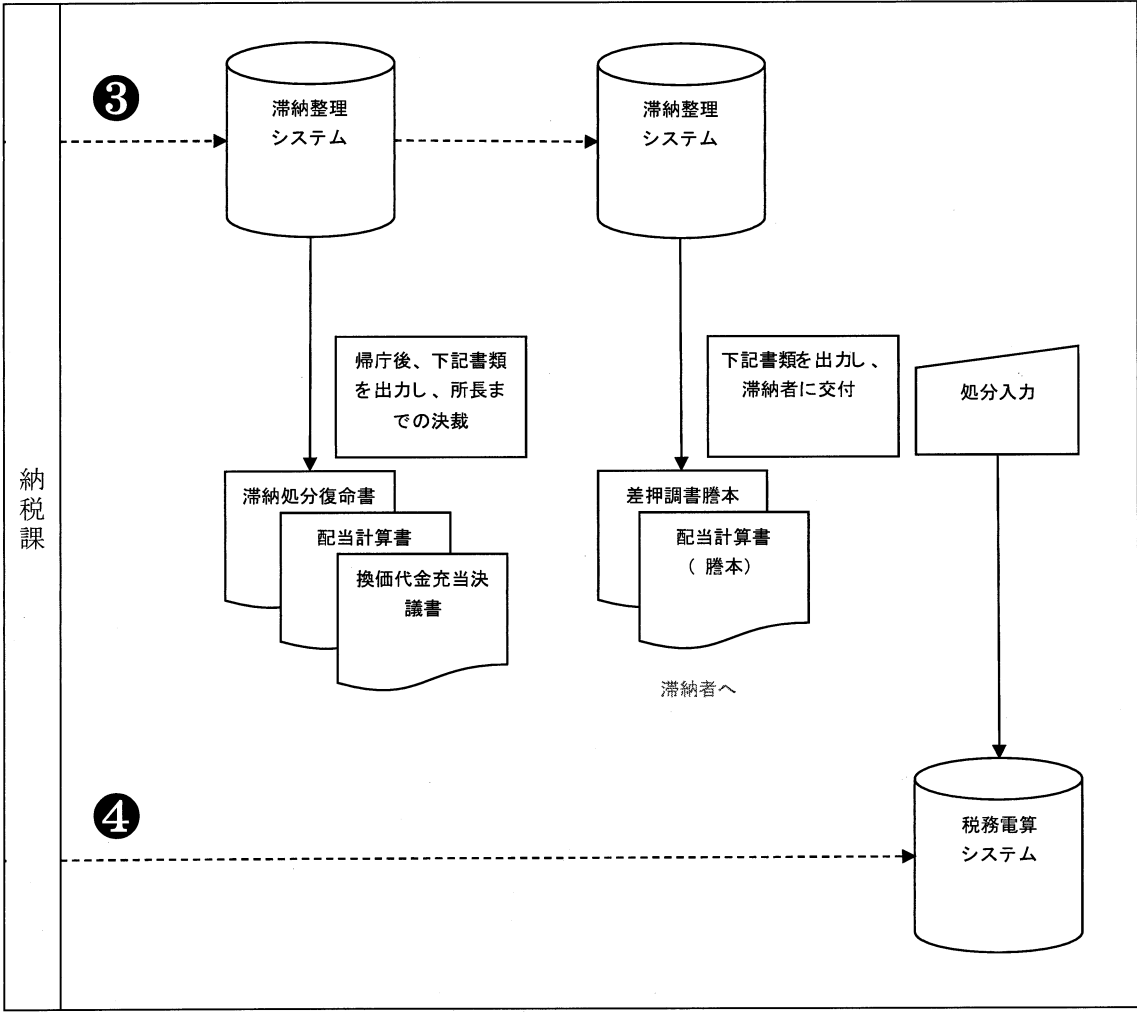
a. 督促



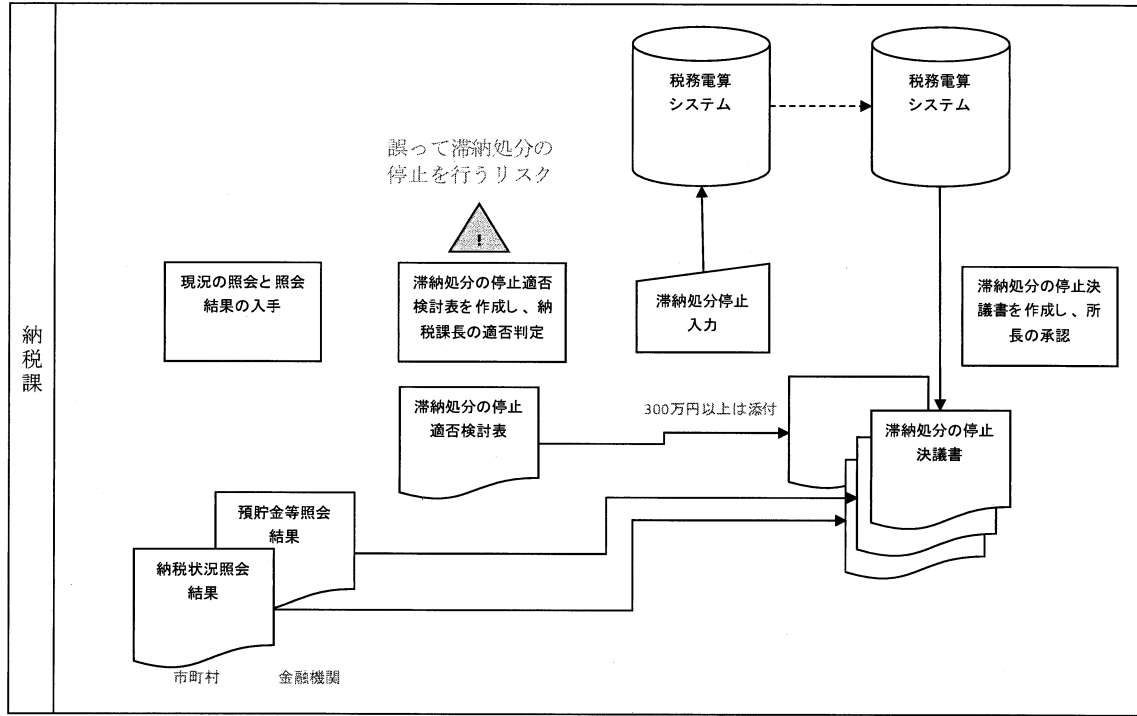
b. 差押から完納まで



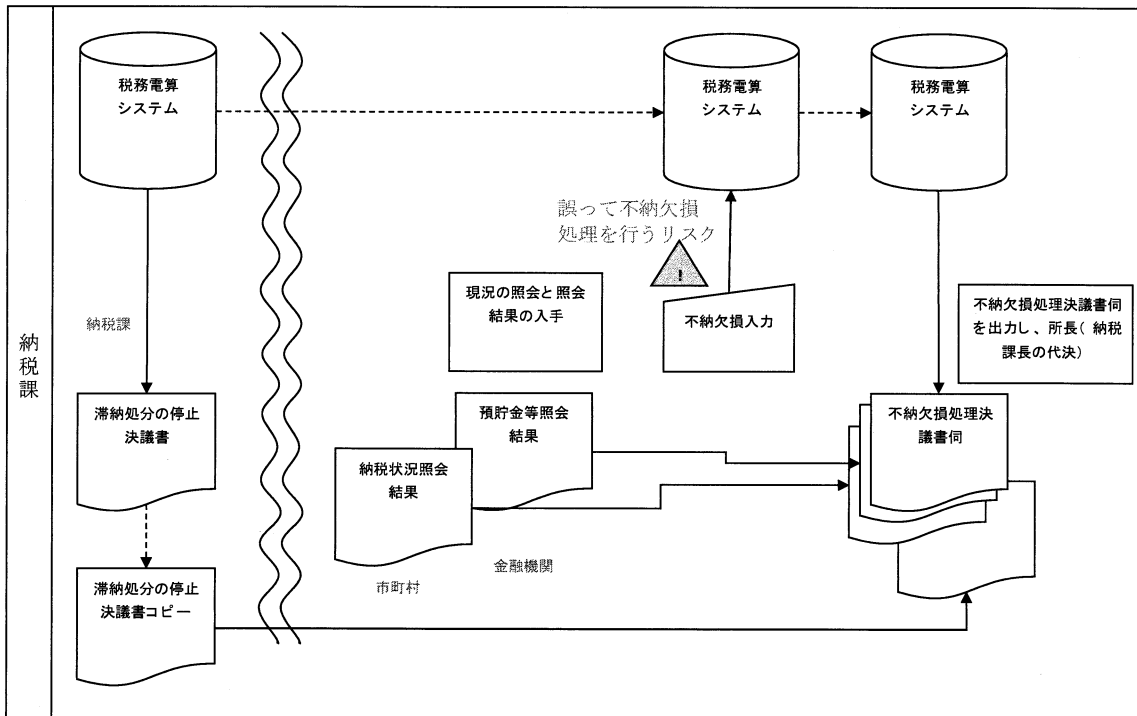




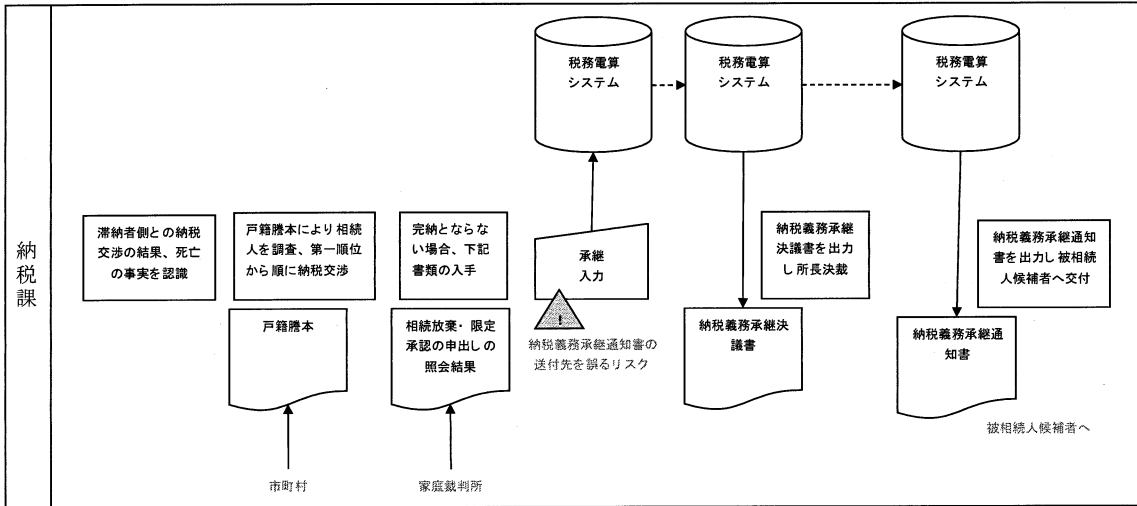
c. 滞納処分の停止



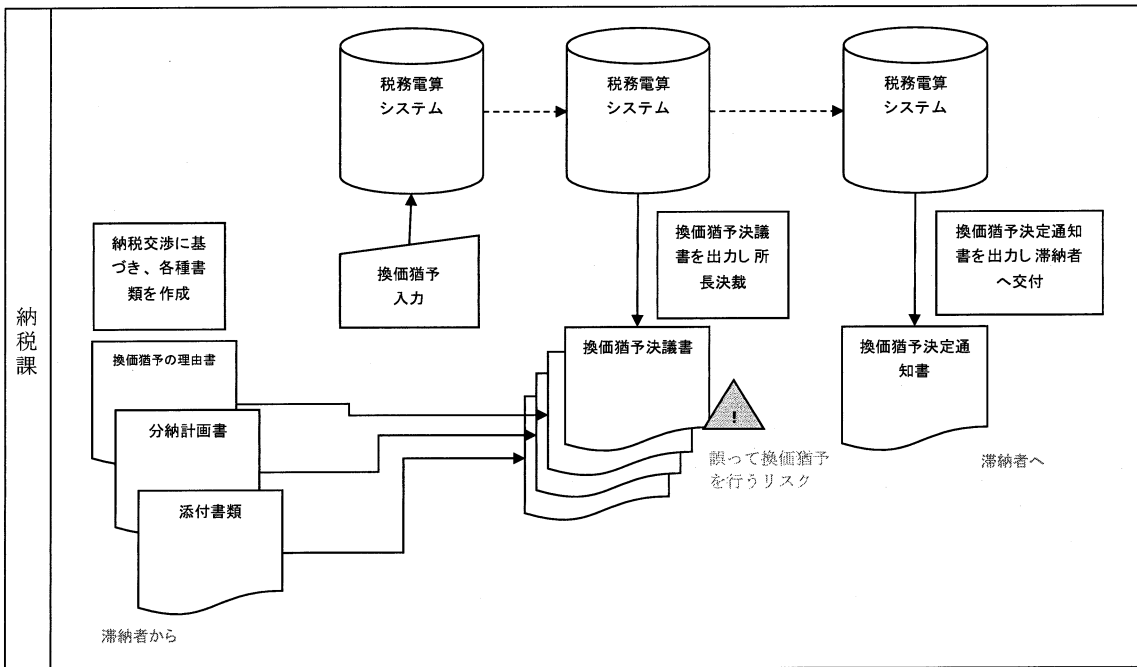
d. 不納欠損



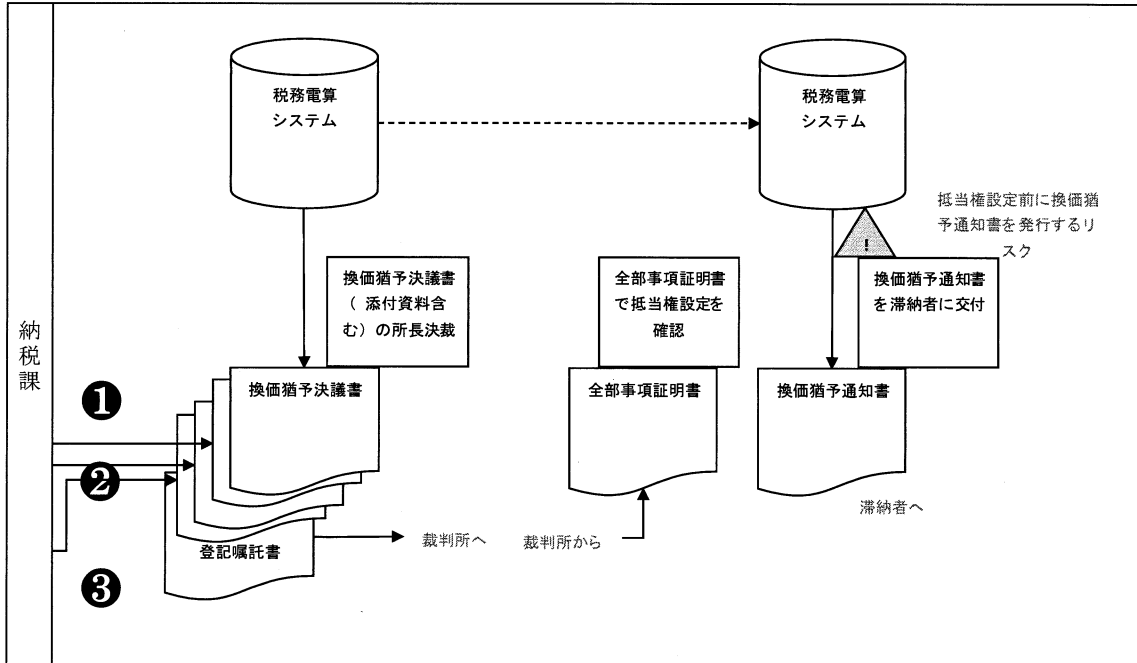
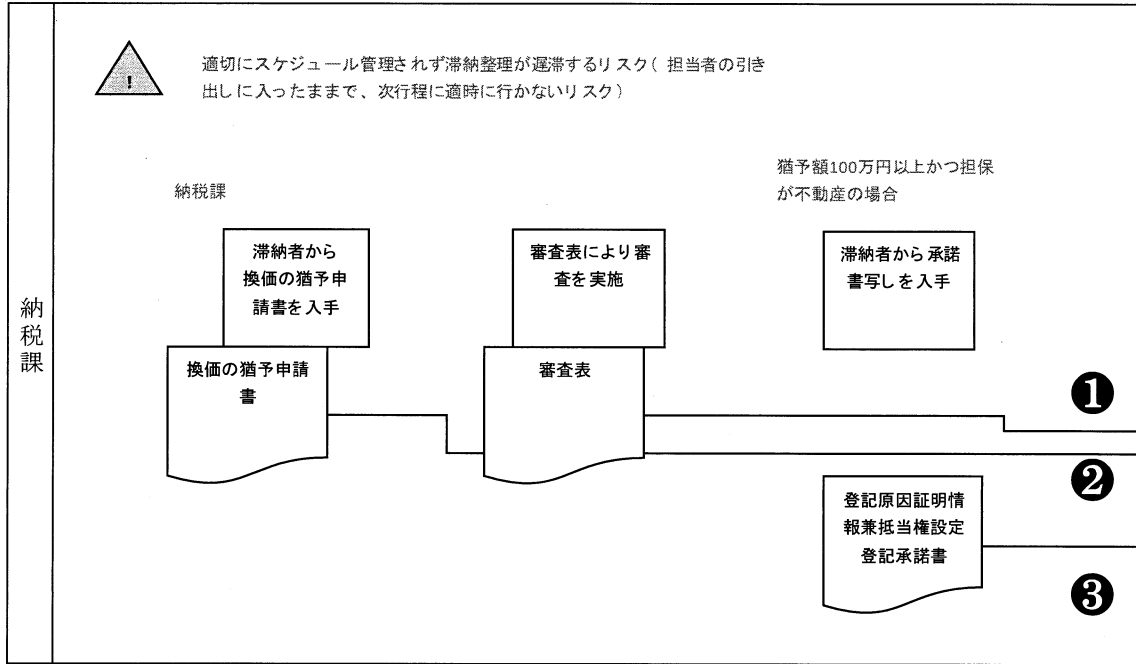
e. 相続による納税義務承継



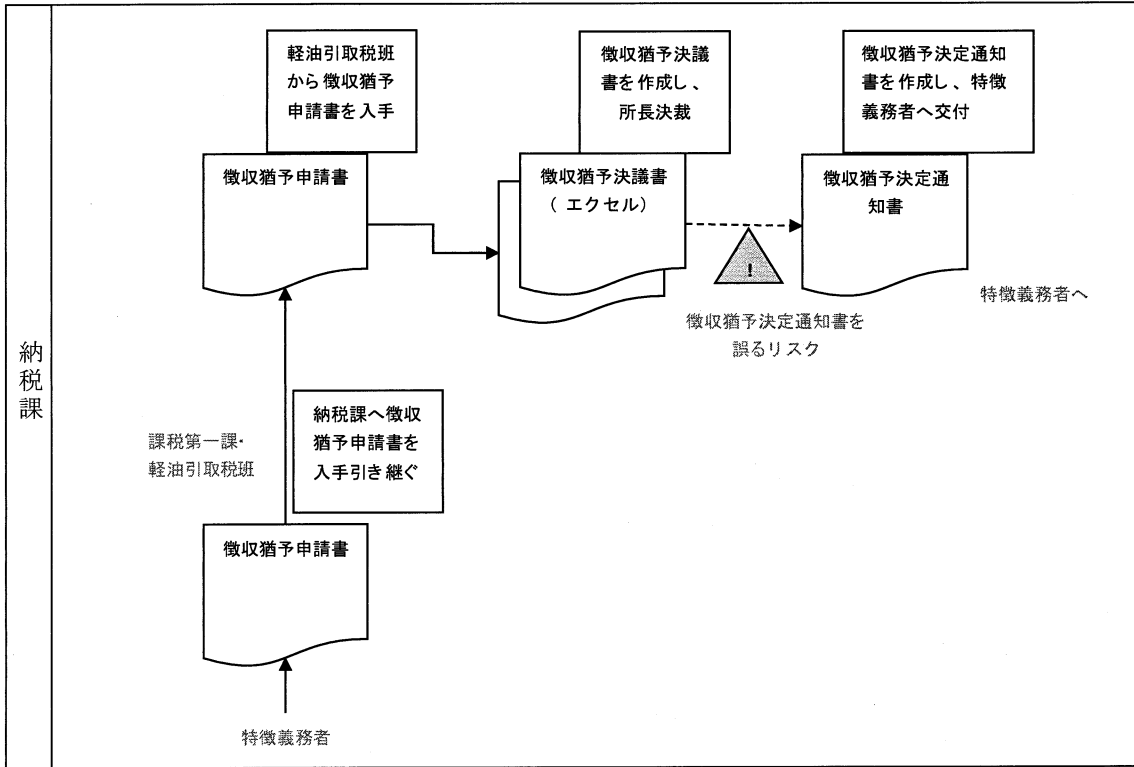
f. 換価猶予



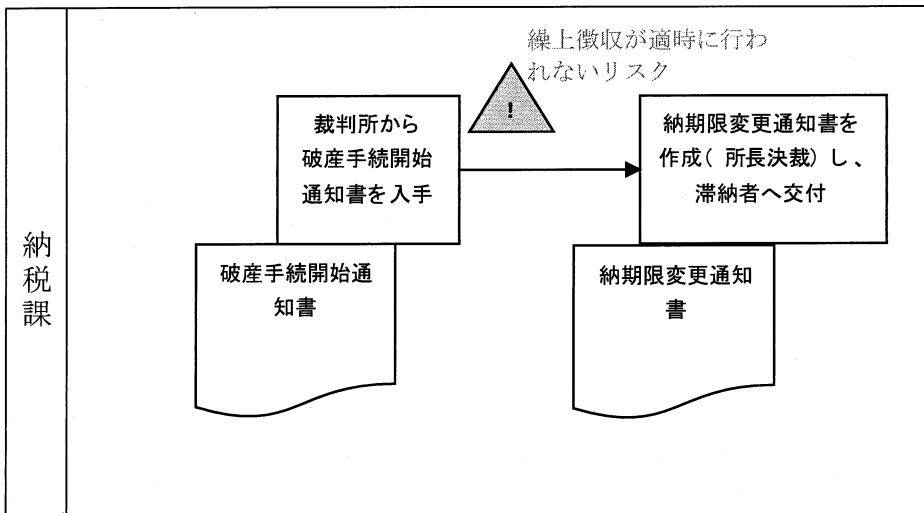
g. 申請による換価猶予



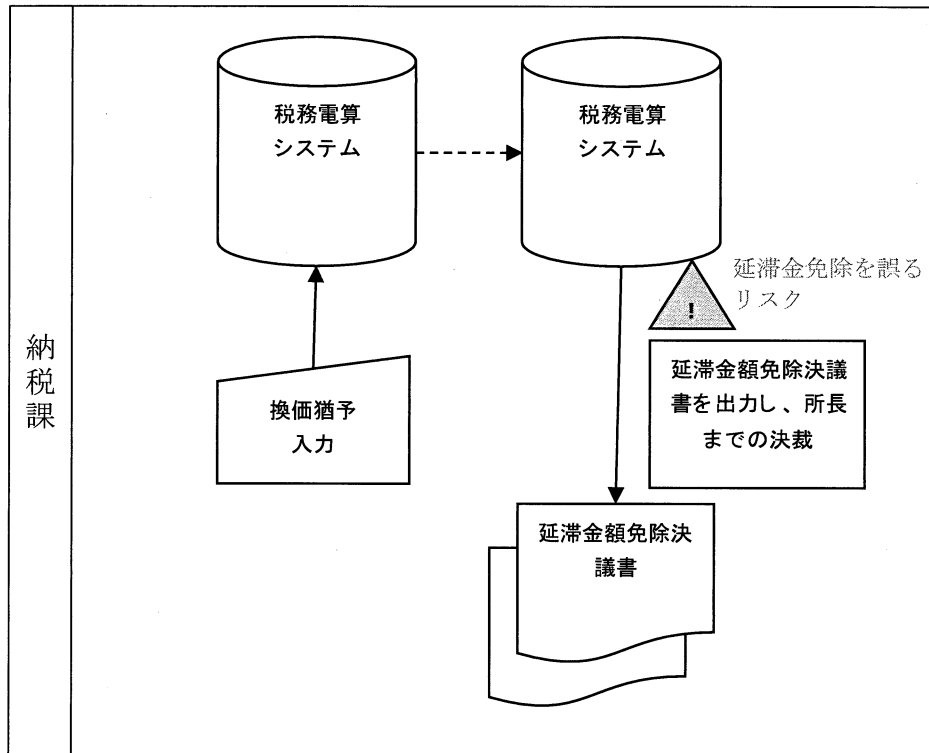
h. 徴収猶予



i. 繰上徴収



j. 延滞金免除



(6) 税務システム及び情報セキュリティの概要

ア. 税務システムの概要

(ア) 経緯

旧税務電算システムについては、昭和 57 年度から稼働し、ホストコンピュータと専用端末を専用回線で結んだトータルオンラインシステムであったが、年月の経過とともに、自動車税とその他の税目における収入金の二元管理や、課税システムと収納システムとの連携不備などの問題が顕在化し、より高度な電算システムが求められるようになった。

これにより構築された現システムについては、①税務事務の合理化・効率化、②納税者サービスの向上、③税収の確保を図るため、6 事項（情報の一元管理、リアルタイム処理機能の充実、ペーパーレス化の推進、統計処理の充実、信頼性・安全性の確保、柔軟なシステムの実現）を基本方針として平成 12 年から設計が始まり、平成 16 年に稼働している。

年度	委託業務	業者	契約形態
平成 12	基本設計	富士通（株）	一般競争入札
平成 13～15	開発	富士通（株）	随意契約
平成 14～19	機器調達	インテック（株）	一般競争入札

(イ) 業務機能の概要

a. 税目別課税システム

- ・ 納税義務者等の情報を管理する。
- ・ 賦課情報・申告書の情報を登録し、調定を行う。
- ・ 課税資料の作成と各課税の内容、納税義務者等の情報の照会を行う。

サブシステム	
個人県民税サブシステム	県たばこ税サブシステム
県民税利子割サブシステム	ゴルフ場利用税サブシステム
県民税配当割サブシステム	自動車二税サブシステム
県民税譲渡割サブシステム	鉾区税サブシステム
法人二税サブシステム（注）	狩猟税サブシステム
不動産取得税サブシステム	軽油引取税サブシステム
個人事業税サブシステム	

（注）平成 21 年度からは地方法人特別税にも対応

b. 共通システム

サブシステム	摘要
あて名管理サブシステム	税目別の納税者情報を全税目通して名寄せ等を行い、あて名情報として一元管理する。
収納管理サブシステム	調定毎に収納消込を行い、過誤納金はあて名単位（納税者毎）に還付・充当を行う等。
債権管理サブシステム	滞納者の情報を管理し、催告状／調査書等の作成や各種処分を行う。
返戻文書サブシステム	返戻となった納税通知書や督促状の管理と再発行・公示送達等の処理を行う。
口座管理サブシステム	個人事業税・自動車税の口座振替情報を管理し、振替依頼用データを作成する。
マイナンバー管理サブシステム	納税義務者等のマイナンバー情報を管理する。
運用管理サブシステム	システムを円滑に運用するための処理プログラムの実行状況等を管理する。

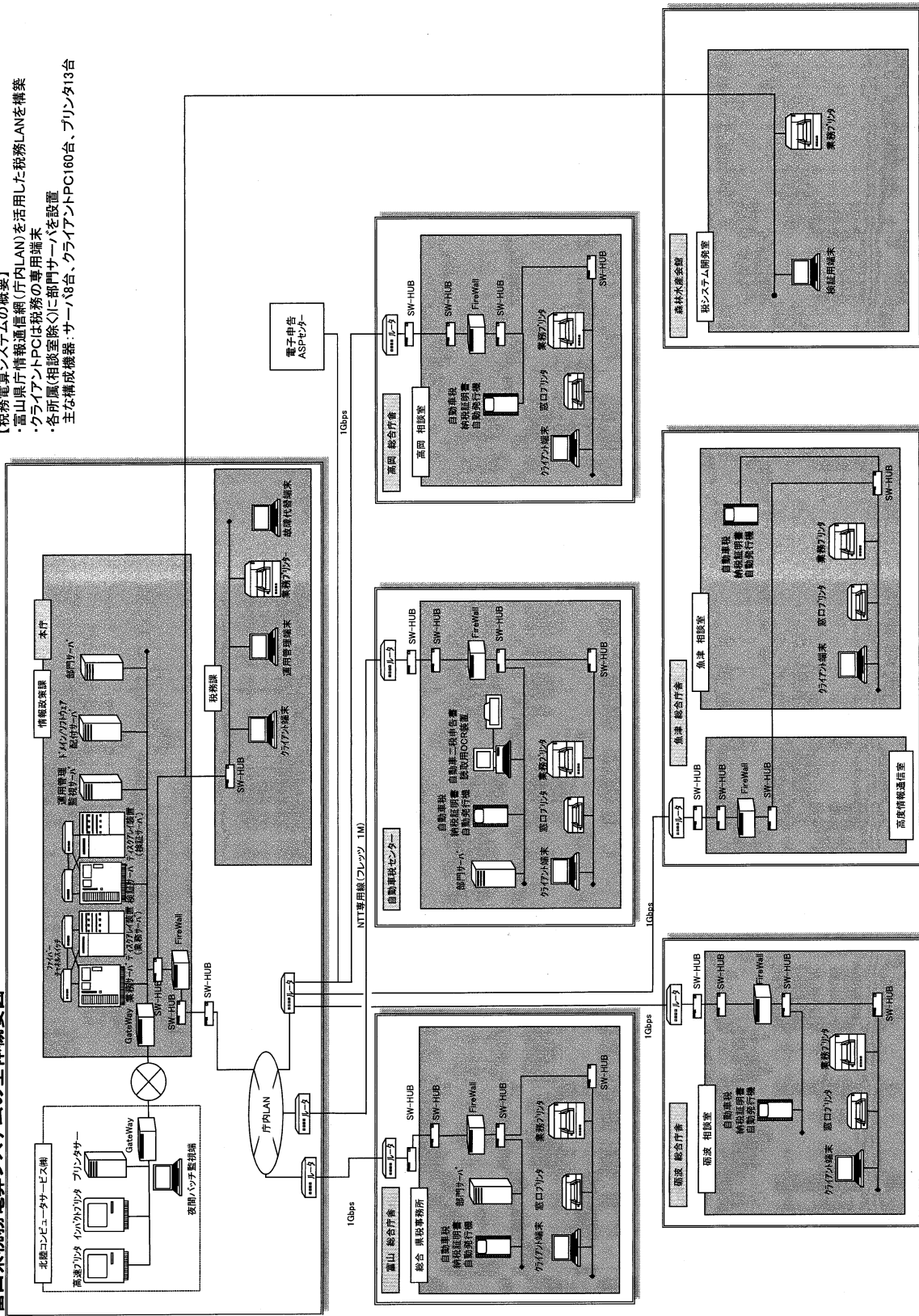
(ウ) ネットワークの構成

a. 特徴

- ・ 富山県庁情報処理網（庁内 LAN）を活用し、税務専門の LAN を構築
- ・ クライアント端末（税務パソコン）は庁内 LAN から完全分離（平成 28 年度～）
- ・ 部門サーバ配置により、ネットワーク停止時の証明書等の発行義務の継続を補完
- ・ 継続車検用納税証明書の自動発行機を設置
- ・ サーバを活用した大量データ一括処理方式を導入

富山県税務電算システムの全体概要図

- 【税務電算システムの概要】
- ・富山県庁情報通信網(庁内LAN)を活用した税務LANを構築
 - ・クライアントPCは税務の専用端末
 - ・各所属(相談室除く)に部門サーバを設置
 - ・主な構成機器:サーバ8台、クライアントPC160台、プリンタ13台



イ. 情報セキュリティの概要

本県では、本県が管理する情報資産を様々な脅威から適切に保護し、その機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として、「富山県庁情報セキュリティポリシー」を定めている。また、税務電算システム及び電子申告システムについては、税業務の遂行において実施すべき情報セキュリティ対策の手順を定めることを目的として「税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順」を定めている。

担当課が実施すべき主なセキュリティ対策等を整理すると次のとおりである。

(税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順より一部抜粋)

4 情報資産

(1) 情報資産の分類

税システムの情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、次のとおり分類し、必要に応じ取扱制限を行うものとする。

重要性分類

- I 個人情報及び業務上必要とする最小限の者のみが扱うべき情報資産
- II 公開することを予定していない情報又は業務上重要な情報資産
- III 上記以外の情報資産

(2) 情報資産の管理

カ 情報資産の保管

(ウ) 税情報セキュリティ責任者又は税システム責任者は、重要性分類II以上の情報を記録した電磁的記録媒体を保管する場合、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。

キ 情報資産の送信

(ア) 利用者は、原則として電子メール等により重要性分類II以上の情報資産を送信してはならない。

5 人的セキュリティ対策

(1) 利用者の責務

エ 情報資産の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限

(ア) 利用者は、税情報セキュリティ責任者又は税システム責任者の許可を得ずに、情報資産を庁外に持ち出してはならない。

(イ) 利用者は、外部で情報処理業務を行う場合には、税情報セキュリティ責任者又は税システム責任者の許可を得なければならない。

(ウ) 利用者は、外部で情報処理業務を行う際、私物のパソコンを用いる場合には、税情報セキュリティ責任者又は税システム責任者の許可を得た上で、安全管理

措置を遵守しなければならない。また、重要性分類Ⅰの情報資産については、私物パソコンによる情報処理を行ってはならない。

カ 持ち出し及び持ち込みの記録

税システム責任者及び税情報セキュリティ責任者は、パソコン及びUSBメモリ等の電磁的記録媒体の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならない。

ク 机上の端末等の管理

利用者は、パソコン等の端末や電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む）、情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は税情報セキュリティ責任者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。

6 物理的セキュリティ対策

(2) 利用者のパソコン及び電磁的記録媒体の管理

エ 税システム責任者は、情報システムへのログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

オ 利用者は、クライアントパソコンを長時間にわたり使用しない場合は、電源を切り、意図しない利用を防止しなければならない。

(6) 管理区域の管理

管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

ア 管理区域の入退室管理

(ア) 「電子計算機室入退室管理要領」（情報政策課策定）により、情報システム室等を利用しなければならない。

(イ) 税システム責任者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード又は入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。

(ウ) 利用者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

7 技術的セキュリティ対策

(1) コンピューター等の管理

エ システム管理記録及び作業の確認

(ア) 税システム責任者は、所管する情報システム等について行った変更等について管理記録を作成及び保存しなければならない。

(イ) 税システム責任者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を

行った場合は、作業内容について記録を作成し、窃取、改ざん等をされないように適切に管理しなければならない。

8 アクセス制御

(1) 利用者のアクセス管理

ウ 特権を付与された ID の管理等

(エ) 税システム責任者は、特権を付与された ID 及びパスワードについて、利用者の端末のパスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。

9 運用面の対策

(2) ポリシー順守状況の確認

イ 端末及び記録媒体等の利用状況調査

税システム責任者は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、利用者が使用しているパソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

(7) 税務行政に関連する各種指標の推移

ア. 税務行政に関連する指標

税務行政に関連する主な指標は以下のとおりである。景気動向や経済情勢に影響されやすいが、他県等との比較により本県の相対的な状況の把握に利用できる。

指標	内容
(ア) 吏員数 (イ) 人口 10 万人当たり吏員数	税務業務はマンパワーによる部分が多いため、吏員数は業務の質を維持する上での指標となり得る。
(ウ) 調定額 (エ) 収入額 (オ) 徴収率	県税の賦課徴収の規模を図るための直接的な指標となる。
(カ) 納期内納入率	納期内納入率を向上させることにより、納税者の納税モラルの向上、滞納整理コストの低減が期待される。
(キ) 吏員 1 人当たり徴税額 (ク) 徴税费 (ケ) 徴税费 / 収入額	徴税にかかるコストやコストに対する効果を図るための指標となる。

イ. 人口 10 万人当たり吏員数の推移

人口 10 万人当たり吏員数は 11 人強で安定的に推移している。

指標 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人口 10 万人当たり吏員数 (人)	11.9	11.7	11.7	11.9
全国順位 (少ない方から)	7	7	6	8	8

(出典：経営管理部税務課作成資料)

ウ. 徴収率の推移

徴収率は年々上昇しているが、これは、景気回復による影響のほか、コンビニエンスストアやクレジット収納の導入の取組強化などの施策の効果が出ていることが理由であると考えられる。

しかし、都道府県における全国順位は平成 29 年度で 41 位と下位である。これは、他県の徴収率の改善もあるが、主に現年課税分の全国順位の低さ（平成 29 年度で 42 位）が原因と考えられる。この現年課税分の徴収率の低さは、3 月に徴収猶予した軽油引取税のうち約 4 億円が手形決済や他県金融機関で納入されたものが送金に日数を要し出納整理期間の 5 月末までの入金とならず、翌年度の収納としているためである。

なお、県側の説明によれば、軽油引取税を除いた現年課税分の徴収率は 99.6% となり、全国中位（16 位）とのことである。

(単位：%、位)

指標	年度	平成	平成	平成	平成	平成
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
徴収率 (%)		97.4	97.7	98.0	98.0	98.2
全国順位 (高い方から)		12	18	28	37	41

(内訳)

(単位：%、位)

指標	年度	平成	平成	平成	平成	平成
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
現年課税分・徴収率		99.2	99.2	99.3	99.3	99.3
全国順位 (高い方から)		19	32	36	39	42
滞納繰越分・徴収率		28.5	30.6	30.2	31.5	36.0
全国順位 (高い方から)		21	23	26	23	16

(出典：経営管理部税務課作成資料)

エ. 納期内納入率の推移

納期内納入率についても、徴収率と同様の理由により上昇していると考えられる。ただし、主に上記 (3) の 3 月に徴収猶予した軽油引取税を翌年度に収納している影響で納期内納入率は他都道府県から見て下位である。

(単位：％、位)

指標	年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	納期内納入率	82.7	83.7	84.9	85.3	86.0
全国順位（高い方から）	35	34	33	34	32	
うち自動車税	73.4	75.7	76.0	75.8	78.8	
全国順位（高い方から）	29	27	29	32	26	

(出典：経営管理部税務課作成資料)

オ. 吏員1人当たり徴税額の推移

吏員1人当たり徴税額は、吏員数に大きな変動がない一方、徴税額が増加していることから増加傾向にある。本指標の全国順位は上位である。

(単位：百万円、位)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
吏員1人当たり徴税額	903	964	1,118	1,100	1,123
全国順位（高い方から）	7	7	6	7	8

(出典：経営管理部税務課作成資料)

カ. 徴税费／収入額の推移

徴税费／収入額は、収入額が増加していることから低下傾向にある。全国順位も中の上位である。

(単位：％、位)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
徴税费／収入額	2.90	2.82	2.52	2.46	2.50
全国順位（低い方から）	16	14	14	13	15

(出典：経営管理部税務課作成資料)

第3. 包括外部監査の結果及び意見

I. 監査手続

実施した監査手続は、次表のとおりである。

番号	監査手続
1	地方税法、県税条例、税目別事務マニュアル、徴収事務取扱要領等の閲覧を実施した。
2	税務課課税係、企画係（徴収担当）、総合県税事務所の税目・徴収担当者に①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点に加え、内部統制上の財務事務執行リスクの観点から、業務フローのヒアリング及び図表化を実施した。
3	事務処理及び承認が適切に行われていることを確認するために、税務課及び総合県税事務所において、各税目の申告書、減免申請書、調定決議書等の閲覧及びサンプルチェックを実施した。
4	未申告調査が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、総合県税事務所の税目担当者へのヒアリング及び調査結果の閲覧を実施した。
5	滞納管理が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、総合県税事務所の徴収担当者へのヒアリング及び滞納整理に関する書類の閲覧を実施した。
6	税務課管理係（システム担当）に税務電算システムの概要についてヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
7	個人情報保護が適切に行われていることを確認するために、総合県税事務所のシステム担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧及び執務エリアの視察を実施した。
8	他部署及び国・市町村との連携状況を確認するために、総合県税事務所の税目・徴収担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。
9	県税事務の委託状況を確認した。
10	総合県税事務所の執務エリアの状況及び書類の保管状況を確認した。

II. 総括

1. 発見事項一覧

No.	発見事項		監査要点
1. 法人県民税・事業税			
1	法人設立等申告時のシステム手入力の見直し	【意見】	効率性
2	決裁文書における決裁日の記載漏れ等及び必要書類の添付漏れ	【指摘】	合規性
3	事業等変更申告の様式の見直し	【意見】	効率性
4	法人県民税（均等割）の減免申請書の減免期間の誤り	【指摘】	合規性
5	均等割法人減免申請審査表の記載要件の見直し	【意見】	効率性
6	申告書用紙等の送付の見直し	【意見】	効率性
7	eTAX 申告データチェックの見直し	【意見】	効率性
8	申告書訂正時の確認方法の見直し	【意見】	内部統制
9	法人県民税・事業税調定決議書における起案日、決裁日欄の不備	【指摘】	合規性
10	当年度分の税務書類の保管体制の見直し	【意見】	情報管理
11	未届法人調査の体制の見直し	【意見】	網羅性
2. 個人事業税			
12	確定申告書付表提出の促進	【意見】	効率性
13	医業収入金額の内訳に関する調査票の運用の見直し	【意見】	効率性
14	税務判断証跡の文書化	【意見】	内部統制
15	税務判断事例の共有	【意見】	内部統制
3. 不動産取得税			
16	登記異動データの収集作業	【意見】	効率性
17	申告義務の周知徹底	【意見】	網羅性
18	不申告者への過料適用について	【指摘】	合規性
19	住宅取得及び宅地取得における特例を受けるための申告期限の取扱い	【意見】	合規性
20	納期限後申告における特例適用	【意見】	網羅性
21	改築による原始取得事実の把握	【意見】	網羅性
22	公共事業の代替取得による軽減措置の適用	【意見】	網羅性
23	不納欠損の未然防止	【意見】	網羅性

No.	発見事項	監査要点
4. 自動車取得税・自動車税		
24	課税免除要件の継続的な確認	【意見】 網羅性
25	申請書チェック者の記名又は押印	【意見】 内部統制
26	登録申請業務を代行する民間団体との緊密な連携	【意見】 効率性
5. 県たばこ税		
27	申告書のシステム入力結果の検討証跡	【意見】 内部統制
28	手持品課税申告システム入力時のダブルチェック	【意見】 内部統制
6. 軽油引取税		
29	報償金水準の見直し	【意見】 網羅性
30	課税事務取扱要領の見直し	【意見】 合規性
31	免税証の発行手続の見直し	【意見】 内部統制
32	免税軽油使用者による報告書の一部記載漏れ	【指摘】 合規性
33	使用済み免税証の一時保管・廃棄体制の見直し	【指摘】 内部統制
34	免税証の受払管理の徹底	【意見】 内部統制
7. 徴収		
35	還付充当確定一覧表の規程化	【意見】 内部統制
36	督促状発付同等の様式見直し	【指摘】 合規性
37	滞納整理推進要綱の見直し	【指摘】 合規性
38	軽油引取税徴収猶予申請書付表の記載単位の誤り	【指摘】 合規性
39	延滞金額減免決議書の減免期間の記載誤り	【指摘】 合規性
8. 税務システム及び情報セキュリティ		
40	特権 ID のパスワード管理の見直し	【指摘】 情報管理
41	USB 媒体管理簿の返却確認の徹底	【指摘】 情報管理
42	情報資産の分類未了	【指摘】 情報管理
43	外部委託業者指示用フォルダのアクセス制限	【意見】 情報管理
44	ユーザーのアクセスログの閲覧の実施	【意見】 情報管理
45	プログラム変更時のリリース管理手順の明文化	【意見】 情報管理
46	税システム開発室の入退室管理記録の徹底	【意見】 情報管理

2. 主な指摘事項及び意見

「第1. 包括外部監査の概要」に記載したとおり、更なる少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少が懸念されることから、本県の財政見通しは依然として予断を許さぬ状況にあるといえる。そうした中で、歳入の中でも極めて重要な財源である県税が条例等に従い、効率的・網羅的・公平に賦課・徴収されることは県にと

って極めて重要な課題である。また、2020 年度からは地方公共団体においても、財務等に関する内部統制制度の導入が求められ、県税の賦課・徴収業務についても、その重要性から内部統制の対象業務となることが考えられる。

こうした理解の下、従来の合規性、効率性、網羅性・公平性に加えて、県の業務フローを図表化するなどにより、内部統制上の財務事務執行リスク（不正リスク・誤謬リスク）の観点からも監査を実施した。その結果、少なからず課題が認識されたが、県においてはこうした課題については是非とも前向きな対応を期待したい。

(1) 合規性

県税等の賦課・徴収業務は、反復継続的に実施される業務であり、条例・規程等予め県が定めたルールへの準拠が求められる。監査の結果からは、以下の課題が見られた。

法人県民税（均等割）の減免期間が誤って記載された減免申請書を受け付けた事例（減免期間にかかわらず全額減免される事例のため課税関係に影響なし）、延滞金額減免決議書において減免額に誤りはないものの決議書の理由欄に記載の減免期間に誤りがあった事例、決裁日の記載漏れや納税者から提出される添付資料の漏れなど、記載要件や提出書類の漏れ・不備の事例があったことから、十分な確認作業が求められる。

さらに、法人二税の賦課で利用する文書様式や徴収事務で利用する文書様式が、規則等で定める様式と異なる事例があった。

上記様式の他にも、定められたルールと異なる運用が見られたが、担当課においてはルール設定の趣旨も踏まえ見直しの可否を検討されたい。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
2	決裁文書における決裁日の記載漏れ等及び必要書類の添付漏れ	【指摘】
4	法人県民税（均等割）の減免申請書の減免期間の誤り	【指摘】
9	法人県民税・事業税調定決議書における起案日、決裁日欄の不備	【指摘】
6. 軽油引取税		
32	免税軽油使用者による報告書の一部記載漏れ	【指摘】
7. 徴収		
36	督促状発付同等の様式見直し	【指摘】
37	滞納整理推進要綱の見直し	【指摘】
38	軽油引取税徴収猶予申請書付表の記載単位の誤り	【指摘】
39	延滞金額減免決議書の減免期間の記載誤り	【指摘】

(2) 効率性

県税の賦課・徴収業務には、担当課職員をはじめ多大な時間と労力を要するため、業務の効率化を図る必要がある。

本県においては収入額に占める徴税費の割合が全国でも比較的少ない状況にあり、一定のコストダウンが図られていると評価できる。しかし、監査の結果、次のとおりコスト削減の余地のある事務が見られた。

まず、法人二税において、eTAXの導入に伴い電子申告が増加している中、県は申告書用紙を全法人に送付しているが、電子申告をしている法人に対する申告書用紙の送付を既に廃止している国や他県の例も参考に、申告書用紙を共同発送している市町村とも協議し、申告書用紙の送付廃止を検討することが望まれる。

また、個人事業税においては、医業・歯科医業を営む個人事業主が提出する確定申告書付表の記載誤りの事例があったことから、確定申告書付表と内容の重複する調査票を別途送付しているが、これまでの周知により付表の誤りが大幅に減少したため、調査票の送付を取りやめるとともに、付表の提出の徹底が望まれる。

加えて、本県においては人口10万人当たり吏員数が全国でも少ないにも拘わらず、吏員一人当たり徴税額は全国でも上位にあり、一定の事務効率化が図られていると評価できる。しかし、監査の結果、次のとおり作業時間の短縮につながる事務があった。

自動車取得税においては、登録申請業務を代行する民間団体から提出される申告書の課税標準額が算出方法の違いにより審査でエラーになる場合があり、これらの修正等に多大な時間を要していることから、今後、当団体に対する要請等緊密な連携による事務効率化が望まれる。さらに、法人二税において法人設立等申告内容を税務電算システムに手入力している点、不動産取得税において法務局で把握した登記情報を税務電算システムに手入力している点など、本県のみで解決できる事案ではないが、他行政機関とのシステム連携に課題が見られた。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
1	法人設立等申告時のシステム手入力の見直し	【意見】
6	申告書用紙等の送付の見直し	【意見】
2. 個人事業税		
12	確定申告書付表提出の促進	【意見】
3. 不動産取得税		
16	登記異動データの収集作業	【意見】
4. 自動車取得税・自動車税		
26	登録申請業務を代行する民間団体との緊密な連携	【意見】

(3) 網羅性・公平性

課税の公平性の観点や安定的な歳入確保の観点から、県税を網羅的に賦課・徴収することが必要である。しかし、監査の結果、次のとおり課題が見られた。

まず、法人二税においては、未届法人の調査を県単独で行っているが、地元の事情に明るい市町村と連携した調査を実施することが望ましい。また、不動産取得税においては、課税対象である家屋改築の把握について、市町村とも協力し、より効率的な把握の仕組みを構築することが望まれる。

さらに、不動産取得税においては、納期限後の申告であっても真にやむをえない理由と判断される場合に、納期限内に申告した納税者と同様に特例・減額を認めているが、納期限内納税者との公平性の観点からもその際より具体的な判断基準を設ける必要があると考えられる。また、公共事業により不動産が収用され、別の不動産を代替取得した場合の減免の取扱いについて、要綱においてより明確にしておくことが望ましい。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
11	未届法人調査の体制の見直し	【意見】
3. 不動産取得税		
20	納期限後申告における特例適用	【意見】
21	改築による原始取得事実の把握	【意見】
22	公共事業の代替取得による軽減措置の適用	【意見】

(4) 内部統制

内部統制制度において対象となる財務事務執行リスクは、財務に関する事務の執行における法令等違反(違法又は不当)のリスク、決算の信頼性を阻害するリスク、財務の保全を阻害するリスクとされている。また、事務執行者の意図に着目した類型としては、財務報告を意図的に歪める不正リスクと意図的ではない誤謬リスクがある。こうしたリスクは直ちに顕在化するわけではないが、適切な内部統制の構築により防止又は発見が可能となる。監査の結果、次の課題が見られた。

まず、軽油引取税においては、回収された使用済み免税証の保管方法が事務取扱要領と異なる事例、免税証の受払管理と定期的な棚卸が実施されていない事例など、不正リスクの生じ得る事務があった。

また、個人事業税においては税務判断の文書化・共有が不十分な事例、法人二税においては申告書訂正時のダブルチェックがなされていない事例、県たばこ税においては手持品課税の税務電算システム入力時のダブルチェックがなされていない事例など、誤謬リスクの生じ得る事務があった。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
8	申告書訂正時の確認方法の見直し	【意見】
2. 個人事業税		
14	税務判断証跡の文書化	【意見】
15	税務判断事例の共有	【意見】
5. 県たばこ税		
28	手持品課税申告システム入力時のダブルチェック	【意見】
6. 軽油引取税		
33	使用済み免税証の一時保管・廃棄体制の見直し	【指摘】
34	免税証の受払管理の徹底	【意見】

(5) 情報管理

県側の説明によれば、これまで、県税の賦課・徴収業務においては、情報セキュリティ対策の不備等を原因とした情報漏えいや不正利用の事例は確認されていないとのことであるが、膨大かつ広範な個人情報を取り扱われることから、情報セキュリティには特に慎重を期すことが必要である。また、財務事務を支える IT も内部統制の一環をなすところ、県税の賦課・徴収業務においては、税務電算システムが中心的な役割を担っている。監査の結果、次の課題があった。

まず、情報セキュリティ対策実施手順に定める、情報セキュリティ対策の前提ともいべき情報資産の分類がなされていない。また、情報セキュリティ対策実施手順が求める特権 ID のパスワードの更新頻度や入力回数制限の点で不適切な事例が見られた。

税情報をはじめとした個人情報の取扱いに対する社会の意識が高まっている中、今後も情報セキュリティ対策をより強化していく必要があるため、ユーザーのアクセス制限やアクセスログの監視、プログラム変更時の管理手順の明確化などに取り組みたい。

No.	発見事項	
8. 税務システム及び情報セキュリティ		
40	特権 ID のパスワード管理の見直し	【指摘】
42	情報資産の分類未了	【指摘】
43	外部委託業者指示用フォルダのアクセス制限	【意見】
44	ユーザーのアクセスログの閲覧の実施	【意見】
45	プログラム変更時のリリース管理手順の明文化	【意見】

3. その他の提言事項

県税の賦課・徴収業務を今後更に高度化するためには、その担い手であるヒト（県職員）と IT（情報システム）それぞれのレベルアップを図り、両者が有機的に機能し役割分担することが求められる。

まず、ヒトについては、高度な専門人材の育成と業務の標準化のためのマニュアル作りがポイントと考える。すなわち、県側には以下の対応が望まれる。

(1) 賦課徴収業務の公平、統一性の確保（課税・徴収マニュアルの充実）

県税の賦課徴収業務は大量かつ反復継続的に実施されるが、経験の有無に関わらず担当者により取扱いに差が生じないこと、また、課税誤りなどリスクをなくすことが求められる。

賦課徴収業務が公平、統一的に遂行できるよう課税・徴収マニュアルの充実が必要である。

(2) 専門性を有する人材の育成（研修の充実）

県税の賦課徴収にあたっては専門的な知識・ノウハウが要求されるが、税制度は毎年度改正され複雑化している。また、職員の異動があり、経験年数の長い職員が減ってきている。課税誤りなどのリスクをなくすためにもさまざまな機会を捉えて専門性の向上や人材育成を行っていくことが必要である。

このため、県税事務所内部の研修はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加など、計画的に行うとともに充実させていくことが必要である。

一方の担い手である IT については、税務システムの更新、預貯金調査・納税環境の電子化がポイントと考える。すなわち、県側には以下の対応が望まれる。

(3) 税務システムの再開発

納税課では、税務システムの機能を補完すべく、県税職員がエクセルで滞納整理システムを自主開発し、最も件数の多い預金の調査・差押等に必要な文書の作成や、滞納整理の進捗状況等の管理等を行っているが、2つのシステムを二重に管理している部分もあることから、次期の税務システムの再開発にあたっては、この滞納整理システムの機能を分析し、優れた部分については税務システム本体に取り込むことを検討すべきである。

(4) 金融機関に対する預貯金調査等の電子化

滞納者の預貯金の調査については法令に基づき行われているが、年間で数万件に及んでいることから、県はもとより、金融機関の事務負担を軽減するためにも、国、金融機関、システム開発企業の取組状況を注視しながら、預貯金調査の電子化の導入を前向きに検討すべきである。

また、預貯金差押のために臨店することは、金融機関等にとっても負担となるため、

電子化により差押え事務の軽減を図ることも考える必要がある。

(5) 多様な納税環境の整備

スマホアプリ等による電子マネーの利用が拡大している中、キャッシュレス決済の進捗を踏まえ、より多様な納税環境の整備を検討する必要がある。

Ⅲ. 個別的事項

1. 法人県民税・事業税

【意見】 No. 1

法人設立等の申告について、申告書用紙によるものの他に、eLTAXによるものがある。現在、eLTAXによる申告が全体の半数を占めている状況である。県は、法人設立等の申告があった場合、その申告書にもとづき、税務電算システムに入力しているが、eLTAXでの申告があった場合も同様の対応をしている。しかし、同じeLTAXを利用した確定申告については、申告データが税務電算システムに自動的に反映されている。

手入力は、入力の間違いを発生するだけでなく、入力者の負担にもなることから、確定申告と同様にeLTAXと税務電算システムとをデータ連携できるように、税務電算システムを改修することが望まれる。

【指摘】 No. 2

平成29年度の申告期限の延長申請の決議書、加算金決定決議書、減免申請の決議書を確認したところ、決裁日が空欄になっているもの、根拠条文が誤って記載されているもの、必要な添付資料が漏れているものがあった。

富山県文書管理規程により、決裁文書には決裁年月日を漏れなく記載する必要がある。さらに決裁文書は特に厳格な対応を要求され一定期間の保管が要求されていることから、根拠条文を正確に記載する必要がある。記載の間違いをした場合は、修正印等を使用することが望まれる。

【意見】 No. 3

法人の事業等変更申告は、紙の申告書によるものとeLTAXの申告によるものがあるが、どちらの場合も、税務電算システムに職員が手入力をしている。しかし、紙の申告書は変更前の欄が右側で変更後の欄は左側になっているが、eLTAXの申告書は、変更前の欄が左側で変更後の欄が右側になっていることから、税務電算システムへの入力に誤りやすい状況になっている。また、国税である法人税における「異動届出書」や富山市の「法人設立・異動等届出書」もeLTAXと同様に変更前の欄が左側で変更後の欄が右側になっている。

税務電算システムへの入力ミスや、納税者の記載誤りをより低減するためにも、紙の申告書の様式をeLTAX等に合わせて変更することが望まれる。

また、変更年月日を記載する欄があるが、登記日で記載するのか、実際の変更日で記載するのかが明記されていない。平成29年度の事業等変更申告書を確認したところ、変更年月日について、登記日で記載したり、実際の変更日で記載したりとばらつきがあった。

県は法人の事業等変更申告書に記載された内容を基に判断することになるから、申告

者から正確な申告をしていただくことが重要となる。特に県外の所在地等の異動は、課税額にも影響をすることから、変更年月日に登記日か実際の変更日かどちらで記載するかを明確にするかもしくは登記日と実際の変更日の両方を併記するような様式に変更することが望まれる。

法人の事業等変更申告書

	管理 番号	
法人の事業等変更申告書		
県 税 事 務 所 長 殿		平成 年 月 日
主たる事務所又は 事業所所在地 _____ 電話番号(_____) 郵便番号(_____)		
法 人 番 号 _____		
(ふ り が な) _____ 法 人 名 _____		
(ふ り が な) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 印		
次のとおり事業等について変更が生じたので、富山県税条例第62条 第2項の規定により、申告します。		
変 更 年 月 日 _____		
区 分	新	旧
事 業 年 度	変 更 初 年 度	年 月 日から 年 月 日まで
	平 年 度	月 日から 月 日まで (箇月) 月 日から 月 日まで (箇月)
法 人 名		
主たる事務所又は 事業所の所在地		
摘 要		
添付書類 登記を要する事項にあつては登記簿謄本 (登記事項証明書)、登記を要しない事項にあつては、定款等又はこれらに準ずるもの (コピー可)		

【指摘】 No. 4

平成 29 年度の県税減免申請書（富山県税条例施行規則第 46 号様式）を確認したところ、期間の記載に誤りが多かった。減免は、平成 28 年度分を平成 29 年度に減免するので、記載する期間は平成 28 年度で記載すべきところを平成 29 年度で記載していた。これは、減免申請書の様式に既に平成 29 年度と記載されていたために誤ったものと考えられる。

また、減免期間について 1 月に満たない端数を切り捨てて 4 箇月で計算すべきところ、申告書に誤って記載されていた 5 箇月として減免額も同様に 5 箇月で計算されているものがあった。

減免期間にかかわらず、全額減免される事例のため、課税関係に影響がないものの減免額の計算としては誤っていることになる。

今後、減免対象期間を正確に記載させるようにするとともに、税額計算の確認も確実に行う必要がある。

【意見】 No. 5

平成 29 年度の県税減免申請書の決裁資料を確認したところ、新規案件の申請書毎に「均等割法人減免申請審査表」を作成しており、減免理由が明記されていた。また、その他に収入割合や支出割合が記載されていた。ただ、その内容は、審査表ごとにばらつきがあり、減免の判断に必要な項目であるのか不明瞭なものであった。

減免申請審査表の記載内容については、項目等を統一するとともに、その必要性を明瞭にすることが望まれる。

【意見】 No. 6

県は、申告予定の全ての法人に対して、申告書用紙（プレプリント）を送付している。しかし、送付した申告書用紙で申告する場合は一部にとどまり、eLTAX による申告や会計・税務申告ソフト等により作成した申告書による申告が多い状況にある。

また、平成 29 年度における申告書用紙等の送付には 6,725 千円（1 件あたり 207.71 円）がかかっている。

国においては、e-Tax での申告を積極的に進めており、e-Tax での申告を実施している法人には申告書用紙の送付を停止している。さらに平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、資本金の額等が 1 億円を超える法人等は、原則 e-Tax での申告となる。他の県や市の中にも eLTAX で申告している場合や送付している申告書用紙を利用していない法人に対し、申告書用紙の送付を停止し、納付書のみを送付を行っている団体がある。

今後さらに eLTAX での申告が増えてゆくことが見込まれることから、送付にかかる経費の削減や環境負荷の軽減から、国や他県の例も参考に申告書用紙を共同発送している

市町村とも協議し、申告用紙等の送付廃止を検討することが望まれる。また、eLTAXでの申告は、職員の作業負担の軽減や入力誤りの低減につながることから、今後はeLTAXでの申告を強く推進してゆくことが望まれる。

申告書用紙（法人県民税・事業税）の停止を実施している例

県名	実施内容
岐阜県	eLTAXにおいて、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用届出のある法人については、平成29年1月送付分より、確定申告書の送付を省略し、納付書のみ送付
愛知県	eLTAXにおいて、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用届出のある法人については、確定申告時の確定申告書、記載の手引き及び申告書別表の用紙の送付を省略し、原則、納付書及び税率表のみ送付
広島県	eLTAXを利用して申告書を提出されている場合には、環境負荷の低減等の観点から、平成24年12月送付分（5月決算法人の予定申告及び11月決算法人の確定申告）より、申告書用紙の送付を停止し、納付書のみ送付
大分県	資源の有効活用及び法人情報管理の観点から、法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告書用紙の送付を停止し、納付書のみ送付に切り替え ※ 実施時期 1 eLTAXを利用している法人・・・平成23年10月以降送付分から 2 上記1以外で、当県が送付する申告書用紙を利用していない法人・・・平成24年4月以降送付分から

（各県ホームページより一部編集）

【意見】No.7

県は、申告データの確認を担当者毎に分担してチェックリストにより全件確認している。主に入力間違い等がないかの確認であるが、現状、eLTAXでの申告が7割を超える状況にあり、eLTAXによる申告データが税務電算システムと自動連携で反映されるため、誤りはほぼ発見されない状況になっている。（eLTAXでは連携されない分割情報を反映するために手直しをする程度である。）

そのため、チェックリストの作業量に対して、その成果がほとんどない状況になっていることから、少なくとも誤りが発生しないeLTAXによる申告データについては、税務電算システムへの反映に問題がないかを確認した上で、個別の確認を省略し、誤りの発

生する可能性がある手入力の申告におけるチェックを重点的に行うことなどしてチェック作業の効率化を進めることが望まれる。

【意見】 No. 8

県担当者は、申告書の誤りがある場合に、納税者もしくは税理士に確認をとり、訂正を行っている。

特に税額が変わる訂正の場合は、県税額及び納税者の負担額が変わることから慎重に対応する必要がある。税額の変更を伴う訂正の場合は、例えば上席者や別の担当者が確認するなどの適切な対応を行うことが望まれる。

【指摘】 No. 9

法人県民税・事業税の調定決議は、毎月、「法人県民税調定状況、法人事業税・地方法人特別税調定伺」を税務電算システムから印刷し、その余白に押印欄のゴム印を押したものに、各決裁者、回覧者が押印する方法で行われている。しかし、その調定決議書には、通常の決裁文書にあるような、起案日、決裁日等の記載がなかった。

「富山県文書管理規程」第 15 条第 4 項第 1 号において起案文書には、件名、起案年月日、職名、氏名等を記載することになっている。また同 24 条において、決裁文書には、文書責任者において決裁日付印を押印することになっている。

「富山県文書管理規程」に従い、決裁書類には起案日や決裁日を記載することが必要である。

なお、現状の対応は「法人県民税調定状況、法人事業税・地方法人特別税調定伺」の余白を利用して、決裁印等を押印しているが、起案日等記載するスペースがないことから、鑑を添付してそれに起案や決裁に必要な事項を記載することが望まれる。

【意見】 No. 10

税務書類の保管を確認したところ、当年度分の税務書類は、施錠がなされていない執務室の棚で管理されていた。また、昨年度分の税務書類は施錠可能な書庫で保管され、2 年度から 7 年度前までの税務書類は普段は施錠されている倉庫に保管されていた。

税務書類の情報は、法人等において機密情報にあたることから、部外者が入りづらい箇所にあったとしても、不正な立ち入りを完全には防止ができないことから、税務書類は施錠が可能なスペースでの保管が望ましい。

【意見】 No. 11

県は、県内の大型商業施設等で、未届法人の調査を行っている。平成 29 年度は高岡市の大型商業施設で調査を行っていたが、調査は県のみで行っていた。

県税が課税される場合、市町村税も課税されることが多いことから、未届法人調査に

においても、地元の事情を把握している市町村と連携して実施することが望ましい。

2. 個人事業税

【意見】 No. 12

医業及び歯科医業を営む個人事業主は、所得税の確定申告書提出時において、確定申告書に加え、社会保険診療報酬と自由診療の収入等を区分し報告する付表を提出する必要がある。個人事業税の計算上、社会保険診療報酬に係る事業所得は非課税となることから、付表と同じ情報は必要となる。

国税連携による「確定申告書の付表」と、総合県税事務所が提出を求めている「医業収入金額の内訳に関する調査票」は内容的に重複している。これは、以前は自由診療収入を社会保険診療報酬に誤って記載している事例があったことから、税理士会等に協力をお願いし、平成 25 年度（24 年所得）から個人事業主（歯科、皮膚科等を除く。）に注意事項を明記した調査票の提出を求めている。平成 30 年度（29 年所得）は、268 件について求めている。この 5 年間の取り組みで、収入の区分について理解がなされ、調査票と付表との相違は大幅に減少した。

今後、重複される業務を解消し、課税事務をより効率的に進めていくために、国税の付表が未提出となっている個人事業主等に対して、独自の調査票の提出を求めず、付表の提出を徹底していくことが望まれる。

【意見】 No. 13

上述の調査票の発送及び回収業務は、総合県税事務所より個人事業主本人に調査票が郵送され、その回答を求めているのが原則である。その後、調査票に個人事業主が直接記載するケースもあると考えられるが、一般的には顧問税理士が調査票を預かり、調査票に記入の上、個人事業主に返送した後に総合県税事務所に提出される、あるいは顧問税理士が直接記入後に総合県税事務所に郵送するケースが多いと考えられる。

このことにつき、要望のあった顧問税理士に対して個人事業主分の調査票を直接税理士宛に郵送し、直接税理士より回収している事例が確認された。

この方法の採用は、調査票の効率的な発送及び回収により、回収率の向上を図る点では効果的な方法と考えられる。但し、他の調査票の提出を求められる個人事業主やその事業主を顧客に持つ税理士にとっては、顧問税理士への調査票の直接発送及び回収手続が利用可能であれば皆同じ対応をしてもらいたいと等しく考えると想定される。何故ならば、確定申告書提出時期と調査票提出時期が重なることから、可能な限り手続を省力化したいと個人事業主や顧問税理士は考えるからである。

そもそも所得税における付表の提出を徹底していく必要があり、調査票の個別送付はやめるべきであるが、今後このような税務事務の効率化・省力化につながる取扱いがあ

れば、要望の有無にかかわらず対応できるよう、個人事業主や顧問税理士に広く周知することが望まれる。

【意見】 No. 14

収入の一部に官公庁との業務委託契約分が含まれている個人事業主の取扱いについて、出張旅費等経費を全て委託者が負担しているため、給与扱いとみなし、個人事業税の所得計算上は事業収入に含めない結果、事業所得が課税対象に満たしておらず失格扱いとしていた事例が確認された。

しかし、委託者である官公庁と受託者である個人との間で業務委託契約書を締結しており、業務対価に消費税が含まれ、委託契約に基づく履行内容は仕様書で縛られているとともに、履行義務が個人事業者本人に求められ、損害賠償まで契約書に記載があるなど、包括外部監査人としては、コンサルタント業務に該当するのではないかとも考えられる。

このような事案については、取扱いをより慎重にすべきであり、特に過去の適用事例や他県の事例等とも比較考量し、その判断根拠を調査票兼入力票に書き留めておくことが望ましかったと考える。

【意見】 No. 15

現在、個々の案件について、法定事業に該当非該当の判断根拠は個人事業者別の「調査書兼入力表」に記載し、担当部署内での確認承認をもって、課税判断が行われている。これにつき、今後の判断基準（水準）を統一化し、公平な判断を進めるためにも法定事業に該当しないと判断した事例等を定期的に取りまとめ、総合県税事務所内でのデータベースとして共有することが望まれる。

現在においても個人事業税が課税されない事業（業種）については、その一覧を作成し、総合県税事務所内で共有されているが、法定業種であり対象事業でありながら法定事業非該当と判断するケースもあり、事業の内容・業態等から個別に該当事業・課税の可否を判断している事例もある。このようなケースでは、過去の事案も考慮しながら公平公正に判断すべきであり、担当者の交代があった場合でも同様の判断が可能となるように事例を内部共有する仕組みを設けることが内部統制上望まれる。

3. 不動産取得税

【意見】 No. 16

承継課税では登記異動データから課税客体（不動産の取得）を把握することになる。具体的には、外部委託者が法務局において登記情報を閲覧し課税に必要な情報を紙（資料せん）に書き写したものを、総合県税事務所職員が法務局に出向き資料せんの内容を

精査し、そのデータを富山県税務電算システムに登録し、富山県税務電算システムから出力されるプルーフリスト、エラーリストを確認し必要な修正を行うといった作業がなされている。

これらの一連の作業は、「不動産の取得」情報について、法務局が有している登記異動データ（電子データ）を「正」とし、これを県税システムに正確に取り込む作業であるが、もともと正しい情報が法務局に電子データとして存在しているにもかかわらず、いったん紙に書き写し、再度、電子データとして入力し、その内容を検証するといった非常に非効率なものになっている。

登記異動データを所管する法務局から電子データとして直接入手することは現在できていないが、それができるようになれば、時間とコストを大幅に削減できるものであり、登記異動データを電子データとして県税システムに直接取り込むことができる仕組みを構築することが望まれる。

なお、同様の内容が平成 18 年度包括外部監査でも「意見」として出されているが、上記のとおり、実現には至っていない。

この点については、富山県においても必要と考えられており、従前から全国知事会を通じ、実現に向けて国へ働きかけてきたとのことであった。昨年には、富山県もメンバーとなっている、全国地方税務協議会において「不動産取得税課税事務効率化検討 WG」が設置され、登記情報電子データ提供に向けた国への提言を取りまとめるうえ、本年 1 月に総務省及び法務省に提言されている。

不動産取得税課税事務効率化のため、法務局保有登記異動情報データの都道府県への提供が実現するまで、引き続き、国へ働きかけることが望まれる。

【意見】 No. 17

不動産取得税の申告義務については、地方税法第 73 条の 18 において、当該道府県の条例の定めるところによると定められており、それにより、富山県税条例第 80 条に「不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から 60 日以内に、（中略）知事に提出しなければならない。」と定められている。

総合県税事務所によれば、不動産取得税の申告実績は全体課税件数（軽減対象外を含む）の内、おおよそ 60%程度にとどまっており、税額が軽減されないケースでは申告はほとんどなされていない。

総合県税事務所としては、不申告者が相当数にのぼっている実態について、不動産取得税の申告義務が十分に周知されていないことが主たる要因であると分析している。

これまでも納税通知書に案内書を同封するなど、不動産取得税の申告義務を周知する施策を実施してきているが、ホームページ等への掲載や宅建業者に協力を依頼するなど、さらなる周知活動の実施が望まれる。

【指摘】 No. 18

不申告者への過料について地方税法第 73 条の 20 では「条例で過料を科することができる」と定めている。

道府県は、不動産の取得者が第 73 条の 18 の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

これを受けて、富山県税条例第 81 条では「正当な事由のない不申告には過料を科す」と定めている。

不動産の取得者が前条第 1 項の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、知事は、その者に対し、10 万円以下の過料を科する

そもそも、不動産取得税の申告書の提出自体は、不動産取得税の賦課の要件となっていないことから、申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能である。NO. 17 でも述べたように、富山県においては税の軽減がされないケースでは申告はほとんどなされていない。また、不動産取得税申告書の提出がなくても課税上、実務的には問題がなく、不動産取得税の賦課にあたっては、申告書の提出を待たずに課税事務が進められているのが現状である。

とはいえ、条例を定めている以上、正当な事由のない不申告に対しては 10 万円以下の過料が科されることになる。この点、県税務課によると、正当な事由の有無を判断するための具体的な基準は設けておらず、結果として、過去において 1 度も過料が科されたことはなく、おそらく全国的にも過料を適用した事例はないとのことであった。

こうしたやり方では過料を科すかどうかにあたり、正当な事由の有無について本質的な判断がなされていない点で問題があり、条例に従った実務を遂行するには、正当な事由の有無を公平で客観的に判断できる基準を設ける必要がある。

他方、申告書の提出義務が周知されていない中で、すべての不動産取得者に申告書を提出してもらうことは極めて困難であり、それに対して申告書の提出を求め続けたり、不申告案件について正当な事由の有無を逐一検討することは大きな事務負担の増加につながると思われる。申告の有無が課税事務に影響がないとすれば、そもそも過料を科すことの意義や正当性から見直すことも検討すべきである。

いずれにしても、現状、条例で定められている規定が守られていないことは事実である。これについて、様々な角度から検討を行い、条例と実務との整合を図ることが必要である。

【意見】 No. 19

住宅取得及び宅地取得については、申告を要件として次のような特例及び減額の制度が定められている。

i : 住宅取得の場合

住宅を建設した場合において課税標準を算定するにあたり、不動産価格から1,200万円を控除できる（地方税法第73条の14第1項）。

なお、この特例は、「住宅の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする（地方税法第73条の14第4項）とされている。

ii : 宅地取得の場合

土地を取得したものがその上に一定の住宅を取得した場合において、所定の計算式に基づき算定した金額を不動産取得税から減額できる（地方税法第73条の24第1項から第3項）。

なお、この減額措置は、上記iと同様、土地の取得者からの申告がなされた場合に限り適用されることになる（地方税法第73条の24第5項）。

富山県税条例ではこれらの恩典を受けるためには、「不動産を取得した日から60日以内に申告しなければならない」としているが、例外として、「知事が認めた場合はこの限りではない」と定めている（富山県税条例第75条第1項、第85条第1項）。

「知事が認めた場合」として、「昭和57年4月14日税第61号 住宅及びその用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けるための申告に係る富山県税条例の一部改正について」において次のように規程化されている。

・「知事が特に認めた場合」とは、取得した不動産に係る不動産取得税の納期限までに申告があった場合をいうものであること。

富山県では、不動産取得税の申告義務が十分に周知されていない状況のもと、条例で定める不動産取得税の申告書の60日以内の提出は現実的に困難であるとの認識から、現実的な対応として、条例で定めた60日以内という期限を過ぎても、税金の納期限までに申告すれば特例及び減額の措置を受けることができる取扱いとし、県税事務所においては、不動産の取得者に納税通知書を送付する際に申告書の提出を促す書類と申告書の様式を同封している。

様々な事情からこうした実務対応を図っているものと思われるが、結果として、条例で定めた60日以内という期限のルールが有名無実化しており、条例としての意味をなしていないことから、条例において税の納期限までを申告期限としてはどうか。

【意見】 No. 20

不動産取得税の申告が、納付期限後になされた場合の扱いについては、「昭和 57 年 4 月 14 日税第 61 号 住宅及びその用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けるための申告に係る富山県税条例の一部改正について」において次のように定められている。

・納期限後に申告のあったものについては、個別にその事情を徴し、真にやむを得ない理由のあるものについてのみ、納期限までに申告があった場合と同様の取り扱いをすること。

つまり、納期限を過ぎてから申告があった場合についても、「個別にその事情を徴し、真にやむを得ない理由のあるものについてのみ」は特例及び減額の措置を受けることができるようになっている。

実際に「真にやむを得ない理由がある」と判断されたケースについて県税担当者へ質問したところ、実務上は納税者から「申告遅延の理由書」を徴収し、判断を行っているが、全件が「真にやむを得ない理由がある」と判断されているとのことであった。

その内容をサンプルで確認したところ、手続きを知らなかった、自宅とは別の住居に住んでいたため、郵便物を確認していなかった、書類を見ていなかったなどの理由であった。

総合県税事務所に運用方針を確認したところ、一律に期限を設けてはいけないこと、個別に事情を徴すること、といった抽象的な判断基準に基づき、個別事情を踏まえて判断しているとのことであった。

これら個別の理由が「真にやむを得ない理由」に該当するのかどうかについて、その判断を否定するものではないが、課税の公平性を確保する点や課税事務を円滑に行う点からも、より具体的な判断基準を設けることが望まれる。

【意見】 No. 21

不動産取得税における「不動産の取得」には、原始取得と承継取得があるが、このうち原始取得の典型として「建築」という概念がある。

ここで建築とは家屋を新築、増築することのほか、改築（家屋の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備について行われた取替え又は取付けで、その取替え又は取付けのための支出が資本的支出と認められるもの）することも含まれる（地方税法第 73 条第 8 号）。

課税事務において、不動産の取得は富山県における自主評価、市町村からのデータ提供、登記異動データの収集によって把握がなされている。しかしながら、住宅のリフォームや電気設備・空調設備などの取替え等で資本的支出に該当するものが存在していた

としても、市町村の現地調査や建築確認申請等により把握されるケースを除けば、これらを把握することは難しい。

「改築」についても不動産の取得があったものとして課税するという法令への合規性や課税の網羅性の観点から、市町村とも協力し、現在把握ができていないような「改築」についても把握ができる仕組みを構築することが望まれる。

【意見】 No. 22

地方税法では公共事業の用に供するために不動産を譲渡し、その代替となる不動産を取得した場合に課税される不動産取得税については、公共事業へ協力したことを考慮し、税負担を軽減する措置が図られている。

具体的には、当該取得にかかる不動産取得税額から、公共事業の用に供するために譲渡した「不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）」に見合う税額が減額されている。

これに関して富山県では、さらに税負担を軽減すべく「不動産取得税減免要綱（第4条）」において譲渡した不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）が低い場合には、不動産の価格を、別途、固定資産評価基準（地方税法第388条第1項）によって算定することとしている。

この結果、「固定資産課税台帳の価格<固定資産評価基準による価格」であれば、減額される税額が増えることになる。

固定資産評価基準による価格の算定に当たっては、富山県のルールとして、たとえば家屋については以下の定めが置かれている。

規定名称：不動産取得税減免要綱の取扱上の注意について 被収用家屋の再建築価格×経年減点補正率

ここに登場する、経年減点補正率については、「固定資産評価基準」（総務省）のなかで、「通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたもの」としたうえで、「家屋の損耗が積雪又は寒冷によって増大する地域に属する市町村に所在する家屋の経年減点補正率は、いわゆる積雪補正の調整を行う」こととされている。

これに関して、平成29年度において公共事業の代替取得による軽減措置が適用された案件において、積雪補正を考慮していない案件があった。

理由を確認したところ、不動産取得税減免要綱は税負担を地方税の定めに上乗せして軽減する趣旨で設けられているものであるが、積雪補正を行ってしまうと上乗せ分が生じず、その趣旨が達せられないことから、積雪補正を行わないという判断を行ったということであった。

経年減点補正率の理解としては、固定資産評価基準にあるとおり積雪補正を含む概念

と解するのが通常であると思われる。課税事務の過程で要綱の趣旨を根拠として積雪補正を行わないとした判断について、即座に否定されるものではないが、経年減点補正率について固定資産評価基準に定義がなされている以上は、それと異なる扱いをするのであれば、上記の規定において明確にしておくことが望まれる。

【意見】 No. 23

不動産取得税に関して、課税したものの徴収に至らず、いわゆる不納欠損として処理される部分がある。不納欠損額は年度によってばらつきがあり、不動産事業者によるマンション建設など大型の不動産開発等がなされたあとに事業者が経営破綻した場合などは不納欠損額も多額に上る。

不動産取得税の課税は不動産の取得の事実から一定期間を経過した後になされることになる。これは課税事務において法務局や市町村からのデータを収集したうえでの賦課決定となるためであり、やむを得ない面はある。

しかし、民事再生法等の申請があるなど経営の危機にあると判断された企業等については、通常の課税事務・徴収事務では後々に税金を徴収できなくなる（不納欠損となる）可能性が高く、速やかな徴収を行う必要があるといえる。

そこで、大型の不動産開発などの案件については、民間情報機関からの倒産情報や自らの調査により情報を収集し、課税部門と徴収部門が連携を図ることで、多額の不納欠損という事態を防ぐ仕組みを構築することが望まれる。これについては、東京都において「緊急賦課」という形で仕組みが整備・運用されているが、不動産取得税は、随時に課税できる税目でもあることから、必要に応じ、徴収部門との緊密な連携を図り、定期的な課税以外に、緊急的に賦課する等により、不納欠損の未然防止、あるいは不納欠損額の減少に結びつけてほしい。

4. 自動車取得税・自動車税

【意見】 No. 24

自動車税の課税免除を受ける者は、必要書類を添付し、自動車税課税免除承認申請書等を提出する必要がある。一度、課税免除とされた者については、課税免除の要件が満たされていることを条件に、課税免除が継続適用されていく。自動車税センター担当者によると、この課税要件が満たされているかどうかについて、定期的な確認を行っていないとのことである。対象は社会福祉法人の車椅子移動車や自動車学校の教習車等であり、課税免除継続中に課税要件が満たされなくなることはほぼ無いと考えられるが、課税の公平性の観点から定期的に書面調査、実態調査等を実施することにより、課税要件が満たされているか確認することが望まれる。

【意見】 No. 25

申告内容、入力結果の照合等については、ペン等で申告書にチェックを行っているが、誰がチェックしているか分からない状況にある。チェック実施者等の責任を明確化させるためにも、実施者の押印や、実施者の名前を記載するなどの対応が必要と考える。今後の内部統制制度の導入に向けて、各担当者の権限及び職責を明確にし、適切に業務を遂行する体制を整備していくことが望まれる。

【意見】 No. 26

自動車取得税申告書の大半は登録申請業務を代行している民間団体からのものである。当団体から受付する申告書において課税標準額が税額から逆算する算出方法のため金額が合わず審査でエラーになる場合があり、チェック及び修正に多大な時間を要し、業務効率性の観点からは問題がある。今後、当団体に対して記載方法について要請を行う等緊密な連携をとりながら、自動車税センターの負担を減らすことが望まれる。

5. 県たばこ税

【意見】 No. 27

申告書のシステム入力結果（売渡数量、税額）の正確性検証についてはシステムから出力される調定内訳書と申告書を照合により行っているが検証した証跡が残っていない。責任の所在の明確化と事後的な検証可能性確保の観点から検証証跡を残すことが望まれる。今後の内部統制制度の導入に向けて、各担当者の権限及び職責を明確にし、適切に業務を遂行する体制を整備していくことが望まれる。

【意見】 No. 28

手持品課税申告件数が多いため、エクセルにて手持品課税申告一覧表を作成し、合計本数及び合計税額を集計し、税務電算システムへ入力している。この作業は現状担当者1人で行っている状況にある。入力内容や金額の正確性確保の観点から、作成者（入力者）以外の者が入力結果をチェックすることが望まれる。

6. 軽油引取税

【意見】 No. 29

特別徴収義務者に対して報償金を交付する目的は、徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに、「軽油引取税の特別徴収事務については、一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情があることにかんがみ、通常必要とされる事務経費をこえる経費の一部を補助する趣旨」（昭和48年旧自治省通達）である。この報償金制度は国

(旧自治省)の指導の下、全都道府県で一般的に実施されている制度であり、富山県の交付率は期限内申告納入額の1000分の25となっており、平成29年度の報償金総額は、総額272,984千円となっている。

この点、軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の引取り、引渡し、納入等の数量の報告、帳簿に記載する義務及び徴収猶予の申請など申告にあたって相当の事務負担を負っていることからそれに対する経費補助の意味合いで交付することは一定の理解が得られるものの、軽油引取税の最終的な負担を負うのは消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担する軽油引取税を一時的に預かり、納入するという当然の義務を果たしているものと考え、報償金の交付の水準については、適正水準か否か必要に応じて再考すべきと考えられる。

各都道府県の交付状況を税務課に確認したところ、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で前述の交付率と同率であるものの、徴収猶予期限内納入額の交付率は、それよりも低い交付率によっている県もあるとの回答であった。

特別徴収義務者における事務負担については、情報処理技術の向上に伴い、必ずしも申告納入額に対して比例的に増減するものではないと考えられる点からも、県として報償金制度の趣旨に即した交付額の適正水準を再考し、交付率や算出方法について今一度見直しを行うことを検討されたい。

【意見】 No. 30

現在運用している『軽油引取税課税事務取扱要領』は、平成12年2月に一部改正がなされたものの、以後の法改正による条文の変更が反映されていない状況にある。この結果、条文番号のみならず使用者証の有効期間について本来3年であるべきところ2年と記載されている等、課税事務に直結する内容も適正な記述となっていない箇所が見受けられた。

県税担当者によると、事務遂行においては各種通知、事例を取りまとめた「課税事務マニュアル」を整備し、また、現行条文を直接確認する等して適正に対応しているとのことであるが、本来事務取扱要領は関連条文等を要約し、実務の中で参照する拠り所となるよう規定することで、円滑な事務遂行を図るためのものである。担当者によれば、現在事務取扱要領の見直しを検討中であるとのことであるが、担当者の異動による引継ぎ時の事務ミスを防ぐ観点からも、本要領の適時の見直しを図り、常に最新の状況を保つよう努めることが望まれる。

【意見】 No. 31

免税証の交付申請時には、免税軽油交付申請算出明細書に使用見込数量を記載し、申請を行う。使用見込数量は、時間当り消費量×1日平均稼働予定時間×期間稼働予定日数により算出し、時間当り消費量については過去実績を基に算定がなされている。

この点、特段機械等の入替が無いにもかかわらず、交付申請時ごとの過去実績による時間当り消費量の増減が大きく、また毎回の交付申請時に有効期限切れの未使用の免税証の返納がなされている事例が確認された。

必要数量以上の免税証の発行は盗難・紛失・不正流用等のリスクが高まると考えられることから、交付申請書類の確認時には、書類間の整合及び計算の確認のみならず、適正な数量を交付するためのチェック項目等の作成・運用により、必要数量の精査の精度向上に努められたい。

【指摘】 No. 32

免税軽油使用者は前月分の免税軽油の引取りに関する事実及び数量を記載した報告書を毎月末に提出することとなっている。当該報告書の記載事項は、地方税法施行規則第8条の39に定められており、『引取り事実及びその数量』等のほか『免税軽油の使用に関する事実』『免税証の保有状況』等の記載が求められている。

この点、一部の免税軽油使用者において、『免税軽油の使用に関する事実』『免税証の保有状況』の記載箇所の頁の提出が漏れていることが確認された。記載が漏れていた事項は、報告書と同時に提出される「免税証交付申請書」の添付書類等で内容は確認できたとはいえ、同規則により当該記載が求められるのは、引取り事実と月中の使用状況、免税証の残数の整合性を確認することで、免税軽油の適正な使用状況が継続的に確保されていることを確認する趣旨であると考えられる。

単に書類上の計算の正確性を確認するだけでなく、添付書類の網羅性、よくある記載誤り、書類間の整合性等のチェック項目を作成・運用することにより、同規則に定められた提出書類の確認に万全を期されたい。

【指摘】 No. 33

使用済みの免税証は特別徴収義務者を通して、納入申告書と共に総合県税事務所に提出され、有効期間経過後に使用されなかった免税証は免税軽油使用者より免税軽油使用者証等返納書と共に提出される。提出された免税証は、免税証記載のバーコードの読み取りにより、軽油引取税班において税務電算システムに回収登録が行われる。

この後のフローについて、富山県税事務取扱規程では、納入申告書に添付された免税証には使用済印を、返納された未使用の免税証には返納印を押印するとともに、当該使用済及び未使用の免税証は提出又は返納のあった日の属する年度の翌年度末まで保管し、期間経過後は、直ちに破棄しなければならないと定めている。(第14条の4第2項、第3項)

一方、総合県税事務所の実際の取扱いは、回収登録された使用済み及び未使用の免税証について、束の一枚目に使用済印もしくは返納印を押印し、鍵付きのキャビネットに格納し、一定量に達した際に、他の機密文書と共に適正に廃棄しているとの回答であつ

た。

この点、現状の取扱いでは、キャビネットについて常時施錠される性質のものではないとともに、押印されていない免税証について盗難・紛失が発生した場合に、不正に免税証が使用される可能性があると考えられる。また破棄の時期についても同規程に規定されている翌年度末までの保管がなされず、一定の量に達した時期に破棄されている事が確認された。

したがって、同規程に従った処理が必要である。なお、担当課が全枚数への押印が困難であるとの事情もあり現状の処理が適切と判断する場合には、現状の処理に合わせた事務取扱規程や事務取扱要領の修正を速やかに検討されたい。

【意見】 No. 34

免税軽油使用者は給油時に免税証を販売業者に引き渡すことにより、軽油引取税の分だけ軽油を安く購入することができる。つまり、免税証は必要記載事項を印字すれば、一種の金券として機能するといえることから、適切な受払管理と定期的な現物棚卸が必要と考えられる。

総合県税事務所では、免税証用紙は鍵つきのキャビネット等に保管されているが、特段受払管理は実施されていない。上述の免税証の性質を踏まえると、少なからず不正使用のリスクはあると考えられ、免税証用紙の受払管理と現物棚卸は事務取扱要領等にて明文化し、運用されることが望まれる。

7. 徴収

【意見】 No. 35

担当課においては、税務電算システムで作成した還付充当確定一覧表が添付された上で還付充当決議がなされており、還付充当確定一覧表は重要な文書である。また、担当課においては還付充当確定一覧表がチェックの対象となっており、作業上も重要である。

こうした還付充当確定一覧表は還付プロセスでも重要な資料と考えられるが、現状は規程等で定めのない任意の文書に位置づけられる。

還付充当確定一覧表は、上記のとおり還付業務においても重要な文書と考えられることから、同規程に反映することが望まれる。

【指摘】 No. 36

次のものについて実際に運用されている様式と規程等に定められている様式で一部異なる点が見られる。

督促状発付伺については、富山県税事務取扱規程（以下、「取扱規程」という。）第3号様式の16(1)にある、起案日、決裁日、納税者（特別徴収義務者）及び摘要の各欄が

設けられていないが、起案日等の各項目は督促事務においても重要な項目でもあり、取扱規程の様式によるべきである。

県税等収入報告書については報告対象とする税目の点で取扱規程第7号様式、富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程第59号様式の定める様式と、同様に県税徴収状況報告書についても報告対象とする税目の点で取扱規程第7号様式の2の様式と、また、軽油引取税に係る徴収猶予決議書及び徴収猶予決定通知書についてはその記載項目において取扱規程第30号様式(1)、富山県税条例施行規則第30号様式と異なることから、規程等の様式への準拠が求められるが、担当課において様式が実態に即していないと判断する場合には、規程等の見直しを速やかに検討されたい。

【指摘】 No. 37

税務課が平成17年に滞納整理推進要綱を策定したが、総合県税事務所では職員が開発した滞納整理システムの改良により、滞納整理の進捗状況や行動計画等を関係職員が共有できるように改善が進められており、主に以下の点で実態とかい離してきていることから、実態に即して同要綱の見直しを速やかに検討されたい。

- ・ 月間計画
- ・ 週間出張計画
- ・ 滞納整理状況報告書

【指摘】 No. 38

軽油引取税徴収猶予申請書の月分売掛金明細書(富山県税条例施行規則第118号様式付表)は売掛数量の単位がk1(キロリットル)であるにもかかわらず、1(リットル)単位の数量で記載されているものが、平成30年1月分38件中4件見られた。

徴収猶予限度額の記載に誤りはないとは言え、事務の混乱を防止するためにも、様式表示のとおりk1単位での記載が必要である。担当課においては正しい単位での記載を申請者に指導する必要がある。

【指摘】 No. 39

平成29年度延滞金額減免決議書(富山県事務取扱規程第35号様式)26件中3件につき、減免期間が理由書の減免期間と相違し記載誤りとなっていた。

税務電算システムで出力された帳票が同決議書に添付されており、減免額に誤りはないものの、延滞金額減免決議書(事務取扱規程第35号様式)の減免期間次第で減免金額が変わるため、当該減免期間の記載の正確を期すとともに、決議書の承認者も減免期間欄も含め慎重な確認が必要である。

8. 税務システム及び情報セキュリティ

【指摘】 No. 40

税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順においては、8 アクセス制御で「税システム責任者は、特権を付与された ID 及びパスワードについて、利用者の端末パスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない」と定められている。

しかし、税務電算システムの特権 ID のパスワードについても一般 ID と同じ年 1 回の更新頻度となっている。また、特権 ID におけるパスワードの入力回数制限についても一般 ID と同様である。

よって、同手順にしたがい、最上位権限を設定した特権 ID についてはパスワードの変更頻度を一般 ID よりも高めるとともに、パスワードの入力制限回数についても一般 ID よりも少なく設定することが求められる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

【指摘】 No. 41

財務会計システム・税務電算システム間のデータのやり取り等に際しては県所有 USB が使用される。税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順の定めにより使用・返却の際に記録すべき媒体管理簿を通査したところ、平成 30 年 2 月 25 日における管理係長の返却確認欄に確認印が押印されていなかった。

USB の不正使用や情報の流失を発見・防止する観点からも、媒体管理簿への返却確認・押印手続の徹底が必要である。

【指摘】 No. 42

税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順に定める情報資産の分類がなされていない。

情報資産の重要度に応じた情報セキュリティ対策を実施するため、同手順に従った情報資産の分類が必要である。

【意見】 No. 43

プログラム変更時に外部委託業者との間で要求事項のやり取りに利用されるフォルダについては、庁内 LAN と分離された税務 LAN の中で利用されており、一般の県職員はアクセスできないが、税務課又は県税事務所職員であれば検索により容易にアクセス可能である。

プログラム変更に係る不正アクセスを未然に防止するためにも、当該フォルダについては、速やかにアクセス権限を税務課のシステム担当者限定することが望まれる。

【意見】 No. 44

県担当者及び外部委託業者については、明確な業務範囲・権限設定の上、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているが、それらの遵守状況を確認する方法として、ユーザーのアクセスログの閲覧が考えられる。しかし、かかるアクセスログの閲覧は実施されていない。

県担当者及び外部委託業者のアクセスログを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、ユーザーの業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

【意見】 No. 45

プログラム変更時において、修正依頼リスト等を通じた管理がなされているが、かかる運用についてリリース管理手順が明文化されていない。

リリース前の確認が十分になされない場合、仕様と異なるプログラム変更が行われるリスクがあるため、プログラム変更時のリリース管理手順を明文化することが望まれる。

【意見】 No. 46

税システム開発室においては、県職員以外の IC カード所有者以外については入退室管理表に用件や入退出時刻を記載することとなっている。

県職員で同室に出入りするの税務課職員のみであり、課で所有する IC カードを使用しているが、誰が出入りしたかまでの管理はなされていないので、何らかの記録を残すことが望まれる。

第4. 過年度指摘事項等のフォローの状況

県税については、直近では平成18年度に包括外部監査のテーマに取り上げられている。その際に指摘又は意見として記載された事項は、いずれも有益な問題提起と言える。したがって、「平成18年度包括外部監査における結果・意見」とその後の「措置の内容」を掲記した上で、本監査の結果については、「質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価」において記載している。

1. 個人事業税

平成18年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見) 個人事業税 課税情報の正確性</p> <p>賦課情報一覧処理におけるエラーデータの修正は、適切に実施されていると判断される。しかし、適切にチェックを受けた課税情報は、その後チェックを受けず、また承認プロセスもないまま訂正が可能である。ただし、調定後8月1日に納税通知書や口座振替の通知書が出力された後、調定額を修正する場合、変更明細が出力され、変更内容が検証される。</p> <p>調定額の確定までには、エラーデータの修正の必要から、オンライン処理により任意に課税データが修正できることは、事務効率を高める点からは必要である。</p> <p>賦課情報一覧処理が完了した後調定処理までの間、課税データの変更処理があった場合は、その変更内容について確認を受けるようにすべきである。</p>	<p>賦課一覧処理が完了した後、調定処理までの間、主務者が変更処理を行う場合には、副主務者が修正申告書と調査書兼入力票をダブルチェックしたうえで上司が確認している。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

現在の状況を確認したところ、措置の内容と同様、賦課一覧処理が完了した後、調定処理までの間、主務者が変更処理を行う場合には、副主務者が修正申告書と調査書兼入力票をダブルチェックしたうえで班長が確認する業務フローとなっていることを確認した。これにより、過去の指摘内容について、引き続き改善されていることを確認した。

2. 不動産取得税

(ア) 課税の効率性

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>法務局は、市町村に対して固定資産税の課税情報のために必要な情報を紙ベースで提供している。現在、登記簿上の異動情報を電子データにより市町村に提供することが検討されている。この情報を県においても入手できれば、総合県税事務所においても法務局調査、入力・チェック作業の事務はなくなる。ただし、市町村に提供される電子データには、課税にあたり必要となる固定資産税評価額の情報は含まれていない。このため、固定資産税評価額については、改めて市町村で閲覧する事務が残る。</p> <p>しかし、承継取得の情報について転記による漏れのリスクは回避できる。また、入力作業の多くが軽減できる可能性も高い。</p> <p>今後の課題として法務局より承継取得の異動情報をデータで入手することを検討することが望まれる。</p>	<p>電子化された不動産登記異動情報の県への提供については、かねてより都道府県側から国に要望している。</p> <p>当該情報が県にも提供されることとなるよう、引き続き国に要望していく。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

「措置の内容」については、平成 21 年 10 月に全国知事会から「平成 22 年度税制改正等に関する提案」として以下の内容が盛り込まれている。

(3) 税務情報等の電子データによる提供促進

課税事務の効率化を図るため、税務署からの所得税情報、登記所からの不動産登記情報等の電子データによる提供促進を図ること。

しかしながら、当提案に対して直接の回答はなく、制度として現段階においても「電子データの提供」は実現していないが、現在、全国地方税務協議会において「不動産取得税課税事務効率化検討WG」が設置され、登記情報電子データ提供に向けた国への提言を取りまとめるうえ、本年 1 月に総務省・法務省に対して提言されている。

不動産取得税課税事務効率化のため、法務局保有登記異動情報データの都道府県への提供が実現するまで、引き続き、国へ働きかけることが望まれる。

・徴収費の分析

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>①不動産取得税、個人事業税においては、徴収費対収入比率が 10%前後である。全税目の平均的な同比率は 2%程度であり、2つの税目においてかなり高い傾向が示されている。不動産取得税においては、県税での新築建物の評価に係る時間が含まれる。また、個人事業税では、主に相対的に 1 件当たりの平均税収入額が小さいため、同比率が高くなるものと推測される。</p> <p>② (略)</p> <p>③税目別の徴収費については、他県と比較できるデータがないため、徴収費の削減余地について明確なことは言えない。また、公平性にも配慮しなければならないが、徴収費対収入比率が高い不動産取得税、個人事業税について徴収費の削減の余地を検討してみることが考えられる。</p>	<p>不動産取得税及び個人事業税は、県が課税客体把握のため、一定の調査・照会を行い、納税通知書を発送し課税を行う「普通徴収」に係る税目であり、納税者自らが申告し納付する税目（法人事業税、法人県民税、自動車取得税）や法令により県以外の者に徴収義務を課している税目（軽油引取税、個人県民税）及び同じく普通徴収に係る税目ではあるが、別途備えられたデータ（国土交通省の自動車登録データ）により、課税客体の把握が比較的容易で大量・一括課税が可能な自動車税との比較において徴収経費に一定の差が生ずるのはやむを得ない。</p> <p>なお、各税目の課税にあたっては、事務の効率化・改善に努めており、平成 18 年度においても、従来は、県から不動産取得者に郵送していた不動産取得税の住宅軽減に係る申告葉書きを、市町村の協力を得て当該住宅の家屋評価（市町村が行う分）時に市町村担当者から不動産取得者</p>

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
	に手交するよう事務改善を行い、これにより毎年約 3700 通分の葉書き発送に要する事務量及び経費の削減を行った。

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

郵送事務に要する事務量及び経費について、家屋評価（市町村が行う分）時に市町村担当者から不動産取得者に手交することで削減を図る動きは現在でも継続している。なお、直近 3 か年における実績は下記のとおりである。

	① 全体の交付枚数	② 県が郵送した枚数	③ 市町村担当者から手交した枚数
平成 27 年度	4,000 枚	735 枚	3,265 枚
平成 28 年度	3,157 枚	426 枚	2,731 枚
平成 29 年度	2,939 枚	453 枚	2,486 枚

3. 軽油引取税

(ア) 徴収の猶予

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(指摘)</p> <p>現在の猶予申請の添付明細書では、軽油の売買代金の決済が 2 箇月以上なのかどうか明瞭でない。例えば、本来の納付期限である 11 月末日における与信額は記載されているが、翌月の 12 月における与信額は明らかでない。12 月末日において与信が与えられておれば、初めて 2 箇月の猶予が認められる。</p> <p>徴収の猶予を認める場合、納入期限の翌月及び翌々月の取引先別の与信額を明瞭に記載した資料により審査を行うことが適切である。</p>	平成 20 年度から徴収猶予申請書の添付書類である売掛金明細書に納入期限の翌月及び翌々月の取引先別の与信額に係る入金日の記載欄を設けて徴収猶予の審査を行う。

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

軽油の代金を納期限までに受け取ることができなかった場合、申請により2箇月以内の徴収猶予をうけることができる。この徴収猶予申請の添付明細書について、過年度監査時点の様式では軽油の売買代金の決済日付が確認出来ず、徴収猶対象か否かの判定が困難であった。現状は様式の改訂がなされており、過去の指摘へのフォローがなされていることを確認した。

(イ) 申告確認調査

平成18年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(指摘)</p> <p>総合県税事務所は、特約業者から年1回、軽油の実地棚卸量と帳簿在庫量の照合結果の報告を受けている。一部の報告内容について聞き取りしたが、帳簿在庫が実地棚卸量を下回るケース(在庫過剰)が比較的多く見受けられた。この報告を検証することにより、申告の量の妥当性を推測することはできる。ただし、特約業者において、内部管理制度として受払管理を適切に行っているということが前提である。</p> <p>申告数量については、直接特約業者のインタンクの在庫量を実際に検数し、受払記録の残高と照合することにより正確性が維持されているかどうかを検証できる。県の調査要綱においても、調査に際してインタンク内の数量の検査を指示している。ここ3年間の申告確認調査は、以下のとおりであるが、インタンクの現物数量の検査は行われていない。</p> <p>平成15年度5件、平成16年度9件、平成17年度0件</p> <p>業者の内部管理制度の把握、改善の指導及びけん制の意味を含めて、実数量を測定し帳簿数量と照合を行う手続は是非実施すべきと考える。</p>	<p>軽油引取税の特別徴収義務者(特約業者及び元売業者)に対する申告確認調査の年間計画を策定し、調査を計画的に実施するとともに、調査時には平成19年度から実(インタンク)在庫数量の確認を行い、帳簿在庫数量等との照合を行っている。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

過年度の監査において、特約業者での適切な受払管理の検証のため、インタンク内の現物数量の検査を実施すべきと指摘されている。

現状の申告確認調査の手法としては、書面調査により疑義が確認された場合に現地

調査を行うこととしており、現地調査へ移行した場合にはインタック内の現物数量検査を行っている。この点、過去の指摘を踏まえ、過年度調査実績等を加味して、書面調査により疑義が見られず現地調査に移行しない年度が継続した場合には、調査計画に織り込むことで対応しており、平成 25 年度には、実際に現地調査を増加させ、インタック内の現物数量検査を増加させる等の取り組みを行ったとのことであり、フォローの状況を確認した。

特約業者も減少傾向にあることや、限られた人員の中で効果的かつ効率的な調査を達成する観点からも、現状の手法には一定の合理性があると考えられる。引き続き、軽油引取税を取り巻く環境を注視し、環境変化に応じて適宜調査計画へ反映されるよう努められたい。

4. 徴収

(ア) 標準的作業手順に従った滞納処分の実施（滞納整理業務）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>滞納整理については、その件数も多く管理者は、個々の案件がどのように進捗しているのか把握しきれない部分もあり、また各担当者においても自主納税促進の方針のもと徴収猶予・差押・執行停止の判断が延び延びになる可能性もあった。今後は、滞納処分を積極的に進める方針であり、標準的な作業手順に従った実効性のある体制を確立し、速やかに対応していく必要があると思われる。</p> <p>この場合、滞納金額が僅少なものと大きい場合では、実効性のある手段も異なると思われる。例えば、金額が僅少なものであれば、差押えを実施する姿勢を示すことで多くの場合、他県の例からも納税が進むと思われる。</p>	<p>平成 17 年 10 月に「滞納整理推進要綱」を策定し、機能分担制による事務処理の標準的な作業手順を定めて運用している。</p> <p>具体的には、滞納発生後概ね 3 箇月間は初動担当が納税交渉及び基礎的な調査を行い、3 箇月間で完納しない場合は、交渉担当が案件を引継ぎ綿密な財産調査に基づく効果的な納税交渉及び差押えを行い、それでも完納しない場合は、高額・悪質・膠着案件の滞納整理を行う整理班が引継ぎ滞納整理を行っている。</p> <p>また、平成 19 年度から、滞納整理を効率的かつ効</p>

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
	<p>果的に行うため、タイヤロックによる差押えを実施した。さらに、平成 19 年度から、自動車税現年度滞納者への一斉文書催告を 1 箇月早め 8 月に行うとともに、催告文書にタイヤロック装着写真掲載のチラシを同封し、自主的な納付がない場合は差押えを実施する姿勢を示し納付を促した。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>下記現状について、納税課に対するヒアリングにより確認した。</p> <p>平成 21 年度以降は、上記取組みを加速させている。すなわち、現年分担当各班が 1 年以内に財産調査・完納まで完了させることを原則とし、完納できないものは整理班又は個人住民税・自動車税対策班に引き継ぎ対応している。</p> <p>また、タイヤロックについては平成 19 年度に集中的に取り組んだ。現在は、より効率的な預貯金等の債権差押えに重点的に取り組んでいる。</p> <p>なお、自動車税現年度滞納者への一斉文書催告（タイヤロック装着写真掲載のチラシ同封）については、毎年 8 月に実施している。</p>
--

(イ) 三位一体改革による税源移譲（個人県民税）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>一般会計歳入決算額に占める県税収入額の割合は、近年は 20%前後である。しかし、三位一体改革によって税源移譲が行われると県税の収入額は増加し、23%程度に推移することが予想される。</p> <p>特に最近の傾向として個人県民税の調定額に対する収入未済額の比率は増加傾向にあり、したがって収入未済残高も増加している。税源移譲により調定額が増加し、現状の収入未済比率に変化がないとすれば、更に収</p>	<p>平成 18 年度から、市町村支援の一環として、市町村に対する研修や徴収に関する各種相談などを通じ、県のノウハウを提供し、市町村において有効かつ効率的な徴収活動が実施できるよう、市町村と連携を図りながら支援している。</p>

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>入未済額が増加することになる。こうした状況は、県の一般会計歳入額に大きな影響を与える。</p> <p>(略)</p> <p>今後、収入率を向上させることが、県の歳入財源確保のために、また税負担の公平性の観点から重要な課題と認識されている。また、財源が厳しいなか徴収費の面でも有効かつ効率的な徴収活動が求められることになる。</p> <p>賦課事務においては、課税対象が漏れることなく把握され（網羅性）、正確な課税標準の計算（完全性）が行われることがポイントであるが、徴収事務においては、不納欠損となるリスクを事前に押さえ、適時に的確な徴収活動を実施することがコントロールポイントである。リスク分析と徴収行動の適時性・有効性・効率性が一層重要となる。</p>	<p>また、平成 18 年度から個人住民税の滞納案件を市町村から県が引継ぎ徴収を行う「地方税法第 48 条に基づく直接徴収」を実施しているが、平成 19 年度は引継案件の拡大を図る。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>平成 29 年度における個人県民税の徴収に関する支援活動について確認したところ、県税・市町村税徴収事務合同研修会、地方税徴収対策研修会の開催、市町村・県税事務所滞納整理情報交換会の実施により、県職員とともに市町村職員のスキルアップを図っている取り組みが実施されていることが確認された。</p> <p>また、個人住民税の徴収対策として、市町村長・県税事務所長連名による共同催告、市町村に県税職員を派遣し滞納整理に取り組む「共同徴収」を実施している。</p> <p>さらには、県・市町村で個人住民税徴収確保方策を検討し、平成 29 年度から県内全ての市町村で、原則としてすべての事業者（給与支払者）を特別徴収義務者に指定する取組みを行った。</p> <p>この結果、平成 29 年度の納税義務者数ベースでの特別徴収実施率は 85.2%と、平成 28 年度の 77.4%より 7.8 ポイント増加しており、評価される。今後も引き続き県内市町村と連携し、納税環境の整備による収入率の増加に向けた取り組みが期待される。</p>

(ウ) スピーディな業務処理の必要性（自動車税）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>(略)</p>	<p>平成 17 年度に滞納者の情報を管理するための支援</p>

<p>滞納整理に対する方針の変更に伴い、人手不足が予想されるなかでは、組織、業務プロセス、職務権限の見直し、業務をスピーディに行う新しい仕事の仕方を導入しなければならない。さもなければ、基本方針と組織が不整合となり効果が生み出せなくなる。少額の滞納でありタイヤロックを実施して差押、分納、執行停止を速やかに行うという形態に変えていく必要がある。</p> <p>スピードのない仕事の仕方では、マンパワーの不足による業務の堆積が生じることにもなりかねないし、時効となってしまう可能性もある。ただし、時効が成立するのは、ほとんどが執行停止が可能な状態であり、回収できない状態のものと推測される。</p>	<p>システムを作成し、IT化を進めた。現在このシステムを活用し、適時適切な情報の収集と進捗管理に努めている。</p> <p>また、平成19年6月から、自動車税滞納案件のスピーディな処理を図るため、タイヤロックによる自動車の差押えを実施している。さらに、平成19年9月から11月までの約40日間、新たに民間委託による集中的な電話催告を実施している。</p>
--	--

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>下記状況について、納税課に対するヒアリングにより確認した。</p> <p>「措置の内容」にあるとおり平成17年度に税務電算システムを導入し、その後平成26年度にはそれまで各担当者が個別業務毎に作成していたエクセルシステムを統合した滞納整理システムを構築した。現状は主に滞納整理システムにより、適時適切な情報収集と進捗管理に努めている。</p> <p>また、自動車税滞納案件のスピーディな処理のために、効率的な預貯金等の債権差押えに重点的に取り組んでいる。</p> <p>さらに、現在は毎年9月から10月までの間延16日間で、民間委託による電話催告を実施している。平成19年度と比較した場合の委託日数の減少については、滞納件数自体の減少や反復滞納者は民間委託の対象としていないことによる。</p>
--

(エ) 滞納業務の進捗管理の必要性 (滞納整理業務)

平成18年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見) (略)</p> <p>所定の作業が完了していない案件をコンピュータ処理により明示し、管理していくこと(日常的なモニタリング)が有効である。また、滞納業務について監査、点</p>	<p>引き続き、税務オンラインシステムによる債権管理や滞納者の情報を管理するための支援システムなど、ITを活用した情報管理</p>

<p>検が行われる場合においてもこうした情報が整備される必要がある。さもなければ、効率的な監査ないしモニタリングは実施できない。</p> <p>今後、日常の進捗管理により有効な支援システムの整備が望まれる。</p>	<p>に努める。</p>
---	--------------

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>現状は平成 26 年度に開発された滞納整理システムが進捗管理を担っている。そのため、滞納整理システム画面による案件別に滞納整理の進捗管理が随時なされていることを画面のハードコピーを閲覧し確認した。また、年度末又は年度初めの担当替時には税務電算システムからダウンロードした滞納債権データをもとに、納税課長確認後、担当者間で引き継ぎが行われること（8月の収納班から整理班及び個人県民税・自動車税対策班への引継ぎ時も同様）、年2回の大口案件に係る所長ヒアリングに同データが利用されていることをヒアリングにより確認した。</p>

(オ) 個人県民税の徴収に係る支援（滞納整理業務）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>(略)</p> <p>個人県民税は、各市町村において市町村民税とともに徴収されるものであり、徴収の権限とその責任は市町村にある。市町村の徴収の結果が、個人県民税の徴収に直接はね返る。徴収率が悪化しても、県は各市町村の徴収事務に対して直接是正行動をとることができない立場にある（県は市町村に徴収を委託しているわけではない）。このことが、問題を複雑にしている。</p> <p>(略)</p> <p>当面は、直接・間接支援の一層の充実が重要である。しかし、滞納案件は、少額かつ大量であり、これに対応する有効な対策は、滞納処分に係る作業の標準化と適切な進捗管理が鍵となる。</p> <p>これらの業務プロセスの研究は、本来市町村の職務であるが、市町村において滞納繰越額の収入率にバラツキがある現状からは、作業の標準化の改善余地があるものと推測される。全体最適の観点からは、標準化された業</p>	<p>平成 18 年度から、市町村支援の一環として、市町村に対する研修や徴収に関する各種相談などを通じ、県のノウハウを提供し、市町村において有効かつ効率的な徴収活動が実施できるよう、市町村と連携を図りながら支援している。</p> <p>また、平成 18 年度から個人住民税の滞納案件を市町村から県が引継ぎ徴収を行う「地方税法第 48 条に基づく直接徴収」を実施しているが、平成 19 年度は引継ぎ案件の拡大を図る。</p>

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>務プロセスの運用が望まれる。</p> <p>そのためには、間接支援の一環として、各市町村における作業の標準化とその進捗管理について、県のノウハウの提供等の支援をしていくことが有効と考えられる。</p>	

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>下記現状について納税課に対するヒアリングにより確認した。</p> <p>市町村に対する研修や徴取に関する各種相談については、現在にいたるまで継続して実施している。</p> <p>また、「地方税法第48条に基づく直接徴収」については平成20年度まで引継ぎ案件の拡大を行ったが、平成20年度からは直接徴収（個人住民税のみが対象）に代えてより実効性の高い共同徴収（他税目も対象）にシフトしている。さらに、より規模の大きな団体を中心に市町村のレベルも向上してきており、直接徴収（県に委託）の要請も減退してきている。</p>
--

(カ) 滞納処分対応の管理システムの整備（滞納整理業務）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>(略)</p> <p>適切な滞納処分を実施していくためには、多数の件数をスピーディに取扱っていかねばならない。そのためには、適時の滞納情報の収集と進捗管理は不可欠であり、これらの IT 化を進めることは、徴収コストの低減のうえからも有効な方法と認識される。</p> <p>(略)</p> <p>滞納処分を有効に進める上においては、管理システム、IT による情報管理、教育・研修制度といったインフラの整備が欠かせない。この上に立って有効な徴収事務が実現できると判断する。</p>	<p>引き続き、税務オンラインシステムによる債権管理や滞納者の情報を管理するための支援システムなど IT を活用した情報管理に努める。</p> <p>また、初任者研修、ロールプレイングなどの実務者研修、公売等を想定した模擬研修や、個々の事例を対象とした職場内研修等の実施に努め、徴収事務担当職員のスキルアップを図る。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

下記現状について納税課に対するヒアリングにより確認した。
 税務電算システムに加え滞納整理システムを活用した情報管理に努めている。また、実務者研修をはじめとした各種研修については継続して実施している。

(キ) 滞納額の納税確保のための方策（滞納整理業務）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>(略)</p> <p>差押えを実施すべき基準を明確にして速やかに実施できる体制を整えることが最も実効性をもつ。一定の基準に該当する場合には、差押えを速やかに実施する事務体制を整備することが必要と思われる。</p> <p>なお、納税者の実情から判断して執行停止や不納欠損の処理にいたる場合もある。判定の基準は既に整備されている。こうした判断も速やかに行っていく必要がある。</p> <p>多数の案件に対応していくためには、事務処理のスピードを重視しなければならない。判断基準の明瞭化と情報システムが整備されねばならない。</p>	<p>平成 17 年 10 月に「滞納整理推進要綱」を策定し、個々の案件の進行管理の充実と適時適切な財産調査や差押えができるようにするため、機能分担による事務体制を整備している。具体的には、滞納発生後概ね 3 箇月間は初動担当が納税交渉及び基礎的な調査を行い、3 箇月間で完納しない場合は、交渉担当が案件を引継ぎ綿密な財産調査に基づく効果的な納税交渉及び差押えを行い、それでも完納しない場合は、高額・悪質・膠着案件の滞納整理を行う整理班が引継ぎ滞納整理を行っている。</p> <p>さらに、平成 19 年度から、滞納整理を効率的かつ効果的に行うため、タイヤロックによる差押えを実施した。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

下記現状について、納税課に対するヒアリングにより確認した。

平成 21 年度以降は、上記取組みを加速させている。すなわち、現年分担当各班が 1 年以内に財産調査・完納まで完了させることを原則とし、完納できないものは整理班又は個人住民税・自動車税対策班に引き継ぎ対応している。

また、タイヤロックについては平成 19 年度に集中的に取り組んだ。現在は、より効率的な預貯金等の債権差押えに重点的に取り組んでいる。

なお、自動車税現年度滞納者への一斉文書催告（タイヤロック装着写真掲載のチラシ同封）については、毎年 8 月に実施している。

5. 税務システム及び情報セキュリティ

(ア) 組織的安全管理措置・組織体制の整備（個人情報保護）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>・ 監査責任者の設置及び監査実施体制の整備</p> <p>現状：現在までのところ個人情報保護を対象とした監査は実施していない。</p> <p>評価：個人情報保護の制度の整備運用状況を適正なものとするには、監査は欠かせない。第三者によるモニタリングの機能を果たす定期的な監査の実施が望まれる。</p>	<p>「税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順」に基づき、平成 21 年度から個人情報保護を対象とした監査を実施する。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

富山県税務電算システム維持管理業務委託等における特定個人情報等の安全管理に関する監査の実施結果（平成 30 年 1 月 29 日実施分）を閲覧し、個人情報保護を対象とする監査が実施されていることを確認した。

なお、税務課担当者へのヒアリングにより、毎年各担当者から個人情報の保護に関する自己点検結果を入手していることを確認するとともに、税務課が入手した平成 29 年度税務電算システム情報セキュリティ自己点検実施結果概要を査閲して、個人情報保護に係る項目に問題ないことを確認した。

(イ) 規程等の整備と規程等に従った運用（個人情報保護）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>・個人データの取扱い委託する場合の受託者選定基準、委託契約書の雛形の整備とそれらに従った運用が行われているか。</p> <p>現状： (略)</p> <p>「税務電算システム情報セキュリティ実施手順」では、委託先から実施体制表、主任担当者選任届、従事者一覧、個人情報・機密情報の取扱方法等の書面を提出させて情報セキュリティ対策を確認することとなっている。</p> <p>評価：</p> <p>必要に応じて調査を行う等により、委託先の個人情報保護対策の検証を行うことも必要と考える。</p>	<p>「富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務委託契約」に基づき、受託業者に対し厳重に個人情報の保護対策を講じるよう要請している。</p> <p>また、受託業者における個人情報の管理体制の確認等を行っている。</p> <p>委託業務にかかる個人情報漏えい防止対策の徹底を要請する文書を発出する等、平素から緊張感をもった業務の意識付けに留意している。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

<p>平成 30 年 4 月 1 日付富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務委託契約書を閲覧し、仕様書に個人情報保護について明記されていること、個人情報に関する秘密の保持について、委託先担当者等から誓約書を入手していることを確認した。</p> <p>また、富山県税務電算システム維持管理業務委託等における特定個人情報等の安全管理に関する監査の実施結果（平成 30 年 1 月 29 日実施分）を閲覧し、個人情報保護を対象とする監査が実施されていることに加え、指摘事項がないことを確認した。</p>
--

(ウ) 個人情報の漏えい防止対策（個人情報保護）

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(意見)</p> <p>個人情報の取扱いに係る最も重要なリスクは、個人情報の漏えいであろう。これは、外部からの不正なアクセスによるものよりも、主に人的なミスや意図により生じるものである。</p>	<p>日頃より、管理監督者は税務電算システム利用者に対し、「富山県庁情報セキュリティ対策基準」を遵守し、情報セキュリティを尊</p>

平成 18 年度包括外部監査における結果・意見	措置の内容
<p>(略)</p> <p>普段からの職員教育、情報セキュリティを尊重する組織文化の形成、委託先の選定基準の明確化並びに定期的な調査等が必要である。</p>	<p>重するよう周知・徹底を図っている。</p> <p>また、「富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務委託契約」に基づき、受託業者に対し厳重に個人情報の保護対策を講じるよう要請するとともに、受託業者における個人情報の管理体制の確認等を行っている。</p>

質問・関連資料閲覧により把握した現状とその評価

平成 30 年 4 月 1 日付富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務委託契約書を閲覧し、仕様書に個人情報保護について明記されていることを確認した。また、富山県税務電算システム維持管理業務委託等における特定個人情報等の安全管理に関する監査の実施結果（平成 30 年 1 月 29 日実施分）を閲覧し、個人情報保護を対象とする監査が実施されていることに加え、指摘事項がないことを確認した。